

g) 底生動物

(a) 文献調査結果

震災前の底生動物に関する情報は少ないが、「(仮称) 仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価書」に係る調査でモノアラガイが確認されていた。また、井土浦では汽水環境を反映してアサリやイソシジミなどの貝類、ゴカイ類、チゴガニなどの甲殻類が確認されていた。確認種数は40種であった。

(b) 現地踏査結果

震災後の事業計画地付近の生息状況については、今後調査を行いデータを蓄積するが、魚類の現地踏査時に合わせて底生動物の確認を行った結果、モクズガニやテナガエビなど13種を確認した。

(c) 震災後の状況

震災前後の状況は表6.1.4-16に示すとおりである。現地踏査で情報が得られた甲殻類に関しては、震災前後で確認種が異なっているが、これは震災前の調査対象地域が干潟であるのに対し、震災後は貞山運河や水路を対象としているためと考えられる。

表 6.1.4-16(1/2) 震災前後の確認種：底生動物

科	種	震災前(文献調査)	震災後(現地踏査)
スチロヒラムシ科	イジマヒラムシ		
ウミニナ科	ホソウミニナ		
ウミニナ科	ウミニナ		
サザナミツボ科	サザナミツボ		
ミズツボ科	エドガワミズゴマツボ		
ヘコミツララガイ科	マツシマコメツブ		
モノアラガイ科	モノアラガイ		
イガイ科	ホトトギスガイ		
ニッコウガイ科	サビシラトリガイ		
シオサザナミ科	イソシジミ		
マルスダレガイ科	アサリ		
オキナガイ科	ソトオリガイ		
カギゴカイ科	クシカギゴカイ		
ゴカイ科	ゴカイ		
ゴカイ科	イトメ		
スピオ科	ヤマトスピオ		
スピオ科	ドロオニスピオ		
イトゴカイ科	イトゴカイ		
イトゴカイ科	シダレイトゴカイ		
オフエリアゴカイ科	オフエリアゴカイ科の一種		
ケヤリムシ科	ケヤリムシ科の一種		
タナイス目	タナイス目の一種		
クーマ目	クーマ目の一種		
ユンボヨコエビ科	ニッポンドロソコエビ		
ドロクダムシ科	ウエノドロクダムシ		
ヨコエビ科	ヨコエビ科の一種		
スナウミナナフシ科	ムロミスナウミナナフシ		
コツブムシ科	イソコツブムシ		
アミ科	<i>Neomysis</i> 属の一種		
ヌマエビ科	ヌマエビ		

表 6.1.4-16(2/2) 震災前の確認種：底生動物

科	種	震災前（文献調査）	震災後（現地踏査）
テナガエビ科	シラタエビ		
テナガエビ科	テナガエビ		
テナガエビ科	スジエビ		
エビジャコ科	エビジャコ		
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		
スナモグリ科	ニホンスナモグリ		
アナジャコ科	ヨコヤアナジャコ		
ワタリガニ科	イシガニ		
ムツハアリアケガニ科	アリアケモドキ		
コメツキガニ科	チゴガニ		
コメツキガニ科	コメツキガニ		
オサガニ科	ヤマトオサガニ		
ベンケイガニ科	クロベンケイガニ		
ベンケイガニ科	アシハラガニ		
モクズガニ科	アカイソガニ属の一種		
モクズガニ科	モクズガニ		
モクズガニ科	ケフサイソガニ		
モクズガニ科	イソガニ		
ユスリカ科	ユスリカ科の一種		
合計	49 種	40 種	13 種

種名に「～目の一種」「～科の一種」「～属の一種」と示したものは、種までの同定ができなかったものを示す。

文献調査の資料：

- ・仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査報告書（平成 14 年、宮城県）
- ・（仮称）仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価書（平成 24 年 5 月、仙台市荒井南土地区画整理組合設立準備委員会）

(2) 注目すべき動物の状況

注目すべき動物の状況については、文献確認種から表 6.1.4-17 の注目すべき動物の選定基準に該当する種を抽出するとともに、事業計画地の近隣で実施されている「(仮称) 仙台市荒井南土地地区画整理事業環境影響評価書」(平成 24 年、仙台市荒井南土地地区画整理組合設立準備委員会)及び「(仮称) 仙台市荒井西土地地区画整理事業環境影響評価書」(平成 24 年、仙台市荒井西土地地区画整理組合設立準備委員会)に係る注目すべき動物種を追加して把握した。その結果は表 6.1.4-18~24 に示すとおりであり、哺乳類 2 種、鳥類 78 種、爬虫類 3 種、両生類 5 種、昆虫類 36 種、魚類 14 種、底生動物 9 種が抽出された。

また、現地踏査の結果、事業計画地付近で確認された注目種は表 6.1.4-25 に示すとおりであり、鳥類のチュウサギ、ミサゴなど 8 種、昆虫類のコガムシなど 3 種、魚類のメダカ北日本集団など 2 種、底生動物のアリアケモドキ 1 種が確認された。

震災前後の状況は表 6.1.4-26 に示すとおりであり、確認種数は 147 種から 14 種に減少した。これは海岸林の減少といった震災影響が一部反映されているが、前記の動物相の状況と同様に、震災前後の調査範囲や調査時期が異なることに起因しており、双方を単純に比較することはできない。現地踏査で確認された注目すべき動物を見ると、水辺の生態系上位種であるチュウサギやミサゴ、陸域の生態系上位種であるオオタカが継続して確認されたことから、それぞれの種の生息環境は維持もしくは回復しているものと考えられる。また、ニホンウナギやメダカ北日本集団が継続して確認されたのは、これらが汽水環境でも生息可能であるため、津波影響を免れたかもしくは早期に回復することができたためと考えられる。

表 6.1.4-17 注目すべき動物の選定基準

番号	選定基準
	「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)に基づく天然記念物
	「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物
	「日本の絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト - レッドリスト」(平成 24 年、環境省)の掲載種
	「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドリスト 2013 年版 - 」(平成 25 年、宮城県)の掲載種
	「平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年、仙台市)における学術上重要種、減少種のうち東部田園及び海浜における A ランクとされている種

表 6.1.4-18 注目すべき動物の状況：哺乳類

種名					
ヒナコウモリ				VU	1,4
カヤネズミ				要注目	
2 種	0 種	0 種	0 種	2 種	1 種

表 6.1.4-19(1/3) 注目すべき動物の状況：鳥類

種名					
ウズラ			VU	CR+EN	1,4,A
ヒシクイ			VU	NT	1,4
マガン			NT	要注目種	1,4
コクガン			VU	VU	1,2,4
ツクシガモ			VU		
アカツクシガモ			DD		

表 6.1.4-19(2/3) 注目すべき動物の状況：鳥類

種名					
オシドリ			DD		
トモエガモ			VU		
アカハジロ			DD		
シノリガモ				LP	
コアホウドリ			EN		
クロコシジロウミツバメ			CR	VU	
ヒメウ			EN	VU	
チシマウガラス			CR		
サンカノゴイ			EN	NT	1
ヨシゴイ			NT	NT	
オオヨシゴイ			CR	CR+EN	1
アマサギ					2
チュウサギ			NT		1,2,4
コサギ					2
カラシラサギ			NT	DD	
クロトキ			DD		
ヘラサギ			DD		
クロツラヘラサギ			EN		
クイナ				要注目種	
ヒメクイナ				要注目種	
ヒクイナ			NT	CR+EN	
オオバン					1
ヨタカ			NT	NT	
ケリ				要注目種	
シロチドリ			DD	要注目種	
セイタカシギ			VU		
オオジシギ			VU		
シベリアオオハシシギ			NT	NT	1,4
オオソリハシシギ			DD		
ホウロクシギ			VU		
ツルシギ			VU	NT	
アカアシシギ			VU		
カラフトアオアシシギ			VU		1
タカブシギ			CR		
ハマシギ			VU		
ヘラシギ			NT		
タマシギ			CR	NT	1
ツバメチドリ			VU		
ズグロカモメ			VU		
オオアジサシ			VU	要注目種	
コアジサシ			VU		
ウミガラス			VU	VU	1,2,4
ケイマフリ			CR		
マダラウミスズメ			VU	要注目種	
ウミスズメ			DD		
ウトウ			CR		
ミサゴ				VU	
ハチクマ			NT		1,4
オジロワシ				NT	1,4

表 6.1.4-19(3/3) 注目すべき動物の状況：鳥類

種名					
オオワシ			VU	VU	1,2,4
チュウヒ			EN	NT	
ツミ				DD	1,4
ハイタカ			NT	NT	1,4
オオタカ			NT	NT	1,4
サシバ			VU	VU	
イヌワシ			EN	CR+EN	1,4
オオコノハズク				要注目種	1
フクロウ				VU	
アオバズク					1
トラフズク				要注目種	1
コミミズク				要注目種	
チゴハヤブサ				要注目種	1,4
ハヤブサ			VU	NT	1,4
サンショウクイ			VU	VU	1,4
チゴモズ			CR	CR+EN	1,4
アカモズ			EN	CR+EN	1,4
コシアカツバメ			EN	NT	
オオセッカ					4
セグロセキレイ					1
ホオアカ			NT	要注目種	1
ノジコ			VU	NT	
コジュリン			VU	VU	1,2,4
78種	5種	5種	60種	45種	33種

表 6.1.4-20 注目すべき動物の状況：爬虫類

種名					
アカウミガメ			EN		
ニホンイシガメ			NT	DD	1,4,A
クサガメ				DD	1
3種	0種	0種	2種	2種	2種

表 6.1.4-21 注目すべき動物の状況：両生類

種名					
トウホクサンショウウオ			NT	NT	1,4
クロサンショウウオ			NT	LP	4
アカハライモリ			NT	LP	
トウキョウダルマガエル			NT	NT	
ツチガエル				NT	
5種	0種	0種	4種	5種	2種

表 6.1.4-22(1/2) 注目すべき動物の状況：昆虫類

種名					
コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN	
ヒヌマイトトンボ			EN	VU	1,A
モートンイトトンボ			NT		

表 6.1.4-22(2/2) 注目すべき動物の状況：昆虫類

種名					
カラカネイトトンボ				CR+EN	
マダラヤンマ			NT		
カトリヤンマ				CR+EN	1
ヤブヤンマ				VU	
ウチワヤンマ					1
キトンボ				VU	1
スズムシ					1
ハマスズ				CR+EN	
ヤマトマダラバッタ					2
カワラバッタ				NT	1
スナヨコバイ			NT	CR+EN	
コオイムシ			NT	NT	1,A
タガメ			VU	CR+EN	1,A
タイコウチ					1,A
オオウスバカゲロウ				CR+EN	
ルリハダホソクロバ			NT		
オオムラサキ			NT		1
アオスジアゲハ					4
ヒメシロチョウ			EN	CR+EN	
ヤマトトックリゴミムシ					1
ヒョウタンゴミムシ				NT	
カワラハンミョウ			EN	CR+EN	1
クロゲンゴロウ			NT		
ゲンゴロウ			VU	NT	1
マルガタゲンゴロウ			VU		
スナサビキコリ				NT	
ゲンジボタル				NT	1
アオスジカミキリ					1,2
トビイロヒョウタンゾウムシ				NT	
ムツボシベッコウ			NT		
ニッポンハナダカバチ			VU	VU	
キスジツチスガリ				VU	1
キヌゲハキリバチ				VU	1
36 種	0 種	0 種	16 種	22 種	19 種

表 6.1.4-23 注目すべき動物の状況：魚類

種名					
スナヤツメ			VU	NT	1,A
ニホンウナギ			EN	NT	1
キンブナ			VU	NT	
タナゴ			EN	CR+EN	1
アカヒレタビラ			EN	CR+EN	1,A
シナイモツゴ			CR	CR+EN	1
サクラマス			NT	NT	1
メダカ北日本集団			VU	NT	1
イトヨ日本海型				DD	1
シロウオ			VU	VU	
ヒモハゼ			NT	NT	1
エドハゼ			VU	VU	1
マサゴハゼ			VU	VU	1
アベハゼ				VU	1
14 種	0 種	0 種	12 種	14 種	12 種

表 6.1.4-24 注目すべき動物の状況：底生動物

種名					
ウミニナ			NT	NT	
サザナミツボ				CR+EN	
エドガワミズゴマツボ			NT	DD	
マツシマコメツボ				DD	
モノアラガイ			NT		
イトメ				NT	
シダレイトゴカイ				NT	
アリアケモドキ				NT	
マルガタゲンゴロウ			VU		
9 種	0 種	0 種	4 種	7 種	0 種

表 6.1.4-18～24 の見出しの丸数字は表 6.1.4-17 に対応する。

【 の凡例】

EX(絶滅)：既に絶滅したと考えられる種

CR+EN(絶滅危惧 I 類)：絶滅の危機に瀕している種

CR(絶滅危惧 II A 類)：ごく近い将来野生で絶滅の危険性が高いもの

EN(絶滅危惧 II B 類)：II A 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの

VU(絶滅危惧 III 類)：絶滅の危険が増大している種

NT(準絶滅危惧)：存在基盤が脆弱な種

DD(情報不足)：評価するだけの情報が不足している種

要注目(要注目種)：現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種

【 の凡例】

・学術上重要な植物種

1: 仙台市においてもともと希産あるいは希少である種、あるいは分布が限定されている種

2: 仙台市が分布の北限、南限となっている種、あるいは隔離分布となっている種

3: 仙台市が模式産地(タイプロカリティ)となっている種

4: その他、学術上重要な種

・減少種

A: 以前に比べて減少傾向にあるが、現在はほとんど見ることもできない種

資料：平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成 23 年、仙台市)

平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書(平成 16 年、仙台市)

仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査報告書(平成 14 年、宮城県)

国指定仙台海浜鳥獣保護区井土浦特別保護地区指定計画書(環境省案)(平成 18 年、環境省)

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区指定計画書(環境省案)(平成 18 年、環境省)

井土浦ハゼ科魚類生息状況調査報告書(平成 23 年、株式会社エコーリス)

(仮称)仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価書(平成 24 年 5 月、仙台市荒井南土地区画整理組合設立準備委員会)

(仮称)仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価書(平成 24 年 6 月、仙台市荒井西土地区画整理組合設立準備委員会)

表 6.1.4-25 注目すべき動物の状況：現地踏査

区分	種名					
鳥類	アマサギ					2
	チュウサギ			NT		1,2,4
	コサギ					2
	オオバン					1
	ミサゴ			NT		1,4
	オオタカ			NT	NT	1,4
	ハヤブサ			VU	NT	1,4
	セグロセキレイ					4
小計	8種	0種	0種	4種	2種	8種
昆虫類	キバナガミズギワゴミムシ				VU	
	エチゴトックリゴミムシ			NT	NT	
	コガムシ			DD		
小計	3種	0種	0種	2種	2種	0種
魚類	ニホンウナギ			EN	NT	1
	メダカ北日本集団			VU	NT	1
小計	2種	0種	0種	2種	2種	2種
底生動物	アリアケモドキ				NT	
小計	1種	0種	0種	0種	1種	0種
合計	14種	0種	0種	8種	7種	10種

表 6.1.4-25 の見出しの丸数字は表 6.1.4-17 に対応する。

【 の凡例】

EX(絶滅)：既に絶滅したと考えられる種

CR+EN(絶滅危惧 I 類)：絶滅の危機に瀕している種

CR(絶滅危惧 IA 類)：ごく近い将来野生で絶滅の危険性が高いもの

EN(絶滅危惧 IB 類)：IA 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの

VU(絶滅危惧 II 類)：絶滅の危険が増大している種

NT(準絶滅危惧)：存在基盤が脆弱な種

DD(情報不足)：評価するだけの情報が不足している種

要注目(要注目種)：現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種

【 の凡例】

・学術上重要な植物種

1: 仙台市においてもともと希産あるいは希少である種、あるいは分布が限定されている種

2: 仙台市が分布の北限、南限となっている種、あるいは隔離分布となっている種

3: 仙台市が模式産地(タイプロカリティー)となっている種

4: その他、学術上重要な種

・減少種

A: 以前に比べて減少傾向にあるが、現在はほとんど見るこのできない種

表 6.1.4-26 震災前後の状況：注目すべき動物種

分類群	震災前(文献調査)	震災後(現地踏査)	増減
哺乳類	2	0	-2
鳥類	78	8	-70
爬虫類	3	0	-3
両生類	5	0	-5
昆虫類	36	3	-33
魚類	14	2	-12
底生動物	9	1	-8
合計	147種	14種	-133種

(3) 注目すべき生息地

注目すべき生息地については、「平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年、仙台市)に示される動物生息地として重要な地域により把握した。

その結果は表 6.1.4-27 及び図 6.1.4-5 に示すとおりであり、蒲生干潟など 8 箇所が確認された。詳細は不明であるが、これらの多くは津波の影響を受けており、震災前の状況とは変わっている可能性がある。事業計画地は「低地の水田地帯」と重複する。

表 6.1.4-27 注目すべき生息地

番号	名称	対象	選定基準	内容
9	名取川・ 広瀬川中～ 下流域	鳥類	2,7,8	中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。
10	名取川河口	魚類	1,4	塩分に比較的耐性がある河川下流の魚、周縁性淡水魚に加え、沿岸性の海魚が出現するため、魚類相が多様。
11	名取川 (下流域)	鳥類	1,4,8	河原のイカルチドリの生息・繁殖、オジロワシ等の猛禽類。アオジの生息及び繁殖。
12	七北田川 (中流域～ 河口)	哺乳類・ 鳥類	2,8	川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくなってきている。
13	荒井の大沼	鳥類	4	マガン、その他水鳥の渡来地
14	低地の 水田地帯	鳥類	1,7,8	セッカの繁殖、ホオアカの繁殖。居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。
15	福田町の田園	鳥類	5,7	市街地に残されたまとまった広がりが確保された田園生態系として重要。かつてはマガン、その他水鳥の渡来地としての利用もあった。
16	蒲生干潟	鳥類	1,4,5,6,8	シギ・チドリ類の渡りの中継地、コクガン渡来地。
17	井土浦	鳥類	1,4,5,6,8	シギ類渡来地
18	仙台湾海浜	哺乳類・ 鳥類・ 昆虫類	1,4,5,6,8	海岸林も含めて動物の生息及び移動経路として極めて重要になってきた。また、ヤマトマダラバッタ等の海浜性昆虫が生息。
19	貞山運河	潮間帯 動物	1,2	多様な潮間帯動物の生息。

資料：平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成 23 年、仙台市)

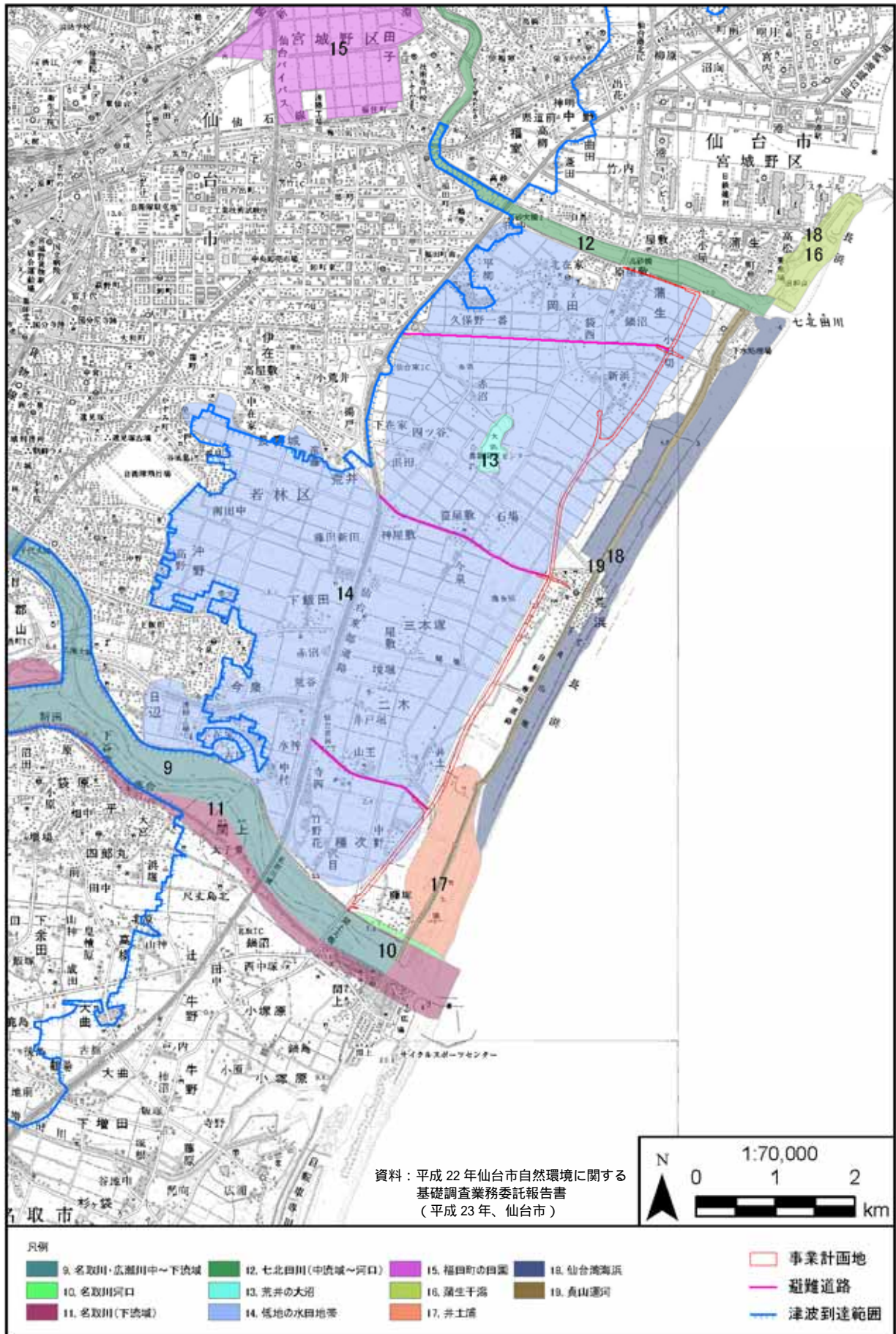


図 6.1.4-5 注目すべき生息地（動物生息地として重要な地域）

(4) 動物についての保全上の留意点

文献調査の結果、概況調査範囲では水辺環境に依存して生息する注目種が多く確認されている。また、事業計画地下流域には井土浦が存在しており、ここでも注目すべき動物が多く確認されている。現地踏査でも水辺環境に生息する注目種が確認されていることから、事業の実施にあたっては、水辺環境や下流域の水質保全に留意が必要である。また、事業計画地は注目すべき生息地である低地の水田地帯に係ることから、そこに生息するセッカやホオアカの生息環境である草地の保全に留意が必要である。さらにオオタカなどの猛禽類が現地踏査でも確認されていることから、それらの営巣環境や採餌環境の保全についても留意が必要である。

6.1.5. 景観等

1) 景観

(1) 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況

自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況については、「平成 21 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年、仙台市)、「仙台市の指定・登録文化財」(仙台市 HP)等の文献に基づいて把握した。また、下記の期日、範囲において現地踏査を行い、情報の補完、震災後の状況について把握した。

表 6.1.5-1 現地踏査実施状況

項目	期日	対象範囲
景観	平成 24 年 9 月 9 日～10 日	事業計画地から概ね 500m の範囲

概況調査範囲における自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の分布状況は、表 6.1.5-2～5 及び図 6.1.5-1～2 に示すとおりである。

当地域は基本的に東から順に仙台湾、砂浜、クロマツ林、貞山堀、水田地帯という風景要素からなっており、水田地帯の中には集落や屋敷林(居久根)が島状に存在している。

地形・地質・自然現象や自然的景観資源は、井土浦、名取川・七北田川河口、仙台湾海岸にみられる。

歴史的・文化的景観資源としては、指定文化財等が存在するほか、寺社仏閣等もある。また、仙台平野の原風景である屋敷林(居久根)のある田園風景がみられる。

文献調査等によってこれらの景観資源の存在が明らかとなったが、東日本大震災の際の津波により多くの資源が被害を受けており、資源によっては震災前とは性質が大きく異なるものとなっている。現地踏査により把握した景観資源の被災跡の状況を表 6.1.5-8 に示す。

事業計画地は、ほとんどが農地及び道路であり景観資源はない。

表 6.1.5-2 学術上重要な地形・地質・自然現象

No.	件名	選定理由	保全の状況	概要
9	大沼、赤沼、南長沼	仙台平野の原風景を残す湖(往時の面影が失われているため選定から除外)	-	仙台平野がかつて一面の谷地、沼地であった名残を残す池沼であった。現在、埋立、浚渫及び護岸の整備により、オニバスなど自然度の高い植生を伴っていた往時の面影は失われている。
10	井土浦・名取川河口・七北田川河口など	潟湖・河川干潟・砂浜海岸の典型例、かつ動植物の重要な生育地	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区(井土浦)	潟湖、河口干潟、(近世の)運河などを伴う砂浜海岸。植生的にも、また、鳥類の生息地としても重要である。

資料：平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成 23 年、仙台市)

表 6.1.5-3 自然景観資源

No.	名称	種類	概要	見られ方	インパクト	保全の状況
87	蒲生干潟	湖沼	分類：潟湖 面積48,000m ² 湖岸線延長2,700m	近・中	人の立入り、道路開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区
88	井土浦	湖沼	分類：潟湖 面積270,000m ² 水深1.4m 湖岸線延長4,900m 貞山堀の陸側には大規模なヨシ原。	近・中	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発、ゴミの投棄	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区
89	南長沼	湖沼	分類：低地湖沼 面積20,000m ² 水深0.8m 湖岸線延長900m 仙台平野の原形をとどめる湿地状の湖沼。浚渫、埋立てにより、自然景観資源としての損失が著しい。	近	人の立入り、農林業開発、道路開発、周辺の開発	(損失が著しいため選定から除外)
90	大沼	湖沼	分類：低地湖沼 面積17,000m ² 水深5.5m 標高2m 湖岸線延長2,200m 仙台平野の原形をとどめる湿地状の湖沼。浚渫、埋立てにより、自然景観資源としての損失が著しい。	近・中	人の立入り、農林業開発、道路開発、周辺の開発	(損失が著しいため選定から除外)
94	仙台湾砂浜海岸(深沼海岸)	砂浜・磯浜	分類：砂浜 延長9.5km 巾60m 山元町から続く砂浜海岸の一部。名取川河口から七北田川河口まで。砂浜の内陸側には、クロマツ林、貞山堀がある。	近・中・遠	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国設鳥獣保護区
95	長浜	砂浜・磯浜	分類：砂浜 延長1.9km 巾30m 山元町から続く砂浜海岸の一部。七北田川河口より北。内陸側には、蒲生干潟がある。	近・中・遠	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国設鳥獣保護区
201	広浦	湖沼	分類：潟湖 南部に大規模なヨシ原が広がる。	近・中	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域

資料：平成22年度自然環境基礎調査報告書（平成23年、仙台市）
現地踏査

表6.1.5-4(1/2) 文献調査により把握した歴史的・文化的景観資源

No.	名称	種別区分	指定区分	所在地	解説
3	陸奥国分寺薬師堂 附厨子1基・棟札1枚	建造物	国指定	若林区木ノ下3丁目8-1	陸奥国分寺薬師堂は、慶長12年（1607）、伊達政宗によって造営された。入母屋造、本瓦葺、素木造の桃山様式建築物である。なお、この薬師堂は奈良時代に建立された、陸奥国分寺跡にある。
5	陸奥国分寺跡	史跡	国指定	若林区木ノ下2丁目、3丁目	奈良時代の天平13年（741）、聖武天皇の命により、全国に建立された国分寺のひとつ。発掘調査の結果、講堂、金堂、七重塔など、14以上の建物を配する壮大な伽藍を持っていたことが分かっている。
6	陸奥国分尼寺跡	史跡	国指定	若林区白萩町	奈良時代の天平13年（741）、聖武天皇の命により、国分寺とともに、全国に建立された尼寺のひとつ。発掘調査により、金堂と推定される建物跡が見つかっている。
8	遠見塚古墳	史跡	国指定	若林区遠見塚1丁目ほか	仙台市内で最大の前方後円墳。県内でも名取市の雷神山古墳に次ぐ規模の大型古墳である。全長約110m。発掘調査では、ふたつの木棺が確認されている。構造や遺物から、古墳時代、4世紀末頃に造られたものとみられている。
15	苦竹のイチョウ	天然記念物	国指定	宮城野区銀杏町7-36	樹齢約1000年といわれるイチョウの巨木。幹から気根という根が乳房のように垂れていることから、乳銀杏ともよばれている。木の下に祀られる姥神にお参りすると乳の出がよくなるといわれ、現在でも祈願の対象となっている。
16	朝鮮ウメ	天然記念物	国指定	若林区古城2丁目	ウメの変種。臥龍梅。樹齢は約360年とみられている。この梅は伊達政宗が、文禄2年（1593）に朝鮮半島から持ち帰ったものと伝えられている。

表6.1.5-4(2/2) 文献調査により把握した歴史的・文化的景観資源

No.	名称	種別区分	指定区分	所在地	解説
20	白山神社 本殿	建造物	県指定	若林区木 ノ下3丁目 9-1	白山神社はじめ陸奥国分寺の守り神であつたと伝えられるが、現在の本殿は江戸時代の寛永17年(1640)に再建されたものである。一間社流造こけら葺で、流れるような美しい形に、江戸時代初期のすぐれた技法がみられる。
28	陸奥国分 寺薬師堂 仁王門	建造物	県指定	若林区木 ノ下3丁目 8-1	この門は江戸時代、慶長12年(1607)の、薬師堂の創建にあわせて建立されたものと伝えている。入母屋造茅葺の八脚門で、左右には寺の守り神の仁王として、一对の金剛力士像が安置されている。
24	落合観音 堂 附 棟札1枚	建造物	県指定	太白区四 郎丸字落 合60	落合観音堂は、はじめ太白区袋原にあったが、江戸時代の寛永4年(1627)、伊達政宗が落合に移し、さらに昭和26年(1951)に現在地に移転した。素木造で屋根は入母屋造茅葺となっている。
33	善応寺開 山堂	建造物	市指定	宮城野区 燕沢2丁目 3-1	善応寺開山堂は、11尺四方、棧瓦葺、宝形造の建築物で、通玄禅師の坐像と位牌を祀っている。内部には墓石と厨子があり、上部に仙台藩四代藩主伊達綱村筆の扁額がかけられている。
51	善応寺横 穴古墳群	史跡	市指定	宮城野区 燕沢2丁目 3-1	宮城野区燕沢の善応寺裏山一帯に分布する、7世紀後半から8世紀前半にかけての横穴墓群。昭和23年(1948)から5次にわたって発掘調査が行われており、埋没しているものを含めると総数は百基を超えるものと推定される。出土遺物には土師器、須恵器のほか勾玉などがある。
101	洞口家住 宅	建造物	国指定	名取市大 曲字中小 路26	主屋、馬屋、表門の3棟から成り、堀といくねをめぐらした環濠集落。江戸時代中期宝暦年間の建築。名取型として旧仙台領内最大規模の古民家。
102	東光寺石 造宝篋印 塔	建造物	名取市 指定	名取市下 増田字丁 地233	高さ234cm、江戸中期(寛延4年、1751年)の石造建造物。
103	開運橋	建造物	名取市 登録	名取市関 上2・3丁目	昭和3年に貞山運河にかけられた橋。
104	関上土手 の松並	天然記念物	名取市 登録	名取市関 上字柳原 上他	関上字新大塚付近一帯の名取川右岸堤防沿いの松並。

資料：平成21年度自然環境基礎調査報告書(平成22年、仙台市)
仙台市の指定・登録文化財(仙台市HP)

表 6.1.5-5 現地踏査により把握した歴史的・文化的景観資源

No.	名称	種類	所在地
1	天照大神宮	神社	宮城野区蒲生字八郎兵衛第一 25
2	吉窪神社	神社	宮城野区岡田字浜通 29
3	照徳寺	寺	宮城野区岡田字浜通 36
4	湯殿山神社	神社	若林区荒井笹屋敷 135
5	長樂院不動尊	不動尊	若林区荒井笹屋敷 156
6	湊神社	神社	若林区荒浜新堀端
7	浄土寺	寺	若林区荒浜字西 20
8	神明社	神社	若林区荒浜神明林
9	東日本大震災慰霊乃塔	慰霊碑	若林区荒浜字中丁
10	八大龍王	神社	若林区荒浜字中丁 36-33
11	海楽寺	寺	若林区井土字宅地 19
12	日吉神社	神社	若林区二木字山王 23
13	東禅院	寺	若林区種次字寺西 62
14	五柱神社	神社	若林区藤塚字屋敷 51

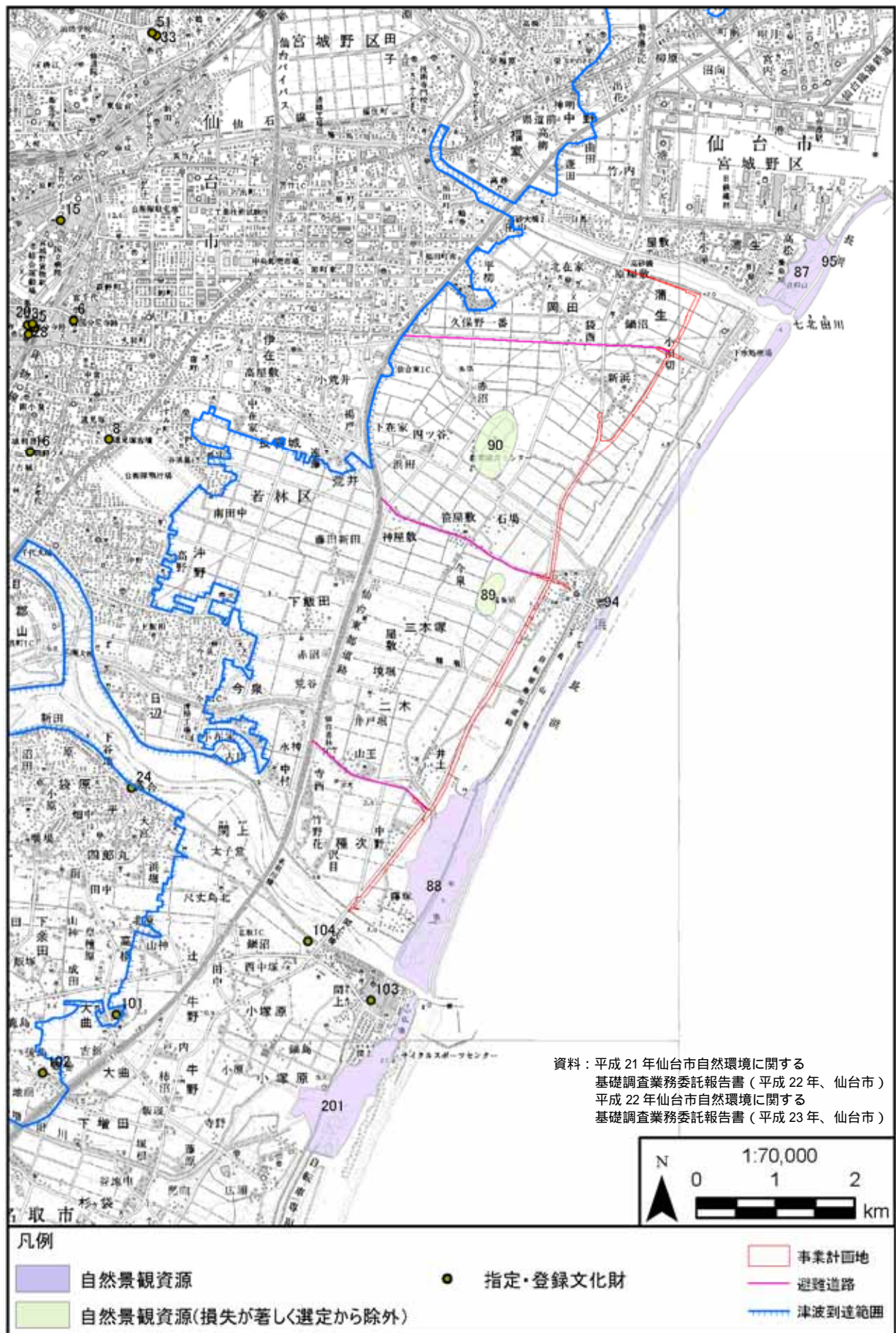


図 6.1.5-1 文献調査により把握した景観資源

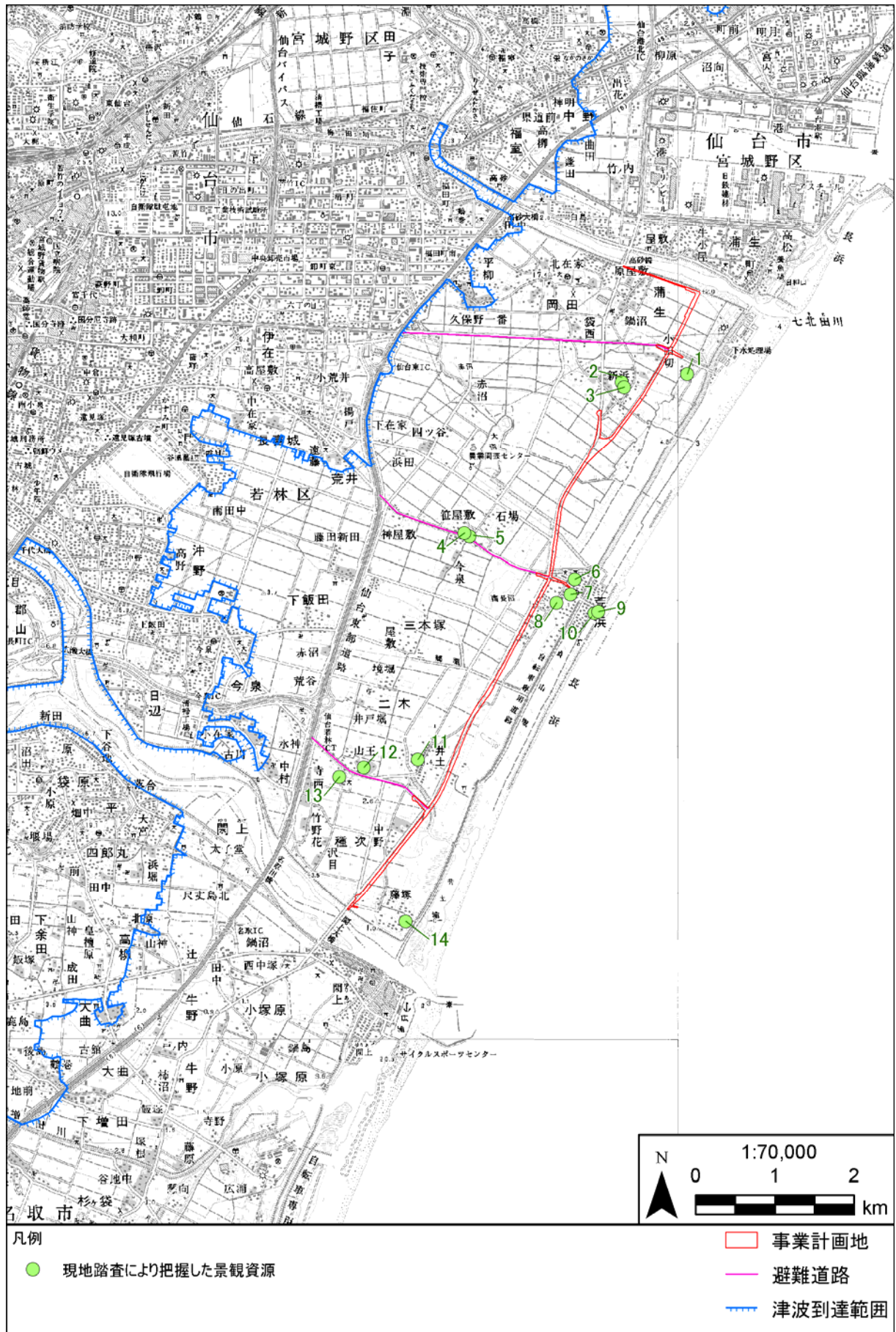


図 6.1.5-2 現地踏査により把握した景観資源

(2) その他の環境資源

仙台市が策定した平成6年度自然環境基礎調査報告書（平成7年3月）では、地域の歴史・文化を背景とした資源の分布について、市内の中学校区単位で「家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの」についてアンケート調査が実施されている。

その結果は、表6.1.5-6に示すとおりである。

表6.1.5-6 家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの

区	中学校名	残したいもの・大切にしたいもの
宮城野	高砂	蒲生干潟
	田子	田園風景、七北田川
若林	六郷	田園風景、貞山堀、広瀬川
	七郷	深沼海岸（松林含む）
	沖野	広瀬川、田園風景
太白	袋原	落合観音、名取川

資料：平成6年度自然環境基礎調査報告書（平成7年、仙台市）

(3) 眺望の状況

概況調査範囲における眺望は、事業計画地の西側は仙台平野の代表的な田園景観が広がっているのに対し、東側は松林と後背の海岸景観が南北に続いている。

事業計画地を望む主な眺望地点としては、表6.1.5-7及び図6.1.5-3に示すとおりである。なお、東日本大震災の影響を受け、事業計画地を眺望できる仙台東部道路以東の公共施設は、農業園芸センター及び冒険広場（平成23年度に数回臨時開園あり）を除き利用されていない。

表6.1.5-7 主な眺望地点

区分	No.	地点の名称
公園・レクリエーション施設	1	海岸公園野球場・庭球場
	2	農業園芸センター
	3	貞山堀（自転車道）
	4	深沼海水浴場
	5	冒険広場
	6	井土浦
既存集落	7	原屋敷集落
	8	新浜集落
	9	荒浜集落
	10	井土集落
	11	中野集落
	12	藤塚集落

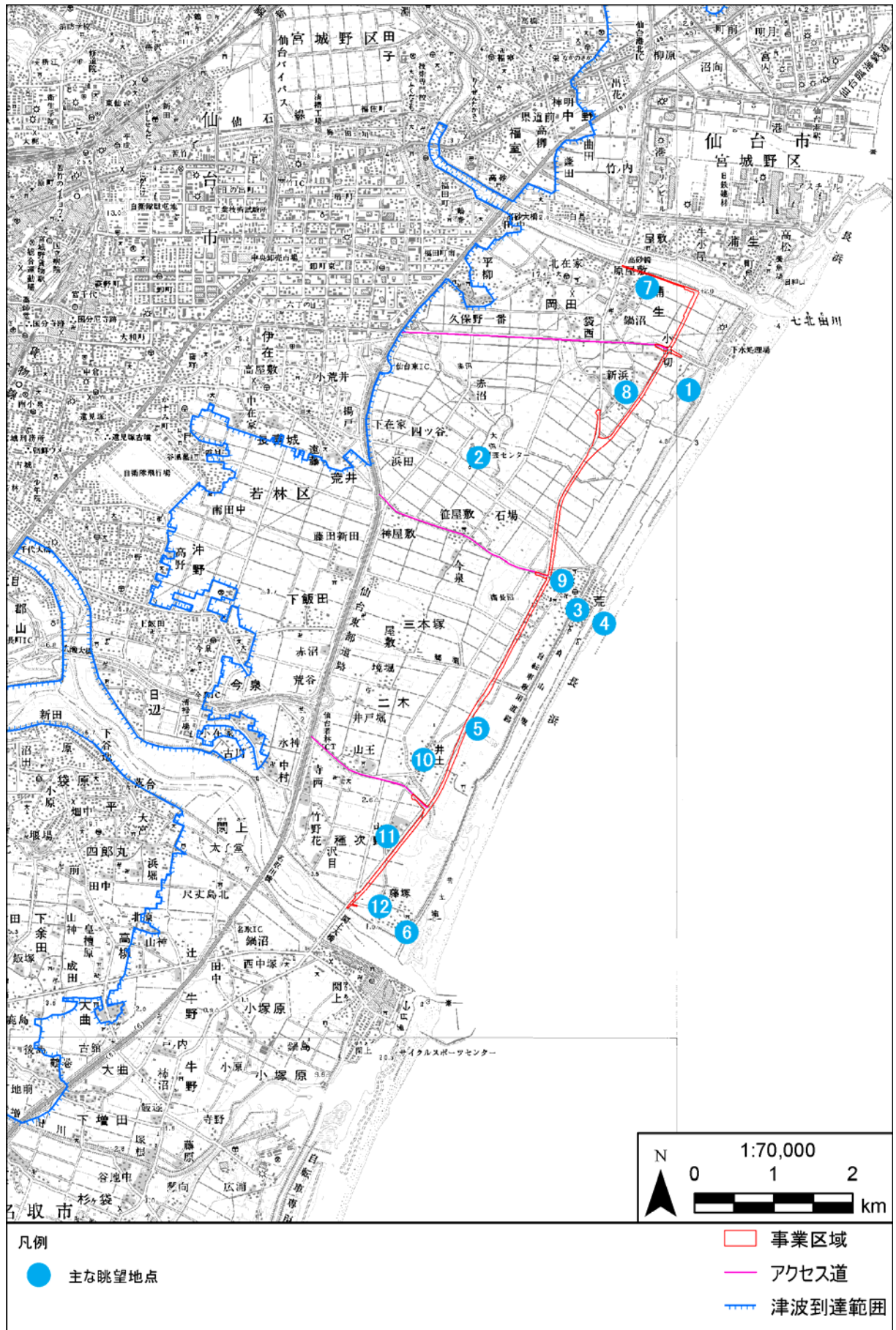


図 6.1.5-3 主な眺望地点

(4) 震災後の状況

概況調査範囲においては、震災の影響により、地形・地質・自然現象や自然的景観資源は津波により浸水したが、概ね震災前の形状に回復しつつある。歴史的・文化的景観資源をみると、陸奥国分寺跡では石灯籠 1 基を残して倒壊、遠見塚古墳では後円部の主体部約 4 m²が 10cm 位陥没、名取市では開運橋が崩落した。

また、事業計画地を眺望できる仙台東部道路以東の公共施設は農業園芸センター及び冒険広場（平成 23 年度に数回臨時開園あり）を除き利用されていない。

現地踏査によって明らかになった景観資源の状況については表 6.1.5-8 に示す。

表 6.1.5-8(1/3) 現地踏査により明らかになった景観資源の状況

名称	写真（2012 年 9 月 9～10 日撮影）	資源の状況
仙台湾砂浜海岸 (深沼海岸)		砂浜に隣接して存在していたクロマツ林の大部分が消失している。一部が島状の森林として現在も残されている。震災前の仙台湾には、白砂青松の景観が形成されていたが、クロマツ林が大部分で消失したことにより、景観の性質も大きく異なるものとなっている。
天照皇大神宮		社殿が全壊し、土台のみが残された状態となっている。社寺林の被害を受け、樹木が減少している。境内に植栽されていたと思われるツツジ等の低木類も枯死しており、震災前とは大きく異なる景観となっている。
吉窪神社		神社の建造物類は全壊し、鳥居のみが残されている状態であり、震災前とは大きく異なる景観となっている。 神社があった場所には新たに基礎が造られており、神社の再建が進められているものと思われる。
照徳寺		吉窪神社に隣接した寺であるが、建造物は残されている（被害を受けた形跡はあるが、修繕されている）。また、保存樹木であるイチヨウの大木も残されているが、夏季であっても葉がついている枝が少なく衰弱しているため、回復のための処置をしているとのことである。

表 6.1.5-8(2/3) 現地踏査により明らかになった景観資源の状況

名称	写真(2012年9月9~10日撮影)	資源の状況
湯殿山神社		<p>津波が到達した範囲内であるが、外見上は目立った被害は見られない。</p>
長樂院不動尊		<p>津波が到達した範囲内であるが、外見上は目立った被害は見られない。</p>
湊神社		<p>社殿が全壊し、参道の痕跡や土台のみが残されている。境内の樹木も残されておらず、雑草が繁茂し、震災前とは大きく異なる景観となっている。</p>
浄土寺		<p>本来の社殿は損壊し、現在は仮設の社殿が設置されている。境内の樹木は全て失われており、震災前とは大きく異なる景観となっている。仮設の社殿が設置されていることから、今後、復旧されるものと思われる。</p>
神明社		<p>社殿は全壊し、土台のみが残されている。境内の樹木は全て失われており、石碑類は周囲に散乱している。雑草も繁茂し、震災前とは大きく異なる景観となっている。</p>
東日本大震災 慰霊乃塔		<p>深沼海水浴場の入口付近に設置された慰霊碑であり、震災後に設置されたものである。現在は多くの人が訪れる場所となっている。</p>

表 6.1.5-8(3/3) 現地踏査により明らかになった景観資源の状況

名称	写真(2012年9月9~10日撮影)	資源の状況
八大龍王		海から近いため津波の被害も大きかったものと考えられ、鳥居のみが残されている。震災前とは大きく異なる景観となっている。
海楽寺		井土集落の住宅地内にある寺であり、建物は残されているものの、大きな被害を受けている。
日吉神社		社殿は残されているが、境内の樹木の多くが失われ、震災前とは大きく異なる景観となっている。
東禅院		津波が到達した範囲内であるが、外見上は目立った被害は見られない。
五柱神社		社殿は全壊し、土台と参道のみが残されている。周囲には雑草が繁茂し、震災前とは大きく異なる景観となっている。

(5) 景観保全上の留意点

事業計画地周辺には、仙台平野の代表的な田園景観が広がっているため、法面等について可能な範囲で緑化を行い、田園景観との調和に留意する。

2) 自然との触れ合いの場

(1) 自然との触れ合いの場の状況

自然との触れ合いの場の状況については、宮城県土地利用規制図、宮城県土地利用基本計画図、仙台市公園・緑地等配置図等の文献に基づいて把握した。また、下記の期日、範囲において現地踏査を行い、情報の補完、震災後の状況について把握した。

表 6.1.5-9 現地踏査実施状況

項目	期日	対象範囲
自然との触れ合いの場	平成 24 年 9 月 9 日～10 日	事業計画地から概ね 500m の範囲

a) 地域性緑地

概況調査範囲には表 6.1.5-10 及び図 6.1.5-4 に示すとおり、県自然環境保全地域、広域公園等の地域性緑地（法令に基づくもの）が指定されている。

表 6.1.5-10 地域性緑地（法令に基づくもの）

区分	名称	面積等
県自然環境保全地域	仙台湾海浜県自然環境保全地域	1,507.7ha
広域公園	海岸公園	511.2ha

資料：宮城県土地利用規制図、宮城県土地利用基本計画図、仙台市公園・緑地等配置図

b) 海辺、河川、湖沼との親水

概況調査範囲には図 6.1.5-4 に示すとおり仙台市内唯一の海水浴場である深沼海水浴場がある。また、七北田川から名取川にかけての海岸沿いには、仙台自然休養林（160.93ha）が整備されており、市民の身近な緑、自然観察の場として利用されている。

河川との親水事業としては、表 6.1.5-11 に示すとおり、広瀬川において国土交通省による名取川直轄総合水系環境整備事業が行われている。

湖沼では、大沼が親水性の高い水辺整備が行われているほか、赤沼は釣り等に利用されている。

表 6.1.5-11 河川との親水事業

事業名	地区 / 事業内容	年次	事業概要
名取川直轄総合水系環境整備事業	広瀬川地区 水環境整備	平成12年度 ～15年度	導水施設（取水ポンプ場）、流量観測施設の設置
	広瀬川地区 利用促進	平成17年度 ～21年度	親水護岸の整備、アクセス施設整備（階段・スロープ）

資料：国土交通省東北地方整備局資料

c) 緑との触れ合い

概況調査範囲には、図 6.1.5-4 に示すとおり大沼に隣接して仙台市農業園芸センターがある。事業概要は表 6.1.5-12 に示すとおりである。

表 6.1.5-12 仙台市農業園芸センターの事業概要

項目	内容
開園年月日	平成元年6月
総面積	106,986㎡（うち、市民農園面積23,745㎡）
開園時間	午前9時から午後4時45分まで
事業内容	農業振興事業、市民園芸の啓発普及事業、農業交流事業 農業及び園芸の試験及び研究に関する事業、農業及び園芸の技術及び経営の指導に関する事業など
各種講座	市民農業講座、老壮園芸学園、農業サポーター養成講座、農業者実践セミナー、地産地消推進サポーター
主な催し物	梅を観る会、春の草花まつり、バラまつり、秋バラ鑑賞会、収穫まつり、サマー・ウインター・フェスティバル、旬の香り市など

資料：仙台市農業園芸センターHP

d) その他

概況調査範囲には、七北田川から貞山堀に沿って一般県道仙台亘理自転車道線（仙台市宮城野区岩切～亘理町沖、43.4 km）が整備されている。また、名取市閑上には、サイクルスポーツセンターと閑上海浜プールが整備されている。

e) 公園

概況調査範囲には、表 6.1.5-13 及び図 6.1.5-5 に示すとおり、市街地や集落に公園が整備されており、市民の身近な自然との触れ合いの場となっている。

事業計画地に近接して、海岸公園（センター施設、野球場・庭球場、運動広場・パークゴルフ場、冒険広場、乗馬場等）や荒浜集落の街区公園が位置している。



図 6.1.5-4 自然との触れ合いの場

表 6.1.5-13(1/4) 公園一覧

番号	名称	住所	番号	名称	住所
1	燕沢二丁目緑地	仙台市宮城野区燕沢二丁目16	527	館西6号公園	仙台市若林区沖野七丁目578-6
8	福室上町東公園	仙台市宮城野区福室五丁目220-1外	528	卸町東一丁目公園	仙台市若林区卸町東一丁目1005-3
9	中野北上公園	仙台市宮城野区中野字北上44-3	529	六丁の目南町公園	仙台市若林区六丁の目南町6-2
13	福室公園	仙台市宮城野区福室五丁目601-70	530	遠見塚一丁目5号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目249-24
16	燕沢一丁目公園	仙台市宮城野区燕沢一丁目391	531	大和町一丁目東公園	仙台市若林区大和町一丁目114-30外
29	田子二丁目公園	仙台市宮城野区田子二丁目40-1	532	六丁の目北町公園	仙台市若林区六丁の目北町9-3
30	田子二丁目北公園	仙台市宮城野区田子二丁目6-4	533	館南7号公園	仙台市若林区沖野七丁目275-11
31	福室上町北公園	仙台市宮城野区福室六丁目29-1	534	門暮10号公園	仙台市若林区今泉一丁目45-9
34	燕沢東二丁目公園	仙台市宮城野区燕沢東二丁目66-3	535	館南6号公園	仙台市若林区沖野六丁目302-14
35	小鶴一丁目北公園	仙台市宮城野区小鶴一丁目203-15外	536	河原下9号公園	仙台市若林区沖野六丁目10-30
36	栄五丁目公園	仙台市宮城野区栄五丁目15	537	白萩西公園	仙台市若林区白萩町263
37	燕沢二丁目公園	仙台市宮城野区燕沢二丁目6-27	538	河原下7号公園	仙台市若林区沖野六丁目2-5
38	出花二丁目公園	仙台市宮城野区出花二丁目7-9	539	大和町二丁目公園	仙台市若林区大和町二丁目53-2
39	福室上町南公園	仙台市宮城野区福室三丁目9-2	540	下飯田築道公園	仙台市若林区六郷103-6外
41	栄一丁目公園	仙台市宮城野区栄一丁目85-3	542	荒井土才敷公園	仙台市若林区荒井字土才敷13-3
46	上田子2号公園	仙台市宮城野区田子三丁目507	543	上飯田遠西2号公園	仙台市若林区上飯田一丁目76-2
47	田子要害東公園	仙台市宮城野区田子一丁目252-1	544	館西5号公園	仙台市若林区沖野二丁目36-7
50	燕沢三丁目公園	仙台市宮城野区燕沢三丁目66-75	545	河原下3号公園	仙台市若林区沖野七丁目131-17
52	田子小原公園	仙台市宮城野区田子三丁目111-4	546	館南9号公園	仙台市若林区沖野六丁目281-13
56	福室境公園	仙台市宮城野区福室七丁目1-42	547	六丁の目中町西公園	仙台市若林区六丁の目中町9-1
62	出花西公園	仙台市宮城野区栄四丁目10-7	548	門暮8号公園	仙台市若林区今泉一丁目132-10外
63	栄東公園	仙台市宮城野区栄四丁目20-5	549	遠見塚二丁目3号公園	仙台市若林区遠見塚二丁目404-11
64	宿在家公園	仙台市宮城野区栄三丁目5-8	551	遠見塚二丁目公園	仙台市若林区遠見塚二丁目241-4
65	福在公園	仙台市宮城野区栄二丁目7-6	552	新神柵公園	仙台市若林区沖野二丁目265-5
69	栄公園	仙台市宮城野区栄四丁目4-1	553	館南4号公園	仙台市若林区沖野七丁目241-48
71	福室寺前公園	仙台市宮城野区福室五丁目36-9	554	木ノ下公園	仙台市若林区木ノ下二丁目69
72	吉ヶ沢東公園	仙台市宮城野区燕沢東二丁目62-31	555	門暮7号公園	仙台市若林区今泉一丁目86-39
82	鶴ヶ谷八丁目公園	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目6	556	中柵東7号公園	仙台市若林区沖野三丁目91-5
83	鶴ヶ谷七丁目南公園	仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目8	557	館西4号公園	仙台市若林区沖野二丁目25-4
84	屋舗公園	仙台市宮城野区新田三丁目49-2外	558	中柵東6号公園	仙台市若林区沖野三丁目69-7
86	西田公園	仙台市宮城野区新田三丁目261-1外	559	中柵東5号公園	仙台市若林区沖野七丁目134-2
206	安養寺三丁目公園	仙台市宮城野区安養寺三丁目20-32	560	河原下6号公園	仙台市若林区沖野六丁目44.6
208	東仙台六丁目公園	仙台市宮城野区東仙台六丁目158-27	561	中柵東4号公園	仙台市若林区沖野七丁目54-6
214	安養寺下東公園	仙台市宮城野区東仙台七丁目7-133	562	門暮6号公園	仙台市若林区今泉一丁目12-19
215	安養寺下西公園	仙台市宮城野区東仙台七丁目7-183	563	門暮5号公園	仙台市若林区今泉一丁目50-5
221	鶴ヶ谷一丁目東公園	仙台市宮城野区鶴ヶ谷一丁目10	564	大和町五丁目公園	仙台市若林区大和町五丁目52-9
511	銀杏町緑地	仙台市宮城野区銀杏町723	565	河原下5号公園	仙台市若林区沖野六丁目18-6
512	高砂二丁目緑地	仙台市宮城野区高砂二丁目26-2	566	河原下4号公園	仙台市若林区沖野六丁目96-6
513	伊勢公園	仙台市若林区荒浜新一丁目4	567	中倉二丁目公園	仙台市若林区中倉二丁目201-9
515	遠見塚一丁目4号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目230-8	568	館西3号公園	仙台市若林区沖野二丁目48-14
516	沖野二丁目公園	仙台市若林区沖野二丁目123-8	569	中柵東3号公園	仙台市若林区沖野三丁目152-10
517	遠見塚二丁目2号公園	仙台市若林区遠見塚二丁目226-11	570	館西2号公園	仙台市若林区沖野二丁目82-10
518	遠見塚一丁目3号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目18-4	571	白萩公園	仙台市若林区白萩町62
519	館南8号公園	仙台市若林区沖野六丁目295-17	572	尼坪公園	仙台市若林区大和町三丁目18-1
520	沖野一丁目公園	仙台市若林区沖野一丁目415-24	573	牛踏公園	仙台市若林区大和町四丁目506-1
521	遠見塚一丁目2号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目20-7	574	柳公園	仙台市若林区大和町三丁目6
522	遠見塚一丁目公園	仙台市若林区遠見塚一丁目234-9	575	松木公園	仙台市若林区大和町五丁目804-2
523	六丁の目中町公園	仙台市若林区六丁の目中町29-1	576	門暮1号公園	仙台市若林区今泉一丁目139-3
524	四本松公園	仙台市若林区荒浜新二丁目9-1	577	若林五丁目公園	仙台市若林区若林五丁目32-16
526	中柵東8号公園	仙台市若林区沖野三丁目73-13	578	門暮4号公園	仙台市若林区今泉一丁目64-2外

表 6.1.5-13(2/4) 公園一覧

番号	名称	住所	番号	名称	住所
579	一本杉町公園	仙台市若林区一本杉町317-21	634	福室半在家公園	仙台市宮城野区福室三丁目407-3外
580	中柵東1号公園	仙台市若林区沖野七丁目147-2	635	田中東一番公園	仙台市宮城野区福室字田中東一番14-8
581	河原下2号公園	仙台市若林区沖野六丁目125-2	636	田中前二番公園	仙台市宮城野区福室字田中前二番1-12
582	河原下1号公園	仙台市若林区沖野六丁目50-3	637	中野2号公園	仙台市宮城野区中野字牛小舎23-74外
583	館西1号公園	仙台市若林区沖野二丁目53-2	638	鶴巻一丁目東公園	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1006-1
584	館南1号公園	仙台市若林区沖野六丁目326-11	639	鶴巻一丁目西公園	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1010-1
585	大和町一丁目南公園	仙台市若林区大和町一丁目205-32	641	仙石南公園	仙台市宮城野区仙石89-16
586	大和町一丁目北公園	仙台市若林区大和町一丁目240-6	642	原町四丁目公園	仙台市宮城野区原町四丁目146-9
587	三寿美田公園	仙台市若林区中倉三丁目109-8	643	仙石西公園	仙台市宮城野区小鶴字仙石58-22
588	御休場南公園	仙台市若林区若林六丁目36-9	644	出花一丁目公園	仙台市宮城野区出花一丁目12-4
589	門簾3号公園	仙台市若林区今泉一丁目75-4	645	東仙台三丁目公園	仙台市宮城野区東仙台三丁目232-5
590	今泉二丁目2号公園	仙台市若林区今泉二丁目28-10	646	平成一丁目南公園	仙台市宮城野区平成一丁目34-8
591	上飯田三丁目公園	仙台市若林区上飯田三丁目57-22	647	蒲生土手前3号公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目15-6
592	今泉一丁目西公園	仙台市若林区今泉一丁目351-25	648	中野向田公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目177-1外
593	内手東公園	仙台市太白区袋原字内手10-2	649	港南東公園	仙台市宮城野区蒲生字南城道田5-4外
594	法地北公園	仙台市太白区中田町字法地北24-20	650	港南西公園	仙台市宮城野区蒲生字南屋ヶ城1-27外
595	広瀬川飯田緑地	仙台市太白区飯田字河原95-1外	651	高砂一丁目西公園	仙台市宮城野区高砂一丁目18-8
596	土手畑7号公園	仙台市若林区上飯田二丁目59	652	白鳥一丁目公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目265-3外
597	沖野二丁目東公園	仙台市若林区沖野二丁目85-16	654	平成一丁目公園	仙台市宮城野区平成一丁目581-89
598	広瀬川若林緑地	仙台市若林区若林地先	655	蒲生町公園	仙台市宮城野区蒲生字町12-12
600	中田東公園	仙台市太白区中田町字東59-29	656	幸町三丁目公園	仙台市宮城野区幸町三丁目505-24
602	遠見塚東公園	仙台市若林区遠見塚東169-5	657	蒲生西屋敷添公園	仙台市宮城野区蒲生字西屋敷添3-1
604	法地南緑地	仙台市太白区中田町字法地南3-6	658	原町カックウ公園	仙台市宮城野区原町二丁目37-2外
605	荒浜新緑地	仙台市若林区荒浜新二丁目20-7	659	高砂二丁目向田公園	仙台市宮城野区高砂二丁目8-3
606	大和町五丁目緑地	仙台市若林区大和町五丁目701-6	661	原前2号公園	仙台市太白区袋原三丁目36-55
608	南宮城野公園	仙台市宮城野区宮千代一丁目36-1	663	吹上2号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上28-26
609	宮千代公園	仙台市宮城野区宮千代一丁目9-1	664	中田土手内公園	仙台市太白区中田町字土手内59-2
610	志波北公園	仙台市宮城野区萩野町二丁目7-1	665	寺浦2号公園	仙台市太白区中田町字寺浦33-2
611	清水田公園	仙台市宮城野区萩野町三丁目6-1	666	内手公園	仙台市太白区袋原字内手62-7
612	谷地館公園	仙台市宮城野区宮千代三丁目3	668	吹上3号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上31-15外
613	萩野町公園	仙台市宮城野区萩野町三丁目10	669	四郎丸神明2号公園	仙台市太白区四郎丸字神明19-13
614	新田公園	仙台市宮城野区新田四丁目12	670	南首長公園	仙台市太白区中田町字南首長104-2
615	福住町公園	仙台市宮城野区福住町9-2	672	袋原台東公園	仙台市太白区袋原四丁目42-6
616	町浦公園	仙台市宮城野区福田町二丁目365	673	四郎丸神明3号公園	仙台市太白区四郎丸字神明27-5
617	小鶴公園	仙台市宮城野区新田四丁目25	674	法地南公園	仙台市太白区中田町字法地南27-9外
618	川北公園	仙台市宮城野区新田5丁目9	675	四郎丸戸ノ内公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内10-17
619	耳取公園	仙台市宮城野区白鳥二丁目528	676	袋原北中江公園	仙台市太白区袋原三丁目34-3
620	高砂駅西公園	仙台市宮城野区福室二丁目7-8外	677	四郎丸大宮公園	仙台市太白区四郎丸字大宮1-33
621	中野公園	仙台市宮城野区中野字牛小舎25-26	678	袋原下谷地西公園	仙台市太白区袋原字下谷地128-17
622	高砂公園	仙台市宮城野区福室一丁目46-17外	679	四郎丸神明4号公園	仙台市太白区四郎丸字神明85-6
623	福田町四丁目公園	仙台市宮城野区福田町四丁目5-1	680	四郎丸昭和裏公園	仙台市太白区四郎丸字昭和裏35-4外
625	耳取2号公園	仙台市宮城野区白鳥二丁目96-11	681	四郎丸昭和裏2号公園	仙台市太白区四郎丸字昭和裏23-3外
626	海道下公園	仙台市宮城野区東仙台三丁目120-6外	683	小平2号公園	仙台市太白区袋原六丁目42-22
627	原町六丁目公園	仙台市宮城野区原町六丁目70-20	684	四郎丸戸ノ内2号公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93-11外
628	宮千代西公園	仙台市宮城野区宮千代一丁目22-5	685	前沖4号公園	仙台市太白区中田町字前沖213-28
629	西原西公園	仙台市宮城野区蒲生一丁目12	686	渡道東公園	仙台市太白区四郎丸字渡道56-3外
630	福田町砂押公園	仙台市宮城野区福田町二丁目1224	688	平瀨南公園	仙台市太白区袋原字平瀨4-18
631	蒲生土手前公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目109-01	689	中田境公園	仙台市太白区中田町字境45-15
632	蒲生土手前2号公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目5-2外	690	渡道北公園	仙台市太白区四郎丸字渡道24-9
633	蒲生蓬田前公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目560-6	692	四郎丸戸ノ内3号公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93-46

表 6.1.5-13(3/4) 公園一覧

番号	名称	住所	番号	名称	住所
693	四郎丸落合公園	仙台市太白区四郎丸字落合1-52	746	昭和中公園	仙台市太白区四郎丸字昭和中78-12
694	吹上1号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上77-9	747	郡山源兵衛東公園	仙台市太白区郡山字源兵衛東42-4外
695	沼田公園	仙台市太白区袋原一丁目6-12	748	四郎丸昭和前公園	仙台市太白区四郎丸字昭和前4-17
697	渡道公園	仙台市太白区四郎丸字渡道43-3	749	山木公園	仙台市若林区上飯田三丁目64-3
698	四郎丸新田公園	仙台市太白区四郎丸字新田102-14	750	高田3号公園	仙台市若林区上飯田三丁目1-12
699	落合公園	仙台市太白区四郎丸字落合12-35	751	高田1号公園	仙台市若林区上飯田三丁目105-7外
701	前沖北東公園	仙台市太白区中田町字前沖北2-3	752	土手畑1号公園	仙台市若林区上飯田二丁目133-7
702	中首長公園	仙台市太白区中田町字中首長70-12	753	上飯田大町1号公園	仙台市若林区上飯田四丁目144-5
703	原前公園	仙台市太白区袋原三丁目1-10	754	上飯田大町2号公園	仙台市若林区上飯田四丁目155-12
704	原公園	仙台市太白区袋原一丁目35-15	755	上飯田大町6号公園	仙台市若林区上飯田四丁目113-13
705	小平公園	仙台市太白区袋原六丁目59-11	756	門暮2号公園	仙台市若林区今泉一丁目29-4
706	袋原北公園	仙台市太白区袋原二丁目24-43	757	上飯田大町5号公園	仙台市若林区上飯田四丁目76-7
707	南小泉公園	仙台市若林区古城三丁目209-7外	758	山木4号公園	仙台市若林区上飯田三丁目123-15外
708	卸町東二丁目公園	仙台市若林区卸町東二丁目4-1	759	上飯田大町4号公園	仙台市若林区上飯田四丁目71-9
709	卸町五丁目公園	仙台市若林区卸町五丁目4	760	上飯田大町7号公園	仙台市若林区上飯田四丁目63-6
710	卸町公園	仙台市若林区卸町二丁目13	761	上飯田大町3号公園	仙台市若林区上飯田四丁目88-29
711	高砂一丁目公園	仙台市宮城野区高砂一丁目23-1	762	飯田前2号公園	仙台市若林区今泉一丁目26-19
712	岡田西町公園	仙台市宮城野区岡田西町2	763	門暮9号公園	仙台市若林区今泉一丁目78
713	福田町南一丁目公園	仙台市宮城野区福田町南一丁目1007	764	久保田東公園	仙台市若林区今泉二丁目6-15
714	高田4号公園	仙台市若林区上飯田三丁目33-9	765	飯田前公園	仙台市若林区今泉二丁目73-37
716	河原下10号公園	仙台市若林区沖野六丁目93-13	766	久保田公園	仙台市若林区今泉二丁目51-14外
717	横堀前4号公園	仙台市若林区上飯田一丁目5-2外	767	山木2号公園	仙台市若林区上飯田二丁目73-36
718	蒲町公園	仙台市若林区蒲町21-2外	768	土手畑5号公園	仙台市若林区上飯田二丁目125-6外
719	高田5号公園	仙台市若林区上飯田三丁目48-13	769	土手畑3号公園	仙台市若林区上飯田二丁目138-11
720	久保田東2号公園	仙台市若林区今泉二丁目1-8	770	土手畑2号公園	仙台市若林区上飯田二丁目145-29
721	下飯田築道2号公園	仙台市若林区六郷42-7	771	土手畑4号公園	仙台市若林区上飯田二丁目90-4
722	若林五丁目3号公園	仙台市若林区若林五丁目22-2	772	土手畑6号公園	仙台市若林区上飯田二丁目82-19外
723	大和町一丁目4号公園	仙台市若林区大和町一丁目63-4	773	上飯田遠西公園	仙台市若林区上飯田一丁目108-6
724	今泉二丁目公園	仙台市若林区今泉二丁目87-2	774	飯田遠西公園	仙台市若林区上飯田一丁目28-12
725	大和町五丁目北公園	仙台市若林区大和町五丁目40-4	775	上飯田遠西3号公園	仙台市若林区上飯田一丁目39-21
726	梅塚公園	仙台市若林区今泉一丁目337-4	776	河原下8号公園	仙台市若林区沖野六丁目30-11
727	沖野一丁目東公園	仙台市若林区沖野一丁目104-20	777	館南3号公園	仙台市若林区沖野六丁目283-40
728	沖野一丁目南公園	仙台市若林区沖野一丁目106-23	778	館南5号公園	仙台市若林区沖野六丁目376-25
729	遠見塚一丁目東公園	仙台市若林区遠見塚一丁目242-12	779	横堀前公園	仙台市若林区上飯田一丁目23-4
730	遠見塚二丁目南公園	仙台市若林区遠見塚二丁目267-12	780	横堀前2号公園	仙台市若林区上飯田一丁目55-30
731	扇町一丁目公園	仙台市宮城野区扇町一丁目4	781	横堀前3号公園	仙台市若林区上飯田一丁目62-3外
732	日の出町公園	仙台市宮城野区日の出町三丁目6	782	上飯田前田公園	仙台市若林区上飯田二丁目24-15
733	扇町四丁目公園	仙台市宮城野区扇町四丁目9-1	783	高田2号公園	仙台市若林区上飯田三丁目46-3
734	西原公園	仙台市宮城野区蒲生二丁目37	784	七曲公園	仙台市若林区かすみ町91-8
735	扇町六丁目公園	仙台市宮城野区扇町六丁目5-1	785	稻荷堂公園	仙台市若林区霞目二丁目234-30
736	四郎丸神明公園	仙台市太白区四郎丸字神明58-7	786	三ノ坪公園	仙台市若林区沖野一丁目15-31
737	四郎丸新田2号公園	仙台市太白区四郎丸字新田105-11	787	霞ノ目背戸公園	仙台市若林区霞目二丁目15-1
738	袋原下谷地公園	仙台市太白区袋原二丁目111-11外	788	案内公園	仙台市宮城野区東仙台五丁目7-30外
739	吹上4号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上34-12外	789	伊藤屋敷下公園	仙台市若林区かすみ町425-20
740	袋原畑中東公園	仙台市太白区袋原四丁目24-8外	790	門田東公園	仙台市若林区かすみ町21-13
741	渡道南公園	仙台市太白区四郎丸字渡道42-13外	791	土手下中公園	仙台市若林区蒲町512-22外
742	耳取西公園	仙台市宮城野区白鳥二丁目48-19	792	館南2号公園	仙台市若林区沖野六丁目306-5
743	福室要谷公園	仙台市宮城野区福室四丁目28-4外	793	蒲北2号公園	仙台市若林区蒲町20-4外
744	福室要谷2号公園	仙台市宮城野区福室四丁目30-7外	794	蒲北公園	仙台市若林区蒲町14-7外
745	田子一丁目南公園	仙台市宮城野区田子一丁目1001-26	795	蒲町穴田公園	仙台市若林区蒲町19-17
796	七曲2号公園	仙台市若林区かすみ町70-24外	1622	新田東二丁目公園	仙台市宮城野区原町苦竹字館前60-2の一部外

表 6.1.5-13(4/4) 公園一覧

番号	名称	住所	番号	名称	住所
797	二ノ坪2号公園	仙台市若林区沖野一丁目11-31	1623	仙台港背後地7号公園	仙台市宮城野区中野字神明175-4の一部外
798	長喜城公園	仙台市若林区長喜城字鉄砲前16-3	1624	仙台港背後地9号公園	仙台市宮城野区福室字県道前58の一部外
799	清水沼三丁目公園	仙台市宮城野区清水沼三丁目223-9	1632	荒井1号公園	仙台市若林区伊在字西田
800	袋原平北公園	仙台市太白区袋原五丁目20-36	1633	荒井2号公園	仙台市若林区伊在字南通
801	仙石北公園	仙台市宮城野区仙石117-18	1634	荒井3号公園	仙台市若林区荒井字中在家
802	福室四丁目公園	仙台市宮城野区福室四丁目90-3	1635	荒井4号公園	仙台市若林区荒井字堀添
803	飯田公園	仙台市太白区東郡山二丁目59-52外	1636	荒井5号公園	仙台市若林区六丁目字小荒井裏8番1の一部外
804	六丁目の目東公園	仙台市若林区六丁目字南119	1637	荒井6号公園	仙台市若林区荒井字矢取
805	袋原台東・北公園	仙台市太白区袋原四丁目8-8	1638	荒井7号公園	仙台市若林区荒井字揚戸1番1外
806	袋原台東・西公園	仙台市太白区袋原四丁目18-4	1639	荒井8号公園	仙台市若林区荒井字遠藤
807	二ノ坪公園	仙台市若林区沖野一丁目10-26	1641	与兵衛沼公園	仙台市宮城野区蟹沼20-1外
808	海岸公園	仙台市若林区井土字砂崩1外	1651	四郎丸浜堀東公園	仙台市太白区四郎丸字浜堀55番17
809	田子要害西公園	仙台市宮城野区田子字要害254-9	1652	平淵中公園	仙台市太白区袋原字平淵21番34
810	袋原平公園	仙台市太白区袋原五丁目24-48	1655	東四郎丸公園	仙台市太白区四郎丸字大宮26番11外
811	中田中央公園	仙台市太白区中田町字荒屋敷2-1外	1660	上飯田二丁目南公園	仙台市若林区上飯田二丁目216-15
812	袋原・原公園	仙台市太白区袋原一丁目31-12	1661	天神公園	仙台市若林区上飯田字天神41-26
813	山木3号公園	仙台市若林区上飯田三丁目112-3	1667	五輪一丁目公園	仙台市宮城野区宮城野二丁目20-8
814	若林五丁目2号公園	仙台市若林区若林五丁目113-57	1668	蒲生雑子袋南公園	仙台市宮城野区蒲生字雑子袋4-20外
815	遠見塚二丁目東公園	仙台市若林区遠見塚二丁目307-24外	1671	四郎丸昭上和公園	仙台市太白区四郎丸字昭上和34-19
816	上飯田三丁目東公園	仙台市若林区上飯田三丁目62-2	1672	沖野三丁目西公園	仙台市若林区沖野三丁目308-13
817	河原下4号公園	仙台市若林区沖野六丁目96-6	1673	今泉一丁目北公園	仙台市若林区今泉一丁目338-18
819	中田土手内東公園	仙台市太白区中田町字土手内67-4	1675	安養寺二丁目公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目11-316
820	南首長北公園	仙台市太白区中田町字南首長204-2	1679	小平北公園	仙台市太白区袋原六丁目20-30
822	四郎丸戸ノ内東公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内87-16外	1680	中田境東公園	仙台市太白区中田町字境29-17
823	中田切替公園	仙台市太白区中田町字切替211-1	1683	袋原平東公園	仙台市太白区袋原五丁目19-45
824	四郎丸浜堀公園	仙台市太白区四郎丸字浜堀48-13外	1686	新田東中央公園	仙台市宮城野区新田東一丁目11-1
825	袋原堰場公園	仙台市太白区袋原字堰場32-11	1690	出花西2号公園	仙台市宮城野区中野字出花西90-13
826	四郎丸前公園	仙台市太白区四郎丸字前100-8外	1718	広瀬川八本松緑地	仙台市太白区八本松地先
1470	平成二丁目東公園	仙台市宮城野区平成二丁目17-3	1719	広瀬川中河原緑地	仙台市若林区南小泉字中河原地先
1471	福室二丁目公園	仙台市宮城野区福室二丁目34-20	1723	燕沢公園	仙台市宮城野区燕沢一丁目64-28外
1473	安養寺二丁目東公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目75-29	1729	大堤公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目地内
1474	七北田川鶴巻緑地	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1023	1744	高砂緑地	仙台市宮城野区高砂一丁目32外
1502	蒲生公園	仙台市宮城野区蒲生二丁目40	1745	西原緑地	仙台市宮城野区蒲生字町91外
1503	四郎丸前2号公園	仙台市太白区四郎丸字前93-27	1746	中柵東2号公園	仙台市若林区沖野七丁目101-16
1536	上飯田一丁目公園	仙台市若林区上飯田一丁目315-9外	1747	原前南公園	仙台市太白区袋原三丁目18-4外
1542	出花西2号公園	仙台市宮城野区中野字出花西90-13	1796	小鶴二丁目公園	仙台市宮城野区小鶴二丁目59-3外
1557	大堤公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目地内	2001	日和山公園	名取市関上四丁目480-39,480-60
1558	大堤公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目地内	2002	東場公園	名取市関上七丁目211-11,211-28
1559	大堤公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目地内	2003	杜せきのした中央公園	名取市杜せきのした五丁目87
1561	苗代沢公園	仙台市宮城野区燕沢一丁目107-9	2004	杜すこやか公園	名取市杜せきのした五丁目88
1562	田子一丁目北公園	仙台市宮城野区田子一丁目490-17外	2005	やくしの杜公園	名取市杜せきのした四丁目10
1563	燕沢二丁目北公園	仙台市宮城野区燕沢二丁目9番358	2006	美田園四季の公園	名取市下増田字田子作地内
1566	袋原三丁目公園	仙台市太白区袋原三丁目227-13	2007	美田園中央公園	名取市下増田字田子作・六角地内
1575	上飯田三丁目南公園	仙台市若林区上飯田三丁目443-18	2008	美田園風の音公園	名取市下増田字大橋本地地内
1578	沖野一丁目北公園	仙台市若林区沖野一丁目211-63	2009	美田園雷神塚公園	名取市下増田字飯塚・南田地内
1580	七郷中央公園	仙台市若林区蒲町字東39-2の一部外	2010	美田園ふれあい公園	名取市下増田字ヶ池地内
1620	新田東五丁目北公園	仙台市宮城野区小鶴字羽山161-1の一部外	2011	美田園香り公園	名取市下増田字ヶ池地内
1621	新田東五丁目南公園	仙台市宮城野区小鶴字羽山195の一部外			

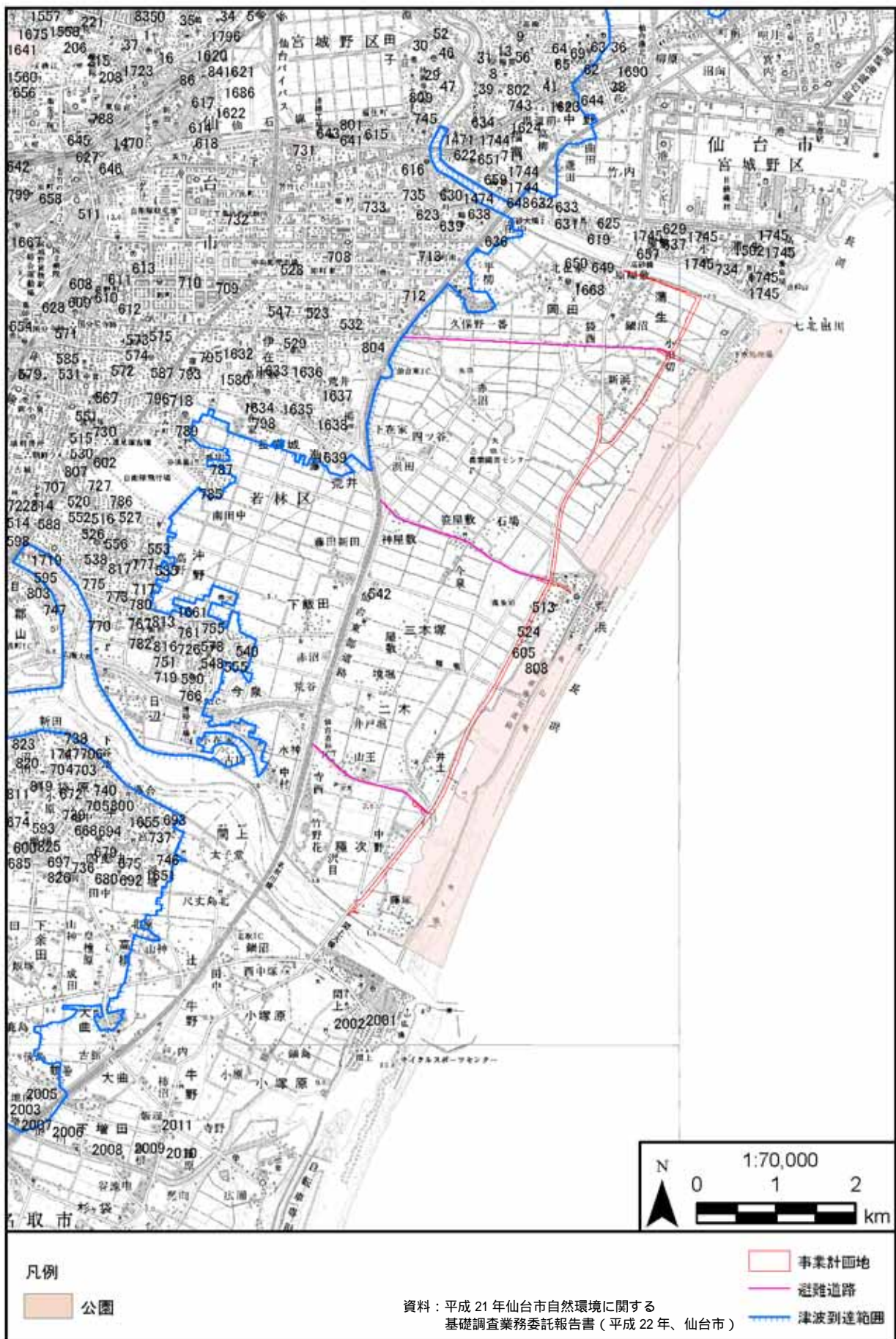


図 6.1.5-5 公園

(2) 震災後の状況

事業計画地は、震災による津波の影響を受け、仙台自然休養林のクロマツ林が甚大な被害を受けている。また、公園等の施設も損壊している。

現地踏査によって明らかになった自然との触れ合いの場の状況については表 6.1.5-14 に示す。

表 6.1.5-14(1/2) 現地踏査により明らかになった自然との触れ合いの場の状況

名称	写真（2012年9月9～10日撮影）	資源の状況
海岸公園		現在はがれき処理場として利用されている。関係者以外は立入禁止であり、触れ合いの場としては機能していない状態となっている。
仙台湾砂浜海岸 (深沼海岸)		砂浜に隣接して存在していたクロマツ林の大部分が消失している。一部が島状の森林として現在も残されている。震災前の仙台湾には、白砂青松の景観が形成されていたが、クロマツ林が大部分で消失したことにより、景観の性質も大きく異なるものとなっている。
仙台市 農業園芸センター		園内は現在も市民の憩いの場として利用されているが、グリーンギャラリー（熱帯植物園）は震災の影響で植物が枯死してしまったため、閉館中である。
大沼		大沼の周囲にある道路は路肩が崩落するなど一部通行不能であるが、通行可能な所は釣りやバードウォッチングに利用されている。
赤沼		震災による目立った被害は見られず、現在も主に釣り人に利用されている。

表 6.1.5-14(2/2) 現地踏査により明らかになった自然との触れ合いの場の状況

名称	写真(2012年9月9~10日撮影)	資源の状況
貞山堀 (自転車道)		自転車道は部分的に残っているものの、ガードレールや周辺施設が損壊しており、利用できない状態となっている。
深沼海水浴場		砂浜は残されているが、周辺施設が損壊している。震災以降、海水浴場はオープンしていない状態である。
伊勢公園		最近になって管理された様子がなく、雑草が繁茂している。
四本松公園		最近になって管理された様子がなく、雑草が繁茂している。

(3) 自然との触れ合いの場の保全上の留意点

事業計画地に最も近い自然との触れ合いの場としては海岸公園が存在するが、公園内のほとんどの施設は震災後は利用されていない。近傍で利用されている農業園芸センターや大沼、赤沼については、近傍を工事に関連する車両の走行経路としないなど、利用者のアクセス性や快適性に留意する。

3) 文化財

(1) 歴史・文化特性、指定文化財の状況等

概況調査範囲には、表 6.1.5-4 及び図 6.1.5-2 に示したとおり、建造物が 8 件、史跡が 4 件、天然記念物が 3 件存在している。

事業計画地周辺の地域の文化特性としては、宮城野区新浜集落の吉窪神社、若林区荒浜集落の神明社、同藤塚集落の五柱神社等各集落に寺社があり、それぞれ祭事が行われている。

事業計画地には、指定文化財等は存在しない。

(2) 指定文化財に準じる文化的資源

「1)景観」の「(2)その他の景観資源」参照。

(3) その他事業の立地上配慮を要する文化財

概況調査範囲には、埋蔵文化財包蔵地が確認されており、図 6.1.5-6 に示すとおりである。

事業計画地付近及び事業計画地内には、埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

(4) 震災後の状況

「1)景観」の「(4)震災後の状況」参照。

(5) 文化財等の保全上の留意点

事業計画地には埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、事業の実施にあたっては市教育委員会文化財課の指導を仰ぐものとする。



図 6.1.5-6 埋蔵文化財包蔵地

6.1.6. その他

1) 電波障害

(1) 電波受信の状況（電波の到来方向及び電波障害の状況）

事業計画地周辺において受信されているテレビ電波は、地上デジタル放送が6局あり、仙台局（送信は太白区の大年寺山及び八木山）から送信されている。

仙台市では、「仙台市中高層建築物等の建築に係る予防と調整に関する条例」により仙台市中高層建築物紛争調停委員会が、テレビ電波受信障害に係る調停を行っている。

仙台市建設指導課指導係に問い合わせたところ、電波障害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことである。

(2) 電波障害防止上の留意点

本事業においては、中高層建築物の建築の計画がないため、電波障害に対して留意する点は特にない。

2) 日照阻害

(1) 日照阻害の状況

「仙台市中高層建築物等の建築に係る予防と調整に関する条例」では、対象建築物（集合住宅、中高層建築物）の高さ2倍の水平距離の範囲を近隣関係住民の対象としている。県道仙台塩釜線に沿って指定されている準工業地域には、これら中高層建築物が立地している。

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制は、下表に示すとおりである。

表 6.1.6-1 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第 4(に)欄の 項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7 mを超える又 は3階以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	5時間	3時間
第二種住居専用地域					
準住居地域					
近隣商業地域 準工業地域					

資料：仙台市都市計画総括図

仙台市では、「仙台市中高層建築物等の建築に係る予防と調整に関する条例」により、仙台市中高層建築物紛争調停委員会が、日照に係る調停を行っている。

仙台市建設指導課指導係に問い合わせたところ、日照阻害に係る苦情の受付や統計は行

っていないとのことである。

(2) 日照障害防止上の留意点

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制を遵守する。

本事業は盛土構造であるため、周辺地域への日照を障害しないように配慮する必要がある。

3) 風害

(1) 風害の状況

強風による環境傷害は決して高層建築物の周辺に限られるものではなく、建築相互の位置関係によっては10階程度の建物の周辺でも発生することが明らかになっている。

事業計画地付近で、10階程度の建物はない。

仙台市建設指導課指導係に問い合わせたところ、風害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことである。

(2) 風害防止上の留意点

風害に関する建築基準法及び宮城県建築基準条例の規制はない。

本事業においては、中高層建築物の建築の計画はないため、風害に対して留意する点は特にない。

4) その他地域の自然的な特性を示すものとしての重要な項目の状況

自然的な特性を示すものとしては、特に追加する項目はない。

6.2. 社会的状況等

6.2.1. 人口及び産業

1) 人口

(1) 人口の分布、世帯数の状況

概況調査範囲を含む町丁目の人口について、東日本大震災を挟む平成 22 年と平成 24 年と比較すると表 6.2.1-1 のとおりである。

宮城野区では、宮城野小学校区で増加傾向を示しているのに対し、蒲生地区では 50%以上の減少となっている。若林区内では、荒浜地区、井土地区、藤塚地区、名取市では閑上地区において 50%以上の減少となっている。

表 6.2.1-1 人口及び世帯数

市	区	町丁目	H22.3人口	H22.3世帯数	H24.3人口	H24.3世帯数	人口増減率
仙台市	宮城野区	安養寺2丁目	1,511	708	1,407	671	93.1%
仙台市	宮城野区	安養寺3丁目	183	71	169	64	92.3%
仙台市	宮城野区	銀杏町	2,313	1,298	2,357	1,332	101.9%
仙台市	宮城野区	出花1丁目	1,120	502	1,210	524	108.0%
仙台市	宮城野区	出花2丁目	757	345	770	343	101.7%
仙台市	宮城野区	出花3丁目	384	152	391	159	101.8%
仙台市	宮城野区	岩切	13,858	5,479	13,955	5,535	100.7%
仙台市	宮城野区	扇町1丁目	x	3	94	60	-
仙台市	宮城野区	扇町2丁目	x	2	0	0	-
仙台市	宮城野区	扇町3丁目	x	5	x	4	-
仙台市	宮城野区	扇町4丁目	x	3	82	37	-
仙台市	宮城野区	扇町5丁目	x	3	x	3	-
仙台市	宮城野区	扇町6丁目	x	1	x	1	-
仙台市	宮城野区	扇町7丁目	36	6	x	4	-
仙台市	宮城野区	大槻	3,105	1,310	3,082	1,346	99.3%
仙台市	宮城野区	岡田	1,884	593	1,510	495	80.1%
仙台市	宮城野区	蟹沢	13	8	49	19	376.9%
仙台市	宮城野区	蒲生	3,673	1,234	2,535	872	69.0%
仙台市	宮城野区	蒲生1丁目	243	99	90	41	37.0%
仙台市	宮城野区	蒲生2丁目	684	257	183	79	26.8%
仙台市	宮城野区	小鶴	17	16	x	27	-
仙台市	宮城野区	小鶴1丁目	926	367	852	333	92.0%
仙台市	宮城野区	小鶴2丁目	497	229	487	225	98.0%
仙台市	宮城野区	小鶴3丁目	671	314	661	319	98.5%
仙台市	宮城野区	五輪1丁目	1,720	884	1,701	850	98.9%
仙台市	宮城野区	五輪2丁目	2,087	1,188	2,022	1,150	96.9%
仙台市	宮城野区	幸町3丁目	2,329	1,194	2,303	1,190	98.9%
仙台市	宮城野区	幸町4丁目	24	24	21	21	87.5%
仙台市	宮城野区	幸町5丁目	1,512	619	1,018	400	67.3%
仙台市	宮城野区	栄1丁目	666	306	604	272	90.7%
仙台市	宮城野区	栄2丁目	1,526	714	1,522	722	99.7%
仙台市	宮城野区	栄3丁目	725	320	729	327	100.6%
仙台市	宮城野区	栄4丁目	1,362	579	1,372	590	100.7%

市	区	町丁目	H22.3人口	H22.3世帯数	H24.3人口	H24.3世帯数	人口増減率
仙台市	宮城野区	栄5丁目	1,118	422	1,119	417	100.1%
仙台市	宮城野区	清水沼3丁目	979	511	980	508	100.1%
仙台市	宮城野区	田子1丁目	2,264	1,013	2,309	1,055	102.0%
仙台市	宮城野区	田子2丁目	1,849	782	1,949	830	105.4%
仙台市	宮城野区	田子3丁目	2,027	753	2,148	830	106.0%
仙台市	宮城野区	田子	937	341	912	343	97.3%
仙台市	宮城野区	燕沢1丁目	1,050	439	1,066	451	101.5%
仙台市	宮城野区	燕沢2丁目	1,510	568	1,482	570	98.1%
仙台市	宮城野区	燕沢3丁目	754	313	717	308	95.1%
仙台市	宮城野区	燕沢東1丁目	338	147	342	146	101.2%
仙台市	宮城野区	燕沢東2丁目	447	196	407	175	91.1%
仙台市	宮城野区	鶴ヶ谷1丁目	1,310	570	1,265	563	96.6%
仙台市	宮城野区	鶴ヶ谷2丁目	1,952	1,058	1,980	1,073	101.4%
仙台市	宮城野区	鶴ヶ谷7丁目	1,116	501	1,125	502	100.8%
仙台市	宮城野区	鶴ヶ谷8丁目	824	345	784	345	95.1%
仙台市	宮城野区	鶴ヶ谷東1丁目	369	160	458	191	124.1%
仙台市	宮城野区	鶴巻1丁目	994	427	1,113	473	112.0%
仙台市	宮城野区	鶴巻2丁目	149	52	187	79	125.5%
仙台市	宮城野区	中野	2,764	1,101	2,277	961	82.4%
仙台市	宮城野区	苦竹1丁目	1,251	698	1,338	751	107.0%
仙台市	宮城野区	苦竹2丁目	432	259	454	261	105.1%
仙台市	宮城野区	苦竹3丁目	10	4	x	2	-
仙台市	宮城野区	苦竹4丁目	x	1	x	1	-
仙台市	宮城野区	二の森	1,894	896	1,880	881	99.3%
仙台市	宮城野区	萩野町1丁目	1,104	558	1,160	602	105.1%
仙台市	宮城野区	萩野町2丁目	1,263	538	1,306	560	103.4%
仙台市	宮城野区	萩野町3丁目	1,553	767	1,694	859	109.1%
仙台市	宮城野区	萩野町4丁目	947	495	954	492	100.7%
仙台市	宮城野区	平成1丁目	1,531	847	1,546	860	101.0%
仙台市	宮城野区	平成2丁目	1,436	740	1,508	797	105.0%
仙台市	宮城野区	小鶴	17	16	x	27	-
仙台市	宮城野区	原町1丁目	1,659	872	1,633	861	98.4%
仙台市	宮城野区	原町2丁目	1,206	586	1,201	595	99.6%
仙台市	宮城野区	原町3丁目	1,043	598	964	564	92.4%
仙台市	宮城野区	原町4丁目	724	347	744	354	102.8%
仙台市	宮城野区	原町5丁目	1,029	557	1,025	554	99.6%
仙台市	宮城野区	原町6丁目	295	156	325	179	110.2%
仙台市	宮城野区	東仙台1丁目	535	739	1,528	765	285.6%
仙台市	宮城野区	東仙台2丁目	1,149	550	1,100	545	95.7%
仙台市	宮城野区	東仙台3丁目	702	418	730	448	104.0%
仙台市	宮城野区	東仙台4丁目	948	467	1,497	646	157.9%
仙台市	宮城野区	東仙台5丁目	1,434	644	1,403	644	97.8%
仙台市	宮城野区	東仙台6丁目	1,023	421	994	424	97.2%
仙台市	宮城野区	東仙台7丁目	761	340	746	344	98.0%
仙台市	宮城野区	東宮城野	1,199	534	1,110	503	92.6%
仙台市	宮城野区	日の出町1丁目	x	1	x	1	-
仙台市	宮城野区	日の出町2丁目	x	1	x	1	-
仙台市	宮城野区	日の出町3丁目	40	17	28	12	70.0%
仙台市	宮城野区	福住町	1,421	722	1,412	724	99.4%
仙台市	宮城野区	福田町1丁目	1,310	550	1,289	547	98.4%
仙台市	宮城野区	福田町2丁目	2,741	1,315	2,577	1,243	94.0%
仙台市	宮城野区	福田町3丁目	500	201	526	203	105.2%

市	区	町丁目	H22.3人口	H22.3世帯数	H24.3人口	H24.3世帯数	人口増減率
仙台市	宮城野区	福田町4丁目	693	305	699	313	100.9%
仙台市	宮城野区	福田町南1丁目	223	115	329	156	147.5%
仙台市	宮城野区	福田町南2丁目	62	30	64	33	103.2%
仙台市	宮城野区	柞江	574	249	538	235	93.7%
仙台市	宮城野区	松岡町	220	102	224	107	101.8%
仙台市	宮城野区	港3丁目	x	3	x	2	-
仙台市	宮城野区	港4丁目	8	5	x	1	-
仙台市	宮城野区	南目館	1,819	1,124	1,597	997	87.8%
仙台市	宮城野区	宮城野1丁目	1,324	760	1,458	802	110.1%
仙台市	宮城野区	宮城野2丁目	1,785	802	1,301	807	72.9%
仙台市	宮城野区	宮城野3丁目	1,017	379	1,016	391	99.9%
仙台市	宮城野区	宮千代1丁目	1,551	817	1,576	838	101.6%
仙台市	宮城野区	宮千代2丁目	1,097	535	1,140	560	103.9%
仙台市	宮城野区	宮千代3丁目	925	411	1,007	471	108.9%
仙台市	宮城野区	仙石	1,038	352	1,011	357	97.4%
仙台市	宮城野区	高砂1丁目	2,157	1,032	2,223	1,047	103.1%
仙台市	宮城野区	高砂2丁目	795	354	838	365	105.4%
仙台市	宮城野区	白鳥1丁目	2,003	783	2,057	820	102.7%
仙台市	宮城野区	白鳥2丁目	1,117	413	1,038	389	92.9%
仙台市	宮城野区	新田1丁目	2,103	1,122	2,153	1,148	102.4%
仙台市	宮城野区	新田2丁目	1,999	960	2,139	1,040	107.0%
仙台市	宮城野区	新田3丁目	1,844	793	1,884	803	102.2%
仙台市	宮城野区	新田4丁目	2,886	1,405	2,973	1,402	103.0%
仙台市	宮城野区	新田5丁目	1,268	549	1,258	557	99.2%
仙台市	宮城野区	福室1丁目	901	430	911	437	101.1%
仙台市	宮城野区	福室2丁目	2,247	1,025	1,971	908	87.7%
仙台市	宮城野区	福室3丁目	2,622	1,185	2,692	1,198	102.7%
仙台市	宮城野区	福室4丁目	925	372	924	380	99.9%
仙台市	宮城野区	福室5丁目	2,551	1,070	2,540	1,076	99.6%
仙台市	宮城野区	福室6丁目	2,629	1,014	2,633	1,036	100.2%
仙台市	宮城野区	福室7丁目	1,226	496	1,272	512	103.8%
仙台市	宮城野区	新田東1丁目	994	388	1,034	408	104.0%
仙台市	宮城野区	新田東2丁目	2,932	1,211	3,055	1,225	104.2%
仙台市	宮城野区	新田東3丁目	947	530	991	541	104.6%
仙台市	宮城野区	新田東4丁目	262	106	281	105	107.3%
仙台市	宮城野区	新田東5丁目	427	168	412	157	96.5%
仙台市	若林区	荒井	7,058	2,540	7,055	2,559	100.0%
仙台市	若林区	荒浜	1,666	597	531	189	31.9%
仙台市	若林区	荒浜新1丁目	448	157	106	45	23.7%
仙台市	若林区	荒浜新2丁目	627	235	168	74	26.8%
仙台市	若林区	飯田	296	79	274	78	92.6%
仙台市	若林区	一本杉町	2,108	1,004	2,132	1,057	101.1%
仙台市	若林区	井土	388	120	143	54	36.9%
仙台市	若林区	今泉	489	146	477	151	97.5%
仙台市	若林区	沖野	36	15	31	12	86.1%
仙台市	若林区	沖野1丁目	1,509	608	1,482	604	98.2%
仙台市	若林区	沖野2丁目	2,317	936	2,336	939	100.8%
仙台市	若林区	沖野3丁目	2,359	890	2,289	877	97.0%
仙台市	若林区	沖野4丁目	320	127	308	127	96.3%
仙台市	若林区	沖野5丁目	540	216	524	216	97.0%
仙台市	若林区	沖野6丁目	2,907	1,152	2,838	1,136	97.6%
仙台市	若林区	沖野7丁目	2,110	773	2,076	775	98.4%

市	区	町丁目	H22.3人口	H22.3世帯数	H24.3人口	H24.3世帯数	人口増減率
仙台市	若林区	卸町東1丁目	6	2	x	2	-
仙台市	若林区	卸町東2丁目			74	33	-
仙台市	若林区	卸町東5丁目	8	4	x	2	-
仙台市	若林区	卸町1丁目	15	6	11	5	73.3%
仙台市	若林区	卸町2丁目	56	42	57	42	101.8%
仙台市	若林区	卸町3丁目	26	15	9	3	34.6%
仙台市	若林区	卸町5丁目			62	38	-
仙台市	若林区	霞目	x	2	x	1	-
仙台市	若林区	霞目1丁目	379	226	358	209	94.5%
仙台市	若林区	霞目2丁目	2,042	829	1,926	776	94.3%
仙台市	若林区	蒲町	1,799	716	1,799	723	100.0%
仙台市	若林区	蒲町(大字)	1,424	552	1,512	604	106.2%
仙台市	若林区	上飯田	88	33	93	33	105.7%
仙台市	若林区	木ノ下2丁目	671	343	669	347	99.7%
仙台市	若林区	木ノ下3丁目	255	112	245	104	96.1%
仙台市	若林区	木ノ下4丁目	691	325	743	348	107.5%
仙台市	若林区	木ノ下5丁目	442	217	490	247	110.9%
仙台市	若林区	控木通	340	147	320	144	94.1%
仙台市	若林区	三本塚	575	279	374	221	65.0%
仙台市	若林区	下飯田	191	68	176	66	92.1%
仙台市	若林区	白萩町	990	497	1,006	509	101.6%
仙台市	若林区	志波町	856	440	859	457	100.4%
仙台市	若林区	種次	390	119	201	64	51.5%
仙台市	若林区	長喜城	158	45	136	40	86.1%
仙台市	若林区	鶴代町	x	2	x	1	-
仙台市	若林区	遠見塚東	516	237	507	239	98.3%
仙台市	若林区	遠見塚1丁目	1,741	747	1,659	728	95.3%
仙台市	若林区	遠見塚2丁目	2,323	1,013	2,381	1,047	102.5%
仙台市	若林区	遠見塚3丁目	796	371	779	362	97.9%
仙台市	若林区	中倉1丁目	1,401	619	1,494	659	106.6%
仙台市	若林区	中倉2丁目	2,499	1,059	2,418	1,021	96.8%
仙台市	若林区	中倉3丁目	1,572	819	1,518	795	96.6%
仙台市	若林区	日辺	685	195	899	294	131.2%
仙台市	若林区	東新丁	139	56	146	56	105.0%
仙台市	若林区	藤塚	342	107	100	37	29.2%
仙台市	若林区	二木	316	93	184	62	58.2%
仙台市	若林区	古城2丁目	410	365	429	282	104.6%
仙台市	若林区	古城3丁目	1,283	626	1,296	641	101.0%
仙台市	若林区	保春院前丁	823	362	845	376	102.7%
仙台市	若林区	南小泉	588	321	602	321	102.4%
仙台市	若林区	南小泉1丁目	637	292	647	309	101.6%
仙台市	若林区	南小泉2丁目	852	377	824	372	96.7%
仙台市	若林区	南小泉3丁目	1,719	796	1,782	831	103.7%
仙台市	若林区	南小泉4丁目	1,159	499	1,145	501	98.8%
仙台市	若林区	大和町1丁目	1,385	623	1,405	654	101.4%
仙台市	若林区	大和町2丁目	1,381	620	1,438	644	104.1%
仙台市	若林区	大和町3丁目	637	335	672	341	105.5%
仙台市	若林区	大和町4丁目	1,958	884	1,999	944	102.1%
仙台市	若林区	大和町5丁目	3,978	1,983	4,030	2,072	101.3%
仙台市	若林区	六丁の目	739	320	788	348	106.6%
仙台市	若林区	六丁の目北町	830	345	749	314	90.2%
仙台市	若林区	六丁の目中町	1,948	845	2,023	877	103.9%

市	区	町丁目	H22.3人口	H22.3世帯数	H24.3人口	H24.3世帯数	人口増減率
仙台市	若林区	六丁の目西町	174	75	108	48	62.1%
仙台市	若林区	六丁の目東町	76	41	53	22	69.7%
仙台市	若林区	六丁の目南町	1,048	488	1,028	494	98.1%
仙台市	若林区	若林3丁目	2,178	941	2,201	975	101.1%
仙台市	若林区	若林4丁目	947	458	931	467	98.3%
仙台市	若林区	若林5丁目	1,535	708	1,653	804	107.7%
仙台市	若林区	若林6丁目	735	320	714	323	97.1%
仙台市	若林区	若林7丁目	770	369	828	395	107.5%
仙台市	若林区	かすみ町	1,834	780	1,761	756	96.0%
仙台市	若林区	六丁の目元町	247	117	265	129	107.3%
仙台市	若林区	今泉1丁目	1,733	630	1,795	665	103.6%
仙台市	若林区	今泉2丁目	1,622	597	1,709	627	105.4%
仙台市	若林区	上飯田1丁目	1,994	790	1,981	796	99.3%
仙台市	若林区	上飯田2丁目	2,636	1,051	2,579	1,049	97.8%
仙台市	若林区	上飯田3丁目	2,445	939	2,512	959	102.7%
仙台市	若林区	上飯田4丁目	1,305	517	1,313	530	100.6%
仙台市	若林区	六郷	669	245	640	232	95.7%
仙台市	若林区	伊在	2,150	874	2,509	1,025	116.7%
仙台市	太白区	郡山	2,327	851	2,408	894	103.5%
仙台市	太白区	郡山4丁目	934	420	954	428	102.1%
仙台市	太白区	四郎丸	8,936	3,442	8,959	3,524	100.3%
仙台市	太白区	中田町	4,656	1,742	4,756	1,810	102.1%
仙台市	太白区	袋原	2,741	1,062	2,764	1,087	100.8%
仙台市	太白区	東郡山1丁目	580	245	573	255	98.8%
仙台市	太白区	東郡山2丁目	1,856	763	1,896	808	102.2%
仙台市	太白区	東中田1丁目	1,010	386	1,036	396	102.6%
仙台市	太白区	東中田2丁目	2,391	910	2,419	947	101.2%
仙台市	太白区	東中田3丁目	921	349	963	381	104.6%
仙台市	太白区	東中田4丁目	972	342	1,093	397	112.4%
仙台市	太白区	東中田5丁目	553	226	556	231	100.5%
仙台市	太白区	袋原1丁目	1,131	451	1,152	470	101.9%
仙台市	太白区	袋原2丁目	859	320	862	327	100.3%
仙台市	太白区	袋原3丁目	1,031	382	1,008	388	97.8%
仙台市	太白区	袋原4丁目	1,388	528	1,492	597	107.5%
仙台市	太白区	袋原5丁目	649	227	735	317	113.3%
仙台市	太白区	袋原6丁目	1,080	439	1,058	444	98.0%
名取市		増田字後島	176	47	165	48	93.8%
名取市		増田字猫塚	8	4	5	3	62.5%
名取市		下余田字中荷	589	191	584	195	99.2%
名取市		下余田字鹿島	116	36	105	34	90.5%
名取市		下余田字草倉田	188	51	190	54	101.1%
名取市		下余田字飯塚	222	70	217	70	97.7%
名取市		下余田字成田	88	24	82	24	93.2%
名取市		下余田字木戸	37	10	34	10	91.9%
名取市		下余田字原田	25	6	27	7	108.0%
名取市		杜せきのした3丁目	0	0	244	95	-
名取市		杜せきのした4丁目	0	0	77	31	-
名取市		杜せきのした5丁目	0	0	579	201	-
名取市		関上1丁目	655	230	283	116	43.2%
名取市		関上2丁目	890	308	259	111	29.1%
名取市		関上3丁目	353	123	110	49	31.2%
名取市		関上4丁目	748	267	285	121	38.1%

市	区	町丁目	H22.3人口	H22.3世帯数	H24.3人口	H24.3世帯数	人口増減率
名取市		関上5丁目	526	169	185	70	35.2%
名取市		関上6丁目	1,059	412	328	155	31.0%
名取市		関上7丁目	830	296	283	124	34.1%
名取市		関上字新鶴塚	100	41	51	24	51.0%
名取市		関上字仏文寺	89	29	77	28	86.5%
名取市		関上字昭和	81	25	47	14	58.0%
名取市		関上字庚申塚	27	8	18	5	66.7%
名取市		関上字東場	1	1	1	1	100.0%
名取市		関上字鍋沼	19	7	10	4	52.6%
名取市		関上字太子堂	63	19	76	24	120.6%
名取市		小塚原字遠東	87	84	44	44	50.6%
名取市		小塚原字汐入	27	10	19	8	70.4%
名取市		小塚原字東中塚	49	20	27	14	55.1%
名取市		小塚原字東遠泉	52	14	41	12	78.8%
名取市		小塚原字沢目	23	8	21	7	91.3%
名取市		小塚原字田中	44	12	35	10	79.5%
名取市		牛野	202	60	172	58	85.1%
名取市		大曲字藤木	145	52	146	54	100.7%
名取市		大曲字古館	24	5	20	5	83.3%
名取市		大曲字八幡	105	34	105	35	100.0%
名取市		高柳字辻	58	15	54	15	93.1%
名取市		高柳字中北田	32	9	32	9	100.0%
名取市		高柳字皇檀原	65	23	68	26	104.6%
名取市		下増田字広浦	109	36	60	18	55.0%
名取市		下増田字北原東	58	16	18	7	31.0%
名取市		下増田字台林	10	3	0	0	0.0%
名取市		下増田字鶴巻前	48	12	48	12	100.0%
名取市		下増田字耕谷	94	26	86	26	91.5%
名取市		下増田字六角前	26	6	26	6	100.0%
名取市		下増田字丁地	51	15	52	16	102.0%
名取市		下増田字西経塚	56	19	43	16	76.8%
名取市		杉ヶ袋字前沖	124	35	120	34	96.8%
名取市		杉ヶ袋字尻田村	108	25	100	25	92.6%
名取市		杉ヶ袋字新田北裏	57	15	55	15	96.5%
名取市		杉ヶ袋字懸向	39	10	28	11	71.8%
名取市		杉ヶ袋字寺野	21	5	12	3	57.1%
名取市		美田園	0	0	3,732	1,372	-

注：特定の世帯構成を判明させないため秘匿処理をしており、該当する町丁目の人口は「x」で表示している。

網掛けは人口が50%以上減少した町丁目。

資料：住民基本台帳人口(仙台市 HP、名取市 HP)

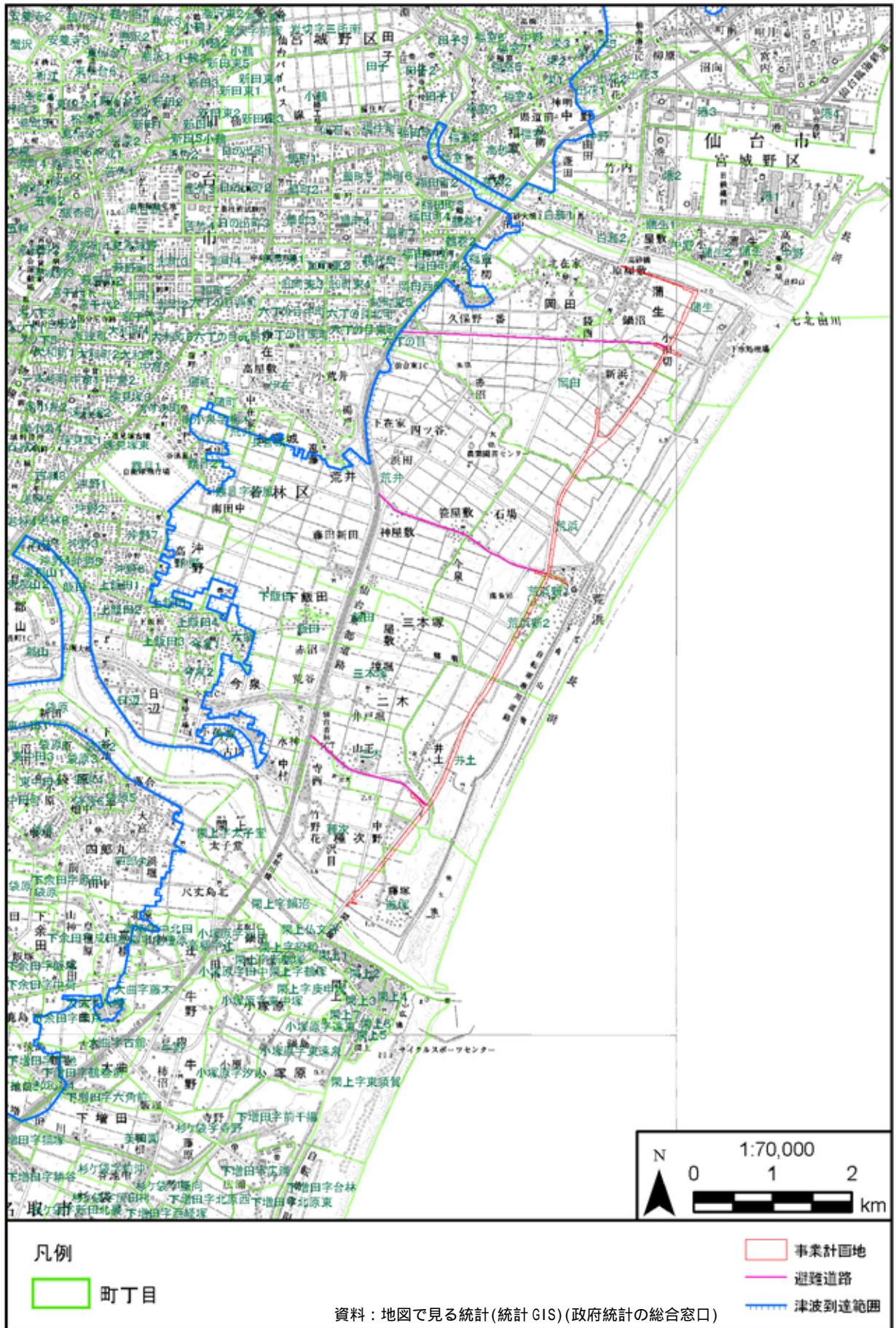


図 6.2.1-1 町丁目区分図

2) 産業

(1) 産業構造の特性等

概況調査範囲のうち、若林区の国道4号沿いには、青果物や鮮魚などを東北一円に供給する中央卸売市場、東北最大の規模を誇る卸商センターなどを中心に、卸売、運輸、印刷などの産業が集積し、本市の流通、工業の中核的機能を担っている（仙台市基本構想・基本計画平成23年3月より引用）

また、宮城野区内の鉄道沿線を中心に、数多くの地区で区画整理事業による基盤整備が行われてきており、特に仙台駅東地区や仙台港背後地などでは、本市の都心や拠点となる地区を形成する新たなまちづくりを進めている。扇町・日の出町や仙台港背後地など、市内の工業系用途地域面積の約6割が宮城野区にある。特定重要港湾である仙台塩釜港は、貨物取扱量が年々増加しており、また同港の周辺地区は基盤整備や流通業務系の産業の集積が進み、都市圏北部の大規模製造業の立地等に伴い、さらなる発展が見込まれている。（仙台市基本構想・基本計画平成23年3月より引用）

しかし、東日本大震災では、東部地域を襲った巨大な津波により農地や工業地域などは壊滅的な被害を受けた。また、本市全域にわたるライフラインの停止やガソリン等の燃料供給の寸断などが、企業活動に大きな影響を与えた。事業計画地は、震災前はほとんどが農地で地権者の多くは農業を営んでいたが、平成24年9月現在、一部を除いて営農していない。

区別の産業別従業者数の構成比をみると、全市と比較して宮城野区では製造業や運輸業、郵便業が多く、若林区では製造業や卸売業、小売業が多くなっている。

事業計画地は、ほとんどが農地で、地権者の多くは農業を営んでいる。

表 6.2.1-2 産業別従業者数

産 業（大分類）	全市		宮城野区		若林区	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
農業，林業	514	0.1%	35	0.0%	97	0.1%
漁業	15	0.0%	6	0.0%	-	0.0%
鉱業，採石業，砂利採取業	28	0.0%	7	0.0%	-	0.0%
建設業	46,332	8.0%	9,536	8.0%	7,682	10.2%
製造業	21,878	3.8%	7,415	6.2%	4,642	6.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	5,299	0.9%	744	0.6%	239	0.3%
情報通信業	22,537	3.9%	4,757	4.0%	3,409	4.5%
運輸業，郵便業	38,136	6.6%	15,711	13.2%	7,161	9.6%
卸売業，小売業	143,135	24.6%	30,537	25.6%	25,018	33.4%
金融業，保険業	18,457	3.2%	2,275	1.9%	887	1.2%
不動産業，物品賃貸業	18,216	3.1%	3,158	2.6%	2,324	3.1%
学術研究，専門・技術サービス業	21,351	3.7%	3,617	3.0%	1,617	2.2%
宿泊業，飲食サービス業	53,976	9.3%	7,199	6.0%	3,555	4.7%
生活関連サービス業，娯楽業	23,957	4.1%	4,469	3.7%	2,222	3.0%
教育，学習支援業	33,664	5.8%	3,632	3.0%	2,205	2.9%
医療，福祉	51,668	8.9%	9,837	8.2%	5,127	6.8%
複合サービス事業	2,291	0.4%	334	0.3%	328	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	60,682	10.4%	10,863	9.1%	6,722	9.0%
公務（他に分類されるものを除く）	19,619	3.4%	5,227	4.4%	1,747	2.3%
全 産 業	581,755	100.0%	119,359	100.0%	74,982	100.0%

資料：平成21年 経済センサス-基礎調査報告（総務省統計局HP）

6.2.2. 土地利用

1) 現況の土地利用

概況調査範囲の土地利用は図 6.2.2-1 に示すとおり、広瀬川及び名取川の左岸は、平地部に市街地が広がっている。広瀬川の左岸は、国道 4 号の西側は市街地が広がり、国道 4 号の東側から仙台東部道路にかけて、扇町から六丁の目付近の国道 45 号一帯では産業系の土地利用がみられる。

福田、荒井、沖野、飯田地区と海岸部にはさまれた地区は農用地となっており、仙台東部道路仙台東インターチェンジの東側に、大沼、赤沼及び南長沼の湖沼群が点在している。

海岸部は、クロマツ林の植林の中に小規模のアカマツ群落や海岸線の北南端は蒲生、井土浦の干潟及び湿地が確認され、一帯が仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されている。

事業計画地を含む岡田地区から藤塚地区にかけては農業系を主体とした土地利用が行われていたが、東日本大震災で発生した巨大な津波により、集落や農地などは壊滅的な被害を受けた。平成 24 年 9 月現在、がれき処理は概ね終了し、復旧に向けて住宅の移転・再建事業や農地の除塩作業等が進められている。

2) 法令等に基づく用途区分の状況等

概況調査範囲における農業振興地域内の農用地区域の指定状況は、図 6.2.2-2 に示すとおりである。事業計画地周辺は一部を除き概ね農用地区域に指定されている。

また、概況調査範囲における市街化区域（用途地域）の指定状況は、図 6.2.2-3 に示すとおりである。事業計画地周辺は、市街化調整区域であり、用途地域は指定されていない。また、都市計画公園である海岸公園に隣接している。



図 6.2.2-1 土地利用現況図

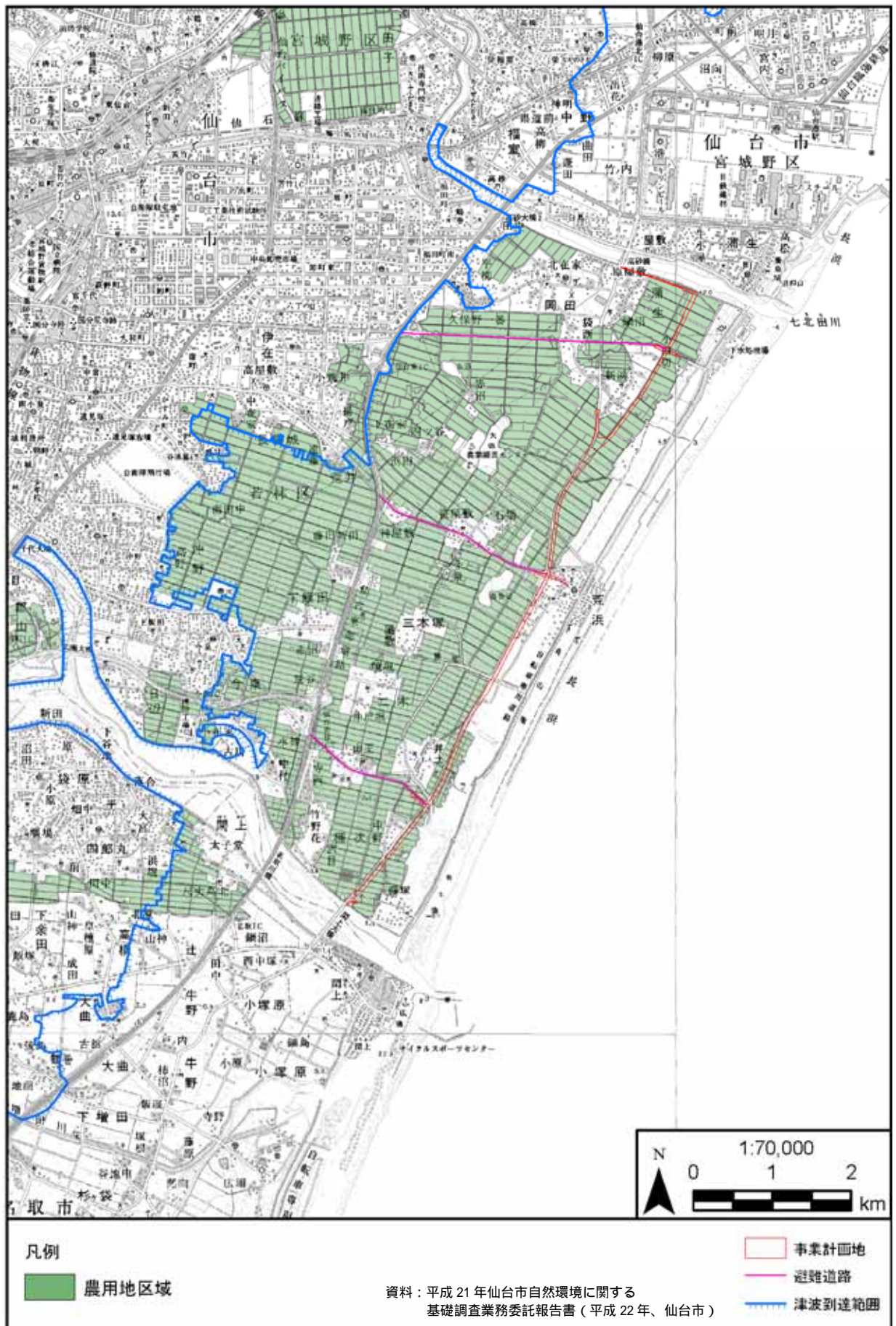


図 6.2.2-2 農用地区域図

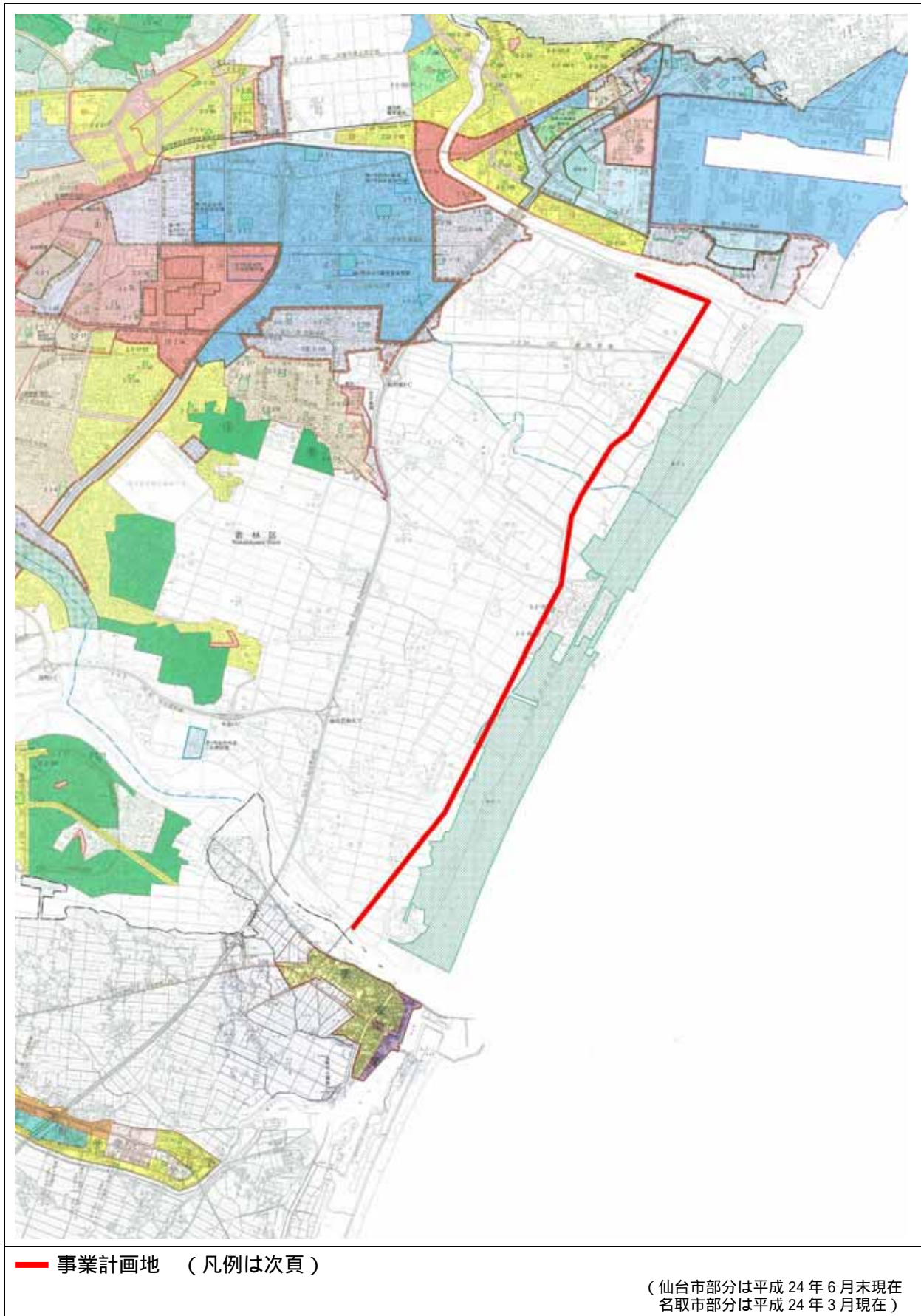


図 6.2.2-3 都市計画図

凡 例 LEGEND

都市計画区域界 Boundary of City Planning Area		防火地域 Fire-Protection Zone (11m, 30m)
市街化区域界 Boundary of Urbanization Promotion Area		準防火地域 Quasi-Fire-Protection Zone
用途地域	第一種低層住居専用地域 Category I Low-rise Exclusive Residential Zone ^{注1}	その他の地域地区 高度利用地区 High-Intensity Use District 最低限高度地区 Minimum Height District 都市再生特別地区 Urban Renaissance Special District 景観地区 Landscape District 風致地区 Scenic Zone 駐車場整備地区 Zone to Provide Parking Spaces 臨港地区 Port District 特別緑地保全地区 Special Green Space Preservation Area 都市計画道路 City Planning Road 駅前広場 Station Plaza 地上 地下 高速鉄道 Urban Rapid-Transit Railroad System 都市計画公園 City Planning Park Area 都市計画緑地 City Planning Green Area 上記以外の都市施設 ^{注3} The Other Urban Facilities
	第二種低層住居専用地域 Category II Low-rise Exclusive Residential Zone	
	第一種中高層住居専用地域 Category I Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone	
	第二種中高層住居専用地域 Category II Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone	
	第一種住居地域 Category I Residential Zone	
	第二種住居地域 Category II Residential Zone	
	準住居地域 Quasi-Residential Zone	
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone ^{注2}	
	商業地域 Commercial Zone	
	準工業地域 Quasi-Industrial Zone	
	工業地域 Industrial Zone	
	工業専用地域 Exclusive Industrial Zone	
	上段：容積率 下段：建ぺい率 Floor Area Ratio / Building Coverage Ratio	
	特別用途地区	
第二種特別業務地区（準工業地域） Category II Special Business Zone		
第三種特別業務地区（工業地域） Category III Special Business Zone		
第四種特別業務地区（工業地域） Category IV Special Business Zone		
第五種特別業務地区（近隣商業地域） Category V Special Business Zone		
第六種特別業務地区（工業地域） Category VI Special Business Zone		
第七種特別業務地区（商業地域） Category VII Special Business Zone		
特別業務地区（準工業地域） Special Business Zone		
特別工業地区（工業専用地域） Special Industrial Zone		
文教地区（第二種中高層住居専用地域／第二種住居地域） Educational District Zone		
大規模集客施設制限地区（近隣商業地域／商業地域／準工業地域） Building Restrictions in Large Entertainment Establishments / Public Facilities District Zone	参考	

注1：第一種低層住居専用地域の容積率・建ぺい率で表示区域以外の区域はです。
 注2：近隣商業地域の容積率・建ぺい率で表示区域以外の区域はです。
 注3：下水道に関する施設を除きます。

6.2.3. 水利用

1) 漁業権の設定状況

概況調査範囲における公共用水域には、表 6.2.3-1 に示すとおり、漁業権が設定されている。事業計画地に係る水路には漁業権は設定されていない。

表 6.2.3-1 漁業権の設定状況

組合名	住所	漁業権が設定されている河川・湖沼	漁業の名称
広瀬名取川漁業協同組合	仙台市太白区郡山字南上河原7-2	名取川、広瀬川	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ(さくらます含む)漁業
宮城県漁業協同組合仙台支所	仙台市若林区荒井字切新田12-1(仙台市農業園芸センター内)	井土浦(北貞山運河)	うなぎ漁業、しじみ漁業、えさむし漁業

資料：宮城県農林水産部水産業振興課資料
漁協への聞き取り調査

2) その他河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の状況等

(1) 河川の利水

概況調査範囲は、広瀬川の愛宕堰から取水した六郷堀、七郷堀などの農業用水路が整備されており、貴重な水辺のネットワークを形成している。

かんがい用水や環境用水は、七郷堀、六郷堀より、按配堀、高砂堀、仙台堀、大江堀、六郷堀、中日堀、中堀などに流れている。

事業計画地は、鍛冶谷地堀、落堀、桶筒堀、提灯堀、大堀、北長沼堀、二郷堀、日辺排水路等の農業用排水路や準用河川の井土浦川を横断している。

表 6.2.3-2 広瀬川の水利権

目的	水利権名称・管理者	取水期間：取水量(m ³ /s)
かんがい用水	愛宕堰・仙台市	4/25～5/9：7,425 5/10～9/10：6,045
環境用水	愛宕堰・仙台市	10/15～4/25：0.3

資料：宮城県、仙台東土地改良区「名取川水系河川整備計画」(平成22年2月)

(2) 湧水

仙台市には、仙台城の御清水、仙台三清水とよばれた鹿子清水、山上清水等など、昔から豊富な湧水が存在している。現在も市民に親しまれている多くの湧水が存在するが、都市化の進行等により、既に消失した地点や、水量が減少した地点もある。

概況調査範囲には、湧水は存在しない。

(3) 温泉

概況調査範囲には、温泉(源泉)が4ヶ所(コロナ6号、仙台七郷温泉、伊達の湯、フ

エニックス源泉) がある。このうち、仙台七郷温泉は現在利用されていない。

事業計画地には、温泉(源泉)は存在しない。

(4) 地下水

概況調査範囲のうち、重点調査範囲における宮城県公害防止条例に係る揚水設備は、表 6.1.3-2 に示すとおりであり、農業用揚水設備が最も多く、次いで建築物の揚水設備となっている。事業計画地には、揚水施設は存在しない。

地下水の揚水量については、事業計画地南部の種次地区で 15 万 m³/年以上の三次メッシュエリアが分布している。

なお、一般世帯が保有する井戸について仙台市下水道経営部業務課に聞き取りを行った結果、震災前の平成 23 年 1 月時点で井土地区や二木地区、種次地区において井戸水を使用する世帯が多くみられた。

表 6.1.3-2 宮城県公害防止条例に係る揚水設備届出状況

種別	揚水設備の数
建築物	4
農業用	28
水道用	3

注：個人宅における揚水施設を含む
資料：仙台市への情報提供依頼結果による

(5) 水源地

概況調査範囲には、水源地は存在しない。

(6) 湖沼、海域の利用

概況調査範囲には、湖沼、海域の利用場所として、表 6.2.3-3 に示すとおり、蒲生干潟、深沼海岸、赤沼、大沼、井土浦、広浦がある。

事業計画地には、湖沼、海域の利用はみられない。

表 6.2.3-3 湖沼、海域の利用

No.	地区	地区の概要
1	蒲生干潟	七北田川河口左岸に発達した潟。バードウォッチングやサーフィン等に利用されている。
2	深沼海岸	仙台市内唯一の海水浴場。
3	赤沼	農地の中にある沼で、釣りなどに親しまれている。
4	大沼	農地の中にある沼で、釣りなどに親しまれている。
5	井土浦	名取川河口左岸に発達した潟。ヨシ群落等が発達している。
6	広浦	名取川河口右岸に発達した潟。ヨシが生い茂り、野鳥やトンボなどの姿が見られる。

資料：1,2,4,5:「平成 15 年度自然環境基礎調査報告書」(平成 16 年、仙台市)
6:「なとり 100 選」(名取市 HP) 3:現地踏査

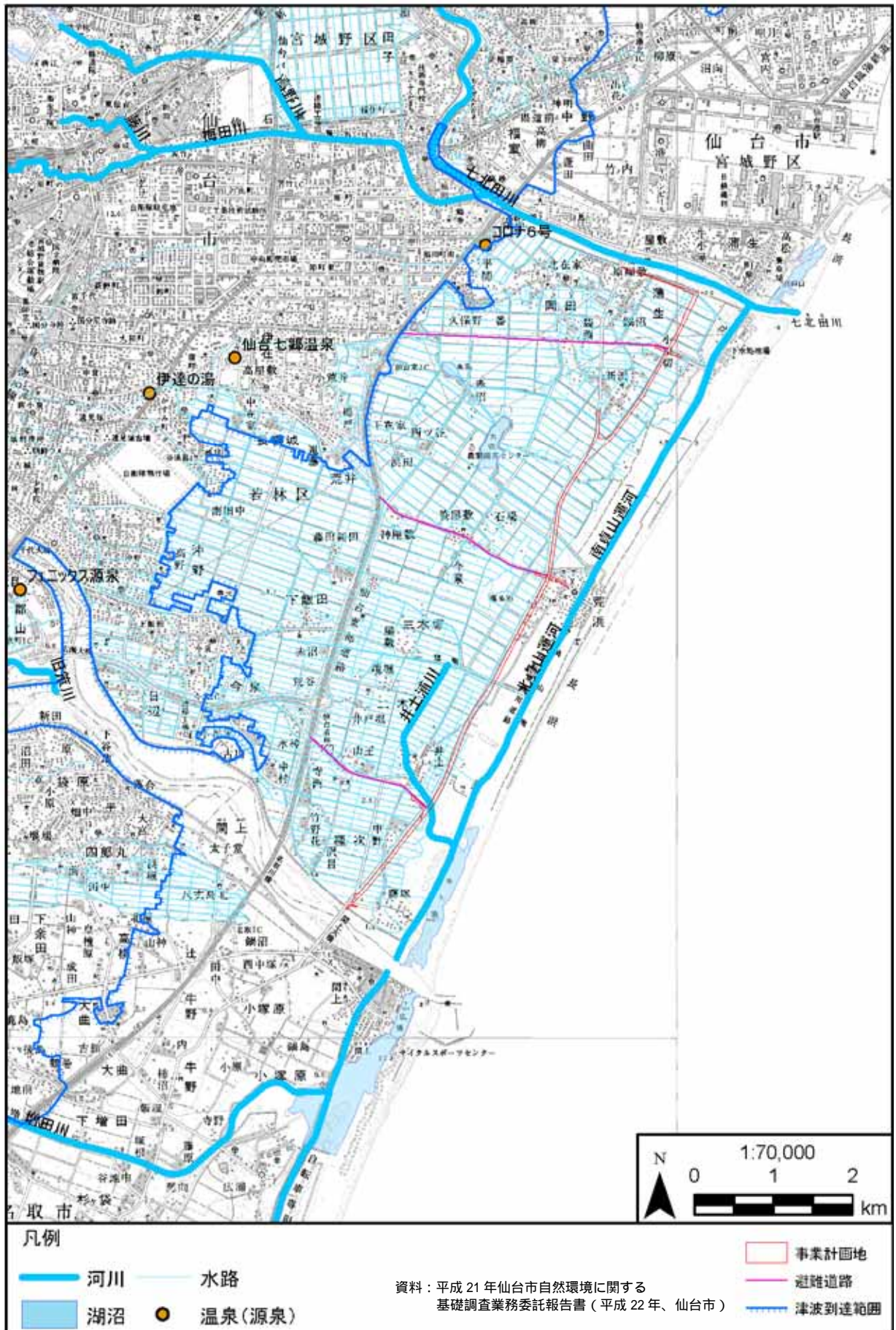


図 6.2.3-1 水利用の状況

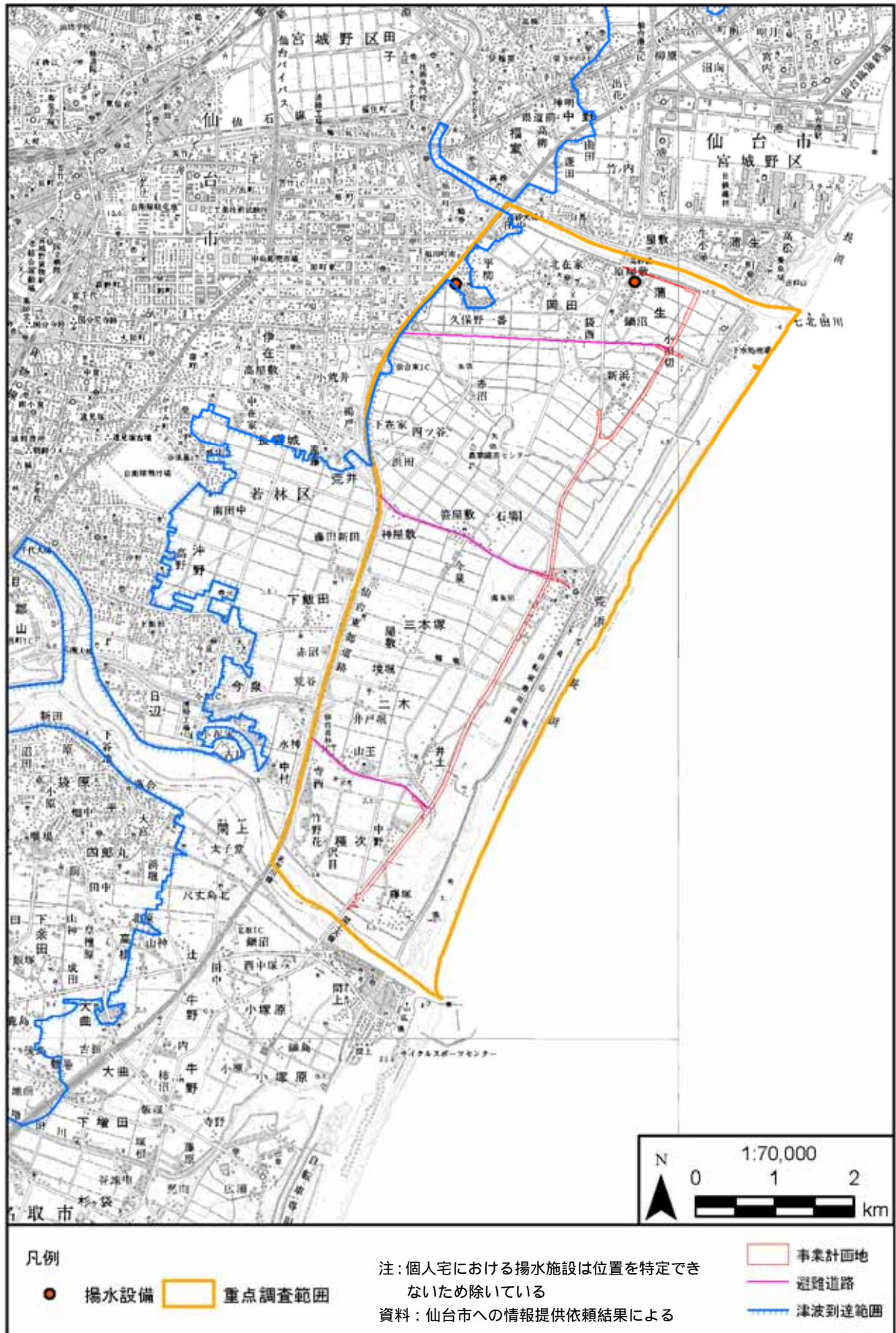


図 6.2.3-2 宮城県公害防止条例に係る揚水設備の分布図



図 6.2.3-3 地下水の利用状況

6.2.4. 社会資本整備

1) 交通

(1) 道路・鉄道等の交通網及びその利用の状況

a) 道路

概況調査範囲における主要な道路の状況及び交通量調査地点は図 6.2.4-1 に示すとおりである。交通量は表 6.2.4-1 に示すとおりである。

概況調査範囲における平成 22 年度の 12 時間交通量は、事業計画地沿いを通る主要地方道塩釜亘理線の岡田で 12,971 台、藤塚で 13,674 台、事業計画地へのアクセス道路である主要地方道井土長町線の上飯田で 6,629 台、市道南蒲生浄化センター一号線が接続する主要地方道仙台塩釜線の六丁の目で 34,863 台であった。

震災後の事業計画地に係る交通量の統計データは無く、現地調査を行って把握するが、震災後は復旧工事ががれき処理の大型車混入率が非常に高くなっていると推察される。

表 6.2.4-1 道路交通センサス 一般交通量調査（平成 22 年度）

路線番号	路線名	調査区間番号	市 区 町 村 丁 字 目	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量	昼間 12 時間大型車混入率	平成 17 年昼間 12 時間自動車類交通量	12 時間交通量伸率 H22/H17
				上下合計						
				小型車	大型車	合計				
(台)	(台)	(台)	(台)	(%)	(台)					
4	一般国道 4 号	1002	仙台市若林区若林四丁目	48231	7336	55567	80572	13.2	55124	1.01
4	一般国道 4 号	1004	仙台市若林区卸町五丁目	46959	7551	54510	75730	13.9	52651	1.04
6	一般国道 6 号 (仙台東部道路)	11034	名取 IC～仙台若林 JCT	15218	3252	18470	22504	17.6	16869	1.09
6	一般国道 6 号 (仙台東部道路)	11035	仙台若林 JCT～仙台東 IC	20167	6333	26500	33149	23.9	20723	1.28
6	一般国道 6 号 (仙台東部道路)	11036	仙台東 IC～仙台港北 IC	15450	3765	19215	23682	19.6	12791	1.50
45	一般国道 45 号	1010	仙台市宮城野区五輪一丁目	27631	2362	29993	41090	7.9	32332	0.93
45	一般国道 45 号	1011	仙台市宮城野区南目録	25761	2510	28271	39167	8.9	28088	1.01
45	一般国道 45 号	1012	仙台市宮城野区扇町一丁目	27435	5269	32704	44610	16.1	36341	0.90
45	一般国道 45 号	1013	仙台市宮城野区中野字柳原	27837	3010	30847	42750	9.8	27528	1.12
10	塩釜亘理線	4003	仙台市宮城野区中野字四反田	24784	3840	28624	36352	13.4	28618	1.00
10	塩釜亘理線	4004	仙台市宮城野区岡田字新浜中道	7534	5437	12971	18319	41.9	15692	0.83
10	塩釜亘理線	34029	仙台市若林区藤塚	8259	5415	13674	19166	39.6	14074	0.97
23	仙台塩釜線	4012	仙台市若林区六丁の目	30244	4619	34863	45725	13.2	32833	1.06
54	井土長町線	4028	仙台市若林区上飯田四丁目	6084	545	6629	8551	8.2	5921	1.12
127	杉ヶ袋増田線	66021	名取市杜せきのした五丁目	5222	341	5563	7065	6.1	3718	1.50
129	関上港線	6022	名取市関上二丁目	1889	175	2064	2621	8.5	2146	0.96
129	関上港線	6023	名取市下余田字飯塚	8871	1161	10032	12741	11.6	10874	0.92
137	荒浜原町線	6010	仙台市若林区大和町四丁目	27558	3348	30906	39869	10.8	26915	1.15

調査単位区間番号が図 6.2.4-1 に対応する。

資料：平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査集計表(国土交通省 HP)

b) 鉄道

概況調査範囲における鉄道は図 6.2.4-1 に示すとおりであり、JR 東北新幹線、JR 東北本線、JR 仙石線、仙台空港鉄道の仙台空港線が存在する。JR 各駅の近年の利用状況は表 6.2.4-2 に示すとおりであり、小鶴新田、陸前高砂、中野栄が増加傾向を示しており、それ以外は横ばいもしくは減少傾向である。事業計画地と交差する鉄道は存在しない。

震災後の鉄道利用状況に係る統計データは無いが、JR 仙石線については、沿線の人口減少や一部区間のバス代行輸送に伴う利便性の低下により、利用客が減少しているものと推察される。

表 6.2.4-2 鉄道の利用状況（一日平均乗車人員）

駅名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
東仙台	3,351	3,270	3,277	3,253	3,159
宮城野原	5,580	5,478	5,701	5,772	5,648
陸前原ノ町	3,644	3,566	3,637	3,618	3,538
苦竹	2,502	2,414	2,407	2,384	2,420
小鶴新田	3,428	4,046	4,698	5,279	5,367
福田町	4,028	4,075	3,928	3,886	3,676
陸前高砂	4,603	4,670	4,671	4,849	4,859
中野栄	3,742	3,679	3,733	4,221	4,321

資料：仙台市統計書 平成 22 年版(仙台市 HP)

(2) 交通網の整備状況

概況調査範囲の交通網の整備状況は表 6.2.4-3 及び図 6.2.4-2 に示すとおりであり、仙台東部道路の西側で地下鉄東西線の整備が行われている。また、都市計画道路は平成 18 年から 5 年以内完成予定工区が 6 路線、5 年以内事業予定工区が 3 路線となっている。事業計画地付近に交通網の整備予定は無い。

表 6.2.4-3 交通網の整備状況

区分	路線名
鉄道	地下鉄東西線
道路(5年以内完成予定)	鶴ヶ谷仙台港線
道路(5年以内完成予定)	北四番丁岩切線
道路(5年以内完成予定)	川内南小泉線
道路(5年以内完成予定)	清水小路多賀城線
道路(5年以内完成予定)	路線名不明
道路(5年以内完成予定)	中田袋原線
道路(5年以内事業予定)	元寺小路福室線
道路(5年以内事業予定)	原町広岡線
道路(5年以内事業予定)	狐小路尼寺線

資料：仙台市総合道路整備計画(仙台市 HP)

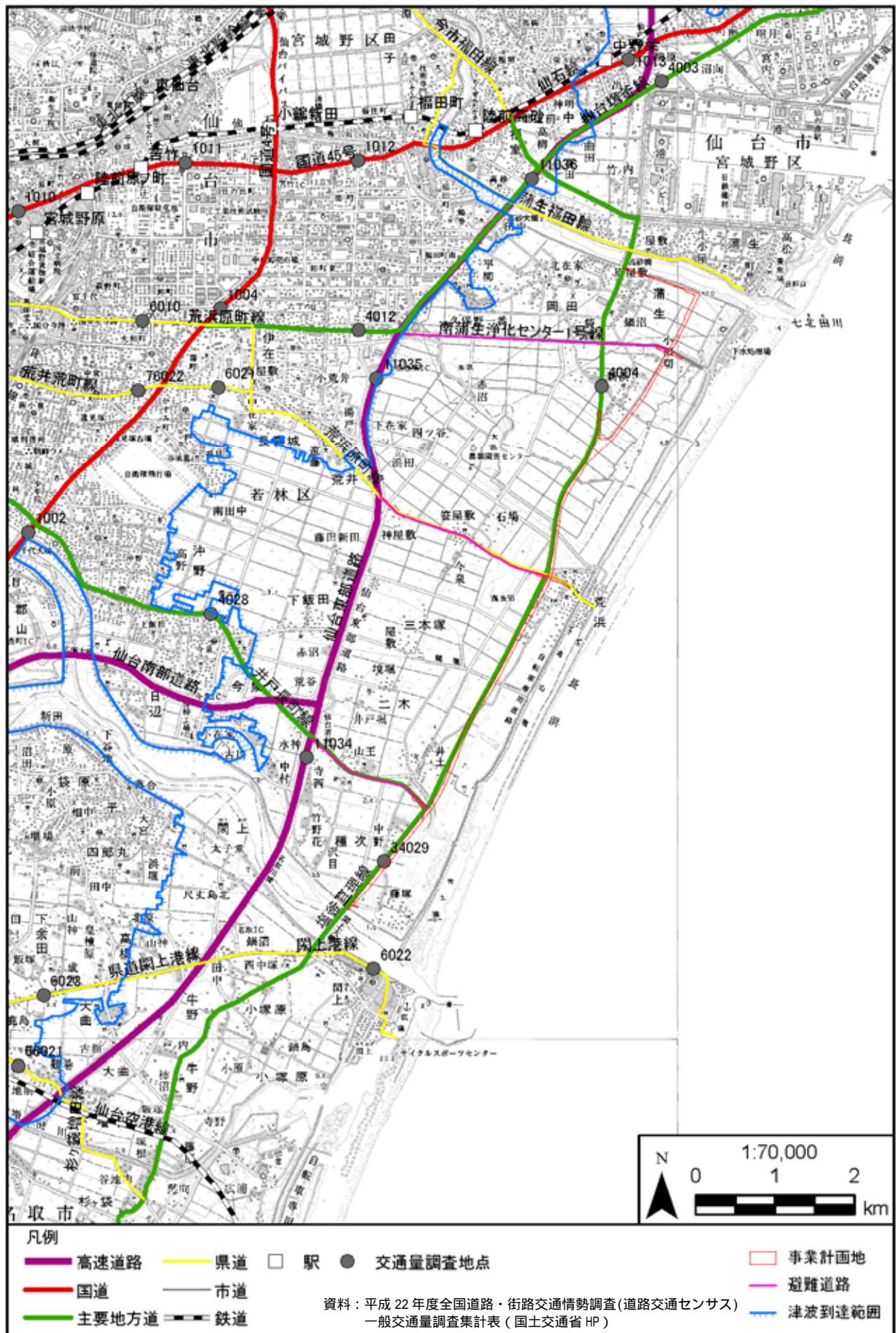


図 6.2.4-1 主要な道路・鉄道及び交通量調査地点

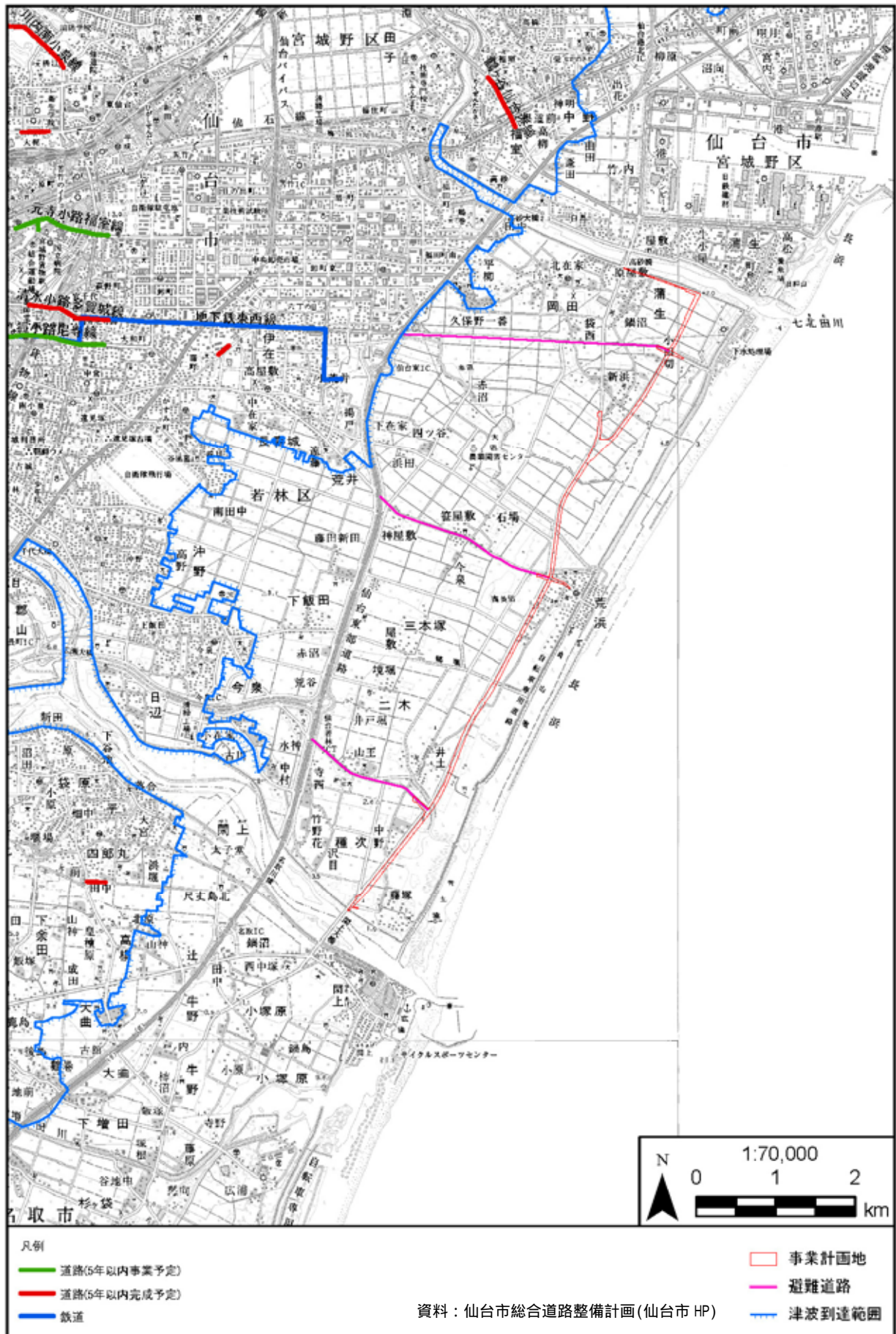


図 6.2.4-2 交通網の整備状況

2) 上水道・下水道

(1) 上水道・下水道の整備の状況

「仙台市水道局事業計画」(仙台市水道局 HP)及び「名取市水道ビジョン」(平成 23 年、名取市)によれば、概況調査範囲の全域が上水道の給水区域となっている。下水道の処理区域は図 6.2.4-3 に示すとおりであり、概ね市街化区域と岡田地区、荒浜地区が処理区域となっている。また、農業集落排水事業により、笹屋敷地区、藤田地区、四ッ谷地区、小在屋地区、井土地区、三本塚地区、下飯田地区、藤塚地区などが処理区域となっている。

事業計画地付近では岡田地区、荒浜地区、井土地区、藤塚地区が下水道の処理区域となっている。

震災により井土地区、藤塚地区の処理施設が被災しており、施設の応急処置による運転あるいは吸引車による汲み取りが行われている。

(2) 将来計画等

仙台市水道局の事業概要によると、平成 12 年の第 5 次拡張事業の完了に伴い、事業創設以来続いた建設拡張の時代を終え、水道水を安定的に供給できる体制がほぼ確立された。その一方で社会経済状況の変化や水道利用者の節水意識の定着などを背景として、近年の水需要は減少傾向となっている。このような背景により、平成 24 年度の配水計画は表 6.2.4-4 に示すように、年間総配水量 119,205,350 m³、一日最大給水量 369,900 m³となっている。

仙台市の下水道事業は平成 13 年に定められた「仙台市下水道基本計画」に基づいて進められている。「仙台市下水道基本計画」は、仙台市全体の計画である「仙台市基本構想」や「仙台市基本計画」を、下水道の仕事を通じて実現するために定められたもので、計画の目標年度を平成 32 年とし、これからの下水道が目指す方向性と目標を表 6.2.4-5 のように定めている。

表 6.2.4-4 上水道の配水計画

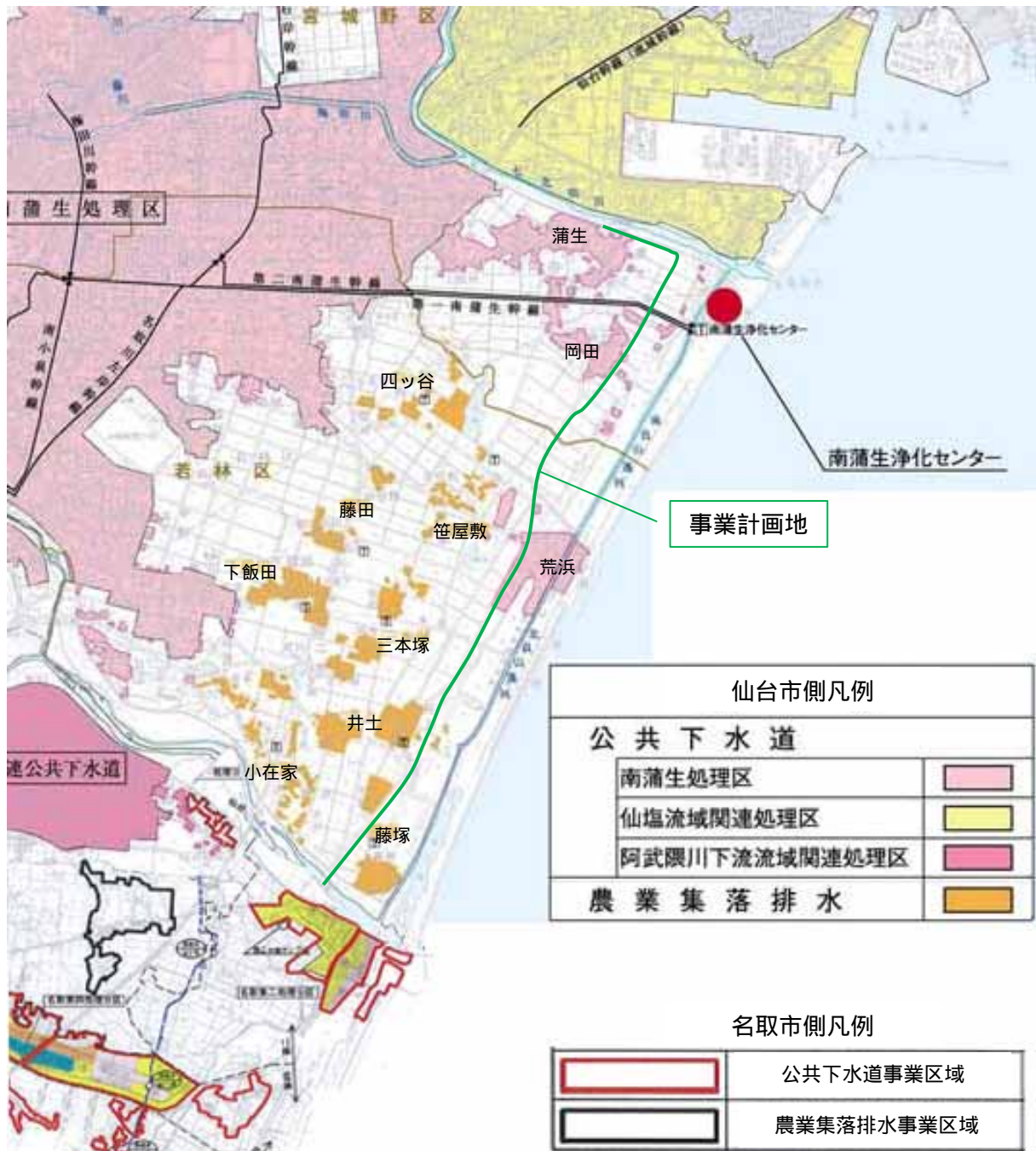
区分	単位	平成 24 年度	平成 23 年度	増減(減)
		予定	決算見込	
年間総配水量	m ³	119,205,350	119,850,36	645,010
一日最大配水量	m ³	369,900	366,640	3,260
一日平均配水量	m ³	326,590	327,460	870
年間有収水量	m ³	109,321,150	108,138,360	1,182,790
有収率	%	91.7	90.2	1.5

資料：仙台市水道局事業概要(仙台市水道局 HP)

表 6.2.4-5 下水道が目指す方向性と目標

方向性	目標	施策
衛生的で快適な生活の実現	市域内全戸の汚水进行处理し、未処理区域を解消する	汚水の適正処理の推進
雨に強い街づくり	52 mm/h の大雨（10 年に 1 回）に対して浸水区域の解消を図り、将来的には整備水準の向上を図る	総合的な雨水対策の推進
健全な水循環の形成	合流式下水道の未処理汚水の越流解消を目指し、段階的に越流水量の削減を図る	合流式下水道における雨天時越流水対策の推進
防災機能の向上	大地震発生時における最低限の下水道の機能を確保する	耐震対策の強化
都市機能の維持	下水道の機能を永続的に確保する	施設の適切な運用 計画的な維持更新
循環システムの構築	循環型社会の構築に貢献する	資源・施設の有効利用

資料：仙台市下水道基本計画について（仙台市建設局 HP）



資料：仙台市の下水道施設（仙台市建設局 HP）
 名取市生活排水処理基本計画（平成 24 年、名取市）

図 6.2.4-3 下水道処理区域図

3) 廃棄物処理施設等

(1) 廃棄物処理施設の状況

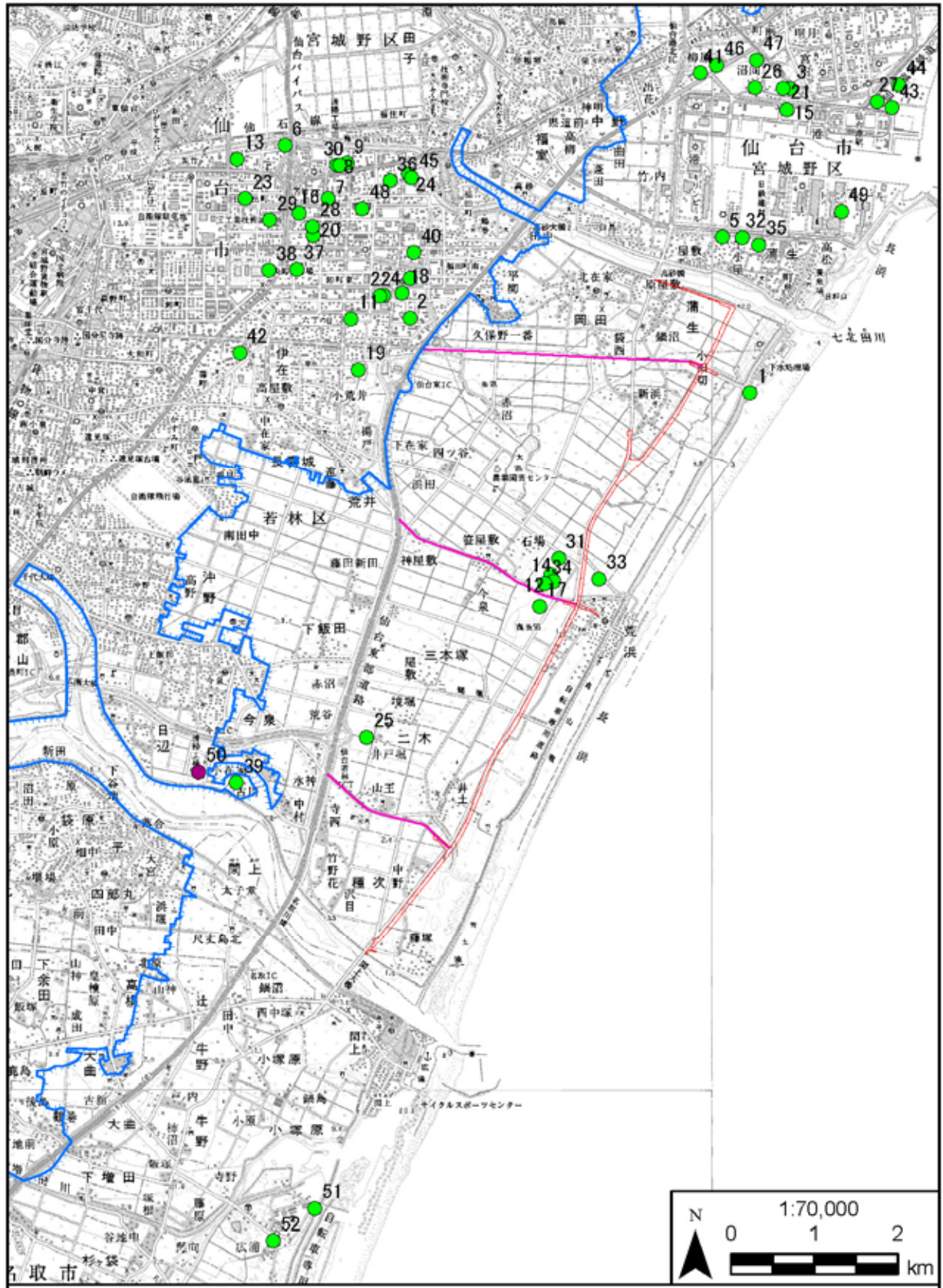
概況調査範囲の廃棄物処理施設、ごみ処理施設の状況は表 6.2.4-7 及び図 6.2.4-4 のとおりである。産業廃棄物中間処理施設が 51 件、特別管理産業廃棄物中間処理施設が 8 件(前記と重複)、ごみ処理施設が 1 件存在する。事業計画地にはこれらの施設は存在しない。

震災により事業計画地付近の廃棄物処理施設は全て被災したが、多くの施設が処理を再開している。

表 6.2.4-7 廃棄物処理施設

市	番号	名称	住所	備考
仙 台 市	1	東北油化工業(株)	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二 112-10	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	2	鈴木工業(株)	仙台市若林区卸町東 5-3-28	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	3	鈴木工業(株)	仙台市宮城野区中野字沼向 138-1	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	4	鈴木工業(株)	仙台市若林区卸町東 4-4-25	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	5	(株)青葉環境保全	仙台市宮城野区蒲生 1-6-1	
	6	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区日の出町 1-7-10	
	7	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区扇町 2-3-40	
	8	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区扇町 1-6-35	
	9	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区扇町 1-6-21	
	10	㈱皆川紙業	仙台市若林区鶴代町 5-4	
	11	相田化学工業(株)	仙台市若林区六丁の目北町 4-3	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	12	大和工業(株)	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-13	
	13	松田産業(株)	仙台市宮城野区日の出町 1-1-13	
	14	全環衛生事業協同組合	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-2	
	15	㈱昭和羽前建設工業	仙台市宮城野区港 3-8-9	
	16	宮城第一メタル(株)	仙台市宮城野区扇町 3-1-41	
	17	田中産業(株)	仙台市若林区荒浜字南長沼 14-20	
	18	大成ロテック(株)	仙台市若林区卸町東 5-1-36	
	19	㈱鈴文興業	仙台市若林区六丁目字柳堰南 66-2	
	20	鳥羽建設工業(株)	仙台市宮城野区扇町 3-6-6	
	21	(有)秋製工業	仙台市宮城野区中野字掃呂 15	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	22	東北黒沢建設工業(株)	仙台市若林区卸町東 4-4-28	
	23	㈱庄司専助商店	仙台市宮城野区日の出町 2-5-15	
	24	仙台アスコン(株)	仙台市宮城野区扇町 6-2-21	
	25	㈱宮城公害処理	仙台市若林区三本塚字荒谷 381	
	26	㈱リバイブ	仙台市宮城野区中野字駈上 24	
	27	㈱万力	仙台市宮城野区港 4-12-9	
	28	㈱鎌田建設	仙台市宮城野区扇町 3-4-2	
	29	㈱エス・ケイ・ディ	仙台市宮城野区日の出町 3-5-4	
	30	㈱ミカド金属	仙台市宮城野区扇町 1-6-30	
	31	㈱秋山建材	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-79	
	32	㈱サイコー	仙台市宮城野区蒲生 2-2-1	
	33	(有)大久保工業	仙台市若林区荒浜字谷地中林 1-1	
	34	㈱コウユウ	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-4	
	35	㈱青南商事	仙台市宮城野区蒲生 2-2-13	
	36	㈱佐彦	仙台市宮城野区扇町 5-4-7	
	37	(有)仙台福祉清掃社	仙台市若林区六丁の目西町 7-24	
	38	(有)仙台福祉清掃社	仙台市若林区卸町 4-3-1	
	39	(有)東部総業	仙台市若林区今泉字古川 106	
	40	オデッサ・テクノス(株)	仙台市宮城野区扇町 7-4-3	
	41	ジャイワット(株)	仙台市宮城野区中野字四反田 18-3	
	42	梶原電気(株)	仙台市若林区六丁の目元町 13-16	
	43	㈱奥羽木工所	仙台市宮城野区港 4-10-1	
	44	東曹産業(株)	仙台市宮城野区港 4-12-17	特別管理産業廃棄物中間処理施設
	45	㈱口グ	仙台市宮城野区扇町 6-2-2	
	46	㈱港金属	仙台市宮城野区中野字下小袋田 16-4	
	47	㈱メタルセンター	仙台市宮城野区中野字沼頭 7	
	48	㈱吉田レミコン	仙台市宮城野区扇町 4-1-29	
	49	新港リサイクル(株)	仙台市宮城野区港 1-6-1	
	50	今泉工場	仙台市若林区今泉上新田 103	ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設
名 取 市	51	株式会社自然環境産業	名取市下増田字広浦 7-21, 7-41	
	52	株式会社イェブ ンタナリ	名取市下増田字広浦 35-48, 52-3, 52-5	特別管理産業廃棄物中間処理施設

資料：仙台市産業廃棄物処理業者名簿(仙台市 HP)、宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿(宮城県 HP)



凡例
 ● ごみ処理施設
 ● 産業廃棄物処理施設
 資料：仙台市産業廃棄物処理業者名簿
 宮城県産業廃棄物処理業許可業者名簿から作図
 □ 事業計画地
 〓 避難道路
 〓 津波到達範囲

図 6.2.4-4 廃棄物処理施設

(2) その他、関連する社会資本の整備状況等

a) 土地区画整理事業などの状況

概況調査範囲における土地区画整理事業の整備状況は、表 6.2.4-8 及び図 6.2.4-5 に示すとおりである。荒井、仙台港後背地、田子西、荒井東、新田東が施行中となっている。

その他、荒井駅北地区、荒井西、荒井南が手続き中となっている。

事業計画地付近には今後実施される土地区画整理などの事業はない。

表 6.2.4-8 土地区画整理事業の状況

市	番号	地区名	施行面積(ha)	事業認可(公告)
仙台市	B01	東仙台	54.2	1932/5/24
	D01	原町工業第一	26.7	1941/5/-
	B05	福田町二丁目	3	1970/1/27
	D03	原町工業第三	60.7	1942/2/21
	B03	福田町第一	15.2	1969/1/28
	D05	原町東部第一	214.2	1966/9/20
	B07	山崎西部	2.7	1971/4/23
	B04	新田	24.3	1969/2/28
	B10	中野第一	30.3	1973/2/2
	A02	仙台港中央	401.1	1974/12/17
	B15	砂押	8.7	1975/3/14
	B25	上田子	11.9	1979/12/25
	B26	田子要害	9.1	1980/9/5
	B27	出花	18.8	1981/9/22
	B40	中野第二	4	1984/10/23
	B31	福室	16.7	1982/12/24
	B36	高砂	45.1	1984/2/28
	B58	田子	31.8	1993/10/1
	B59	燕沢東	5.2	1994/9/5
	B75	燕沢	2.1	1998/11/18
	B62	新田東	61.6	1994/12/28
	B80	出花東	3	2005/1/7
	B84	田子西	16.3	2009/6/17
	D02	原町工業第二	32.4	1941/5/-
	D06	流通センター第一	85.5	1967/6/23
	B06	南小泉北部	32.8	1970/2/10
	D08	流通センター第二	60.1	1972/2/3
	B23	不動東	1.4	1979/5/1
	B21	荒浜	20.1	1979/2/16
	D10	原町東部第三	298.6	1974/7/17
	B73	六丁の目東	7.7	1998/3/20
	D12	荒井	149.9	1986/10/9
	B85	荒井東	33.7	2010/2/24
B51	中田第二	20.2	1990/3/5	
B87	荒井南	17.7	2012/10/30	
B88	荒井西	46.8	2012/11/15	
		荒井駅北地区	18.4	手続き中
名取市		美田園	114.54	2004/1/23
		杜せきのした	69.46	2004/1/23
		関上	121.8ha	手続き中

資料：仙台市の土地区画整理事業(仙台市 HP)、名取の宅地開発(名取市 HP)
 (仮称)仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価書
 (平成 24 年 5 月、仙台市荒井南土地区画整理組合設立準備委員会)
 (仮称)仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価書
 (平成 24 年 6 月、仙台市荒井西土地区画整理組合設立準備委員会)

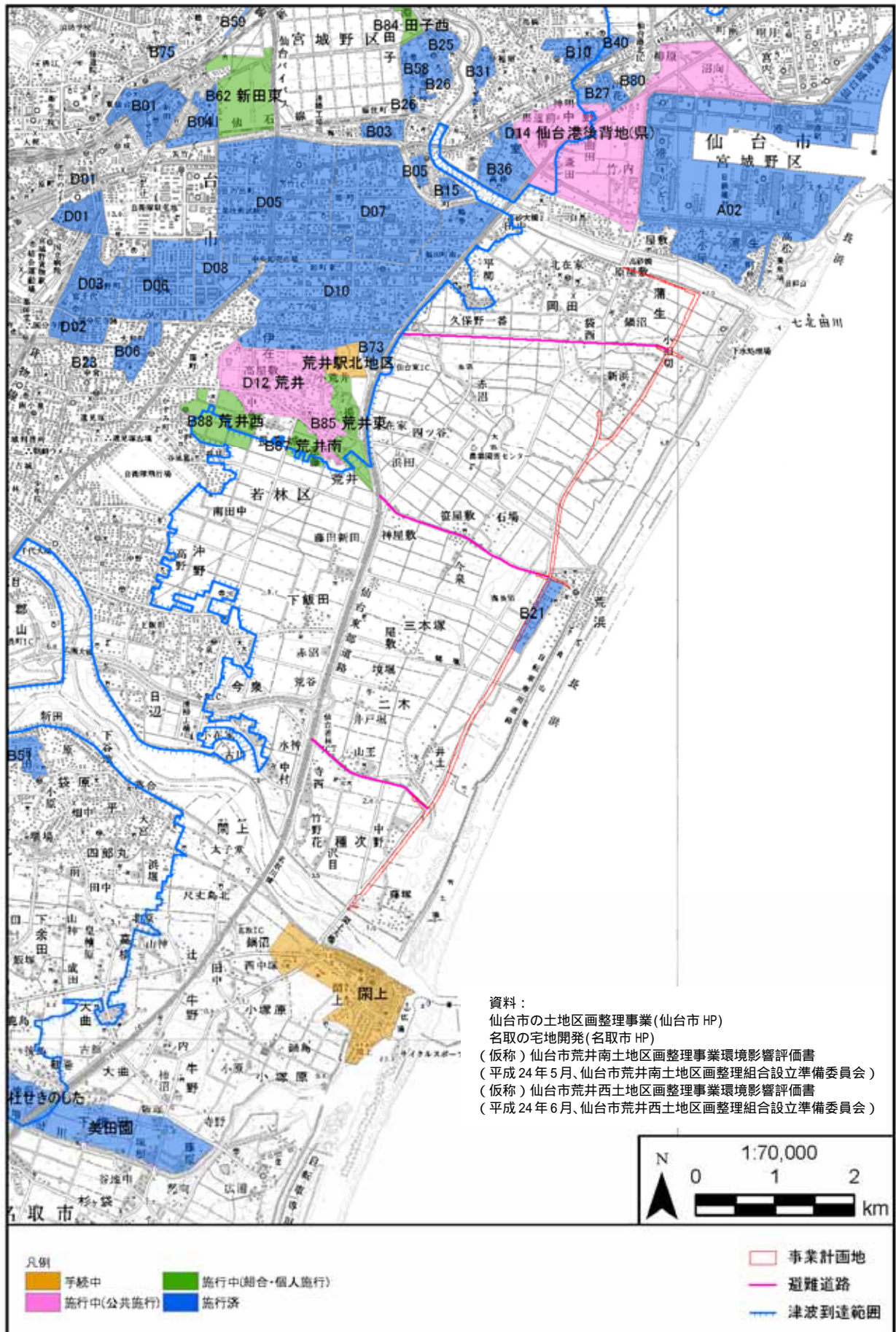


図 6.2.4-5 土地区画整理事業の状況

b) 工業用水道の整備状況

概況調査範囲には仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道がある。その位置は図 6.2.4-6 に示すとおりであり、その内容は表 6.2.4-9 のとおりである。

仙塩工業用水道は、仙塩特定地域総合開発計画の一環として、昭和 32 年度から昭和 38 年度までの 7 か年間で建設されたもので、昭和 36 年 11 月から仙塩地区へ給水を開始している。昭和 39 年、仙塩地区を含む仙台湾地区が新産業都市に指定され、昭和 46 年の仙台港開発等により工業導入も急速に進展し、本工業用水道はそれらの地域開発に大きく寄与してきた。

また、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。本工業用水道は建設後相当の期間を経過し、配水管等の老朽化が著しくなったことから、昭和 49 年度から昭和 63 年度の 15 ヶ年間で改築工事を実施し、また平成元年度から建設を進めてきた仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水地域の拡張工事も平成 5 年度に終了し、平成 6 年 4 月 1 日から給水を開始した。

仙台圏工業用水道は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 47 年度から昭和 51 年度までの 5 か年間で建設されたもので、昭和 51 年 10 月 1 日から給水を開始している。

仙台港背後地に立地する「石油精製、都市ガス、火力発電、鉄鋼関連、ビール製造」の企業等のほか、名取市及び利府町の企業にも給水しており、一日最大 100,000m³ の供給能力を持っている。

事業計画地に係る工業用水道はない。

表 6.2.4-9 工業用水道の状況

【仙塩工業用水道】

水源	一級河川名取川水系碁石川（釜房ダム）
取水	名取川頭首工（名取市高館熊野堂）釜房ダム放流水 （取水量）一日最大 100,000m ³
給水能力	一日最大 100,000m ³
水質	原水供給
給水区域	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

【仙台圏工業用水道】

水源	一級河川名取川水系大倉川（大倉ダム）
取水	広瀬川四ツ谷堰（仙台市青葉区折立郷六）大倉ダム放流水 一日最大 100,000m ³
給水能力	一日最大 100,000m ³
水質等	（水温）摂氏 1 度～25 度 （濁度）10 度以下 （水素イオン濃度）pH6.0～8.0 （総硬度）120mg/L 以下
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・富谷町・大和町

資料：宮城県企業局水道経営管理室 HP



資料：宮城県企業局水道経営管理室 HP

図 6.2.4-6 工業用水道の状況

c) 農業生産基盤等の整備状況

概況調査範囲における農業生産基盤整備状況、農業近代化施設整備状況、農村生活環境施設整備状況は表 6.2.4-10～12 に示すとおりである。これらの位置は図 6.2.4-7 に示すとおりである。

事業計画地は、ほ場整備事業地、かんがい排水事業地、農村生活環境施設の範囲を通過する。

震災後のほ場整備事業の状況は図 6.2.4-8 に示すとおりであり、名取川以北の国営仙台東土地改良事業で 2,162ha、名取川以南の名取地区ほ場整備事業で 861ha のほ場整備計画がある。

表 6.2.4-10(1/2) 農業生産基盤整備状況（仙台市）

番号	事業名	地区名	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	開始	終了
仙 1	団体営ほ場整備事業	岩切	569	351,815	区画整理 569.0ha	昭和 39	昭和 43
仙 2	第一次農業構造改善事業	鍋沼	88.6	72,800	区画整理 88.6ha	昭和 44	昭和 44
仙 3	第一次農業構造改善事業	萩袋	33.2	26,070	区画整理 33.2ha	昭和 44	昭和 44
仙 4	県営ほ場整備事業	七郷第三	374	3,149,000	区画整理 374.0ha	昭和 55	平成 3
仙 5	団体営かんがい排水事業	南蒲生	510	733,600	排水機 3、樋門 4、水路 3,150m	昭和 51	昭和 63
仙 6	県営湛水防除事業	田子	122.4	940,000	排水機場	昭和 63	平成 4
仙 8	県営土地改良総合整備事業	鍋沼	70	594,763	用排水路工 12,101m	平成 1	平成 7
仙 9	小規模排水対策特別事業	原田	10	57,310	区画整理 10.0ha	昭和 56	昭和 57
仙 10	県営ほ場整備事業	七郷	493	2,420,520	区画整理 493.0ha	昭和 46	昭和 58
仙 11	県営ほ場整備事業	七郷第二	427	2,549,000	区画整理 427.0ha	昭和 48	昭和 60
仙 12	団体営かんがい排水事業	二郷堀	562	512,545	排水機 2、樋門 1、水路 2,027m	昭和 41	昭和 48
仙 13	県営かんがい排水事業	井土浦	873	2,901,000	排水機場 1、排水路 4,432m	昭和 61	平成 10
仙 14	団体営かんがい排水事業	藤塚	101	621,500	排水機場、水路 1,301m	昭和 58	平成 4
仙 15	団体ほ場整備事業	袋原	25.5	10,560	区画整理 25.4ha	昭和 43	昭和 44

資料：仙台農業振興地域整備計画書（平成 20 年、仙台市）

表 6.2.4-10(2/2) 農業生産基盤整備状況（名取市）

番号	事業名	地区名	受益面積	事業の種類	事業の概要
名 1	県営ほ場整備事業	牛野・大曲	147ha	区画整理	ほ場整備
名 2	県営ほ場整備事業	鍋沼	51ha	区画整理	ほ場整備
名 3	県営ほ場整備事業	下余田	203ha	区画整理	ほ場整備

資料：名取市農業振興地域計画付図（名取市）

表 6.2.4-11(1/2) 農村生活環境整備状況（仙台市）

番号	事業名	地区名	事業費(千円)	事業内容	事業主体	開始	終了
仙 1	農業集落排水事業	笹屋	752,000	受益人口：570 人、受益戸数：124 戸、管路 3.3km	仙台市	昭和 63	平成 3
仙 2	農業集落排水事業	藤田	1,049,000	受益人口：1,090 人、受益戸数：234 戸、管路 4.6km	仙台市	平成 元	平成 4
仙 3	農業集落排水事業	四ッ谷	1,405,000	受益人口：1,210 人、受益戸数：61 戸、管路 4.2km	仙台市	平成 5	平成 7
仙 4	農業集落排水事業	小在家	1,141,000	受益人口：880 人、受益戸数：188 戸、管路 7.1km	仙台市	昭和 62	平成 3
仙 5	農業集落排水事業	井土	2,339,000	受益人口：900 人、受益戸数：196 戸、管路 9.4km	仙台市	平成 4	平成 7
仙 6	農業集落排水事業	三本塚	1,377,000	受益人口：530 人、受益戸数：108 戸、管路 5.2km	仙台市	平成 5	平成 7
仙 7	農業集落排水事業	下飯田	1,231,000	受益人口：630 人、受益戸数：131 戸、管路 4.0km	仙台市	平成 6	平成 9
仙 8	農業集落排水事業	藤塚	1,158,000	受益人口：570 人、受益戸数：131 戸、管路 3.8km	仙台市	平成 6	平成 9

資料：仙台農業振興地域整備計画書（平成 20 年、仙台市）

表 6.2.4-11(2/2) 農村生活環境整備状況(名取市)

番号	施設の種別	位置及び規模	受益戸数
名 1	集会施設	村区集会所	205

資料：名取市農業振興地域計画付図(名取市)

表 6.2.4-12(1/2) 農業近代化施設整備状況(仙台市)

番号	事業種目	受益面積(ha)	受益戸数	事業費(千円)	施設の名称		事業着工年度
					名称	数量・規模	
仙 1	大規模共同育苗施設設置事業	25	7	16,200	育苗センター	271m ²	昭和 57
仙 3	大規模共同育苗施設設置事業	100	18	-	育苗センター	100ha 規模	昭和 46
仙 4	大規模共同育苗施設設置事業	50	3	-	育苗センター	50ha 規模	昭和 48
仙 5	大規模共同育苗施設設置事業	100	17	-	育苗センター	100ha 規模	昭和 47
仙 6	共同発酵処理機械事業	-	-	69,795	堆肥生産センター - 附帯施設	1 棟 464m ² 一式	昭和 55
仙 16	地域農業生産総合振興事業	25	7	24,899	ライスセンター	32 石 4 基	昭和 56
仙 17	農業生産体制強化対策事業	-	-	27,195	農産加工場		平成 11
仙 18	生産集団機械化促進事業	20	3	9,375	ライスセンター	20ha 規模	昭和 49
仙 19	良質米生産集団育成事業	20	6	17,600	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 56
仙 20	土地利用型集団営農推進対策事業	20	7	16,834	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 53
仙 21	高位生産営業特別促進対策事業	26	7	23,644	ライスセンター	32 石 4 基	昭和 59
仙 22	良質米中核集団育成事業	25	7	24,100	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 61
仙 23	野菜集団産地育成事業	248	160	17,160	集出荷所	1 棟 231m ²	昭和 56
仙 24	農業経営基盤強化支援対策事業	60	1	99,476	ライスセンター	1 棟	平成 8
仙 25	農業生産体質強化総合推進対策事業	520	-	248,950	カントリーエレベータ		平成 10
仙 27	農業生産総合対策事業	310	-	302,574	大豆乾燥調整・ 集出荷貯蔵施設		平成 12
仙 28	高能率稲作集団営農推進事業	20	10	16,370	ライスセンター	30 石 3 基	昭和 52

資料：仙台農業振興地域整備計画書(平成 20 年、仙台市)

表 6.2.4-12(2/2) 農業近代化施設整備状況(名取市)

番号	施設の種別	地区名	規模	受益面積	受益戸数	利用組織
名 3	穀類乾燥調整施設	下余田	乾燥機 5 基、調整施設 1 式、コンバイン 3 台	50ha	6 戸	集団栽培生産組織
名 4	園芸栽培施設	太子堂	品質向上施設 3,000 m ²	0.3ha	5 戸	集団栽培生産組織
名 5	集荷所・共同選花施設	高柳	集荷所 330 m ² 、選花機 1 式、直売所 99 m ²	3ha	20 戸	集団栽培生産組織
名 6	穀類乾燥調整施設	閑上町区	乾燥機 3 基、調整施設 1 式、コンバイン 3 台	25ha	3 戸	集団栽培生産組織
名 7	穀類乾燥調整施設	飯塚	乾燥機 3 基、調整施設 1 式、コンバイン 3 台	25ha	3 戸	集団栽培生産組織
名 8	園芸栽培施設	村区	品質向上施設 3,000ha	0.5ha	5 戸	集団栽培生産組織
名 9	穀類乾燥調整施設	牛野	乾燥機 4 基	30ha	5 戸	集団栽培生産組織
		大曲	調整施設 1 式、コンバイン 2 台			
名 10	加工施設	耕谷	味噌・もち加工施設 1 式	-	4 戸	農業生産法人
名 15	土壌改良施設	杉ヶ袋南	堆肥盤 330 m ² 、ベラー・レーキ 1 台、マニアスプレッダー 1 台	7ha	20 戸	集団栽培生産組織
名 16	共同選果施設	下増田	選果施設 1 式	8ha	80 戸	集団栽培生産組織

資料：名取市農業振興地域計画付図(名取市)

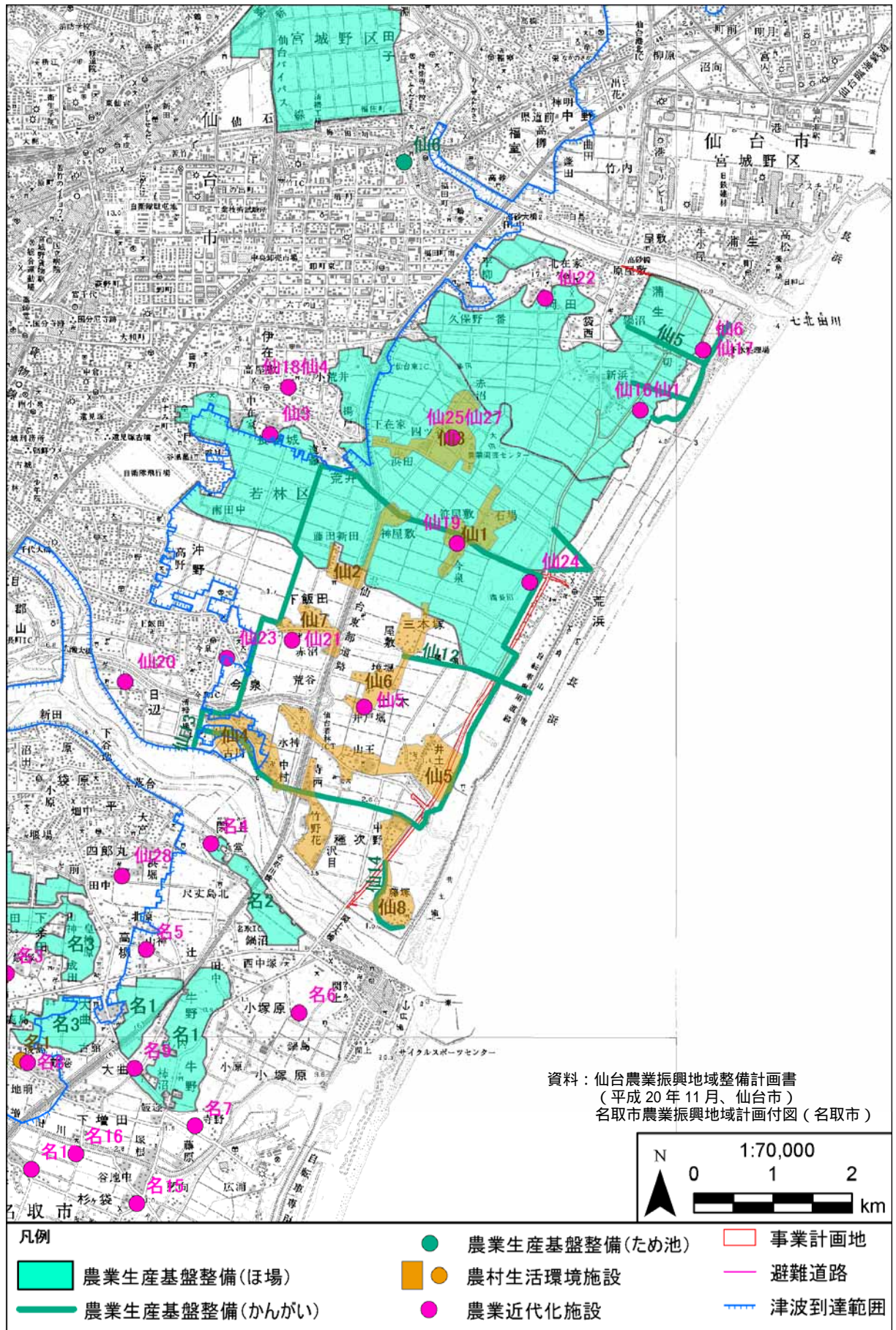


図 6.2.4-7 農業基盤等の整備状況



図 6.2.4-8 ほ場整備の状況

6.2.5. 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

1) 学校、病院、文化施設、福祉施設の配置の状況

社会生活上、環境配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園、病院、文化施設等が挙げられる。概況調査範囲における学校、病院等、環境への配慮が特に必要な施設の状況は、表 6.2.5-1 及び図 6.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地付近には、荒浜地区に小学校、福祉施設、老人ホーム等が存在していたが、いずれも震災後に休止している。

2) 住宅の配置の状況

概況調査範囲は、海岸部から西部に広がる農地に笹屋敷、藤田、四ッ谷、小在屋、井土、三本塚、下飯田、藤塚など集落排水事業が整備されている農業集落や、市街化調整区域で下水道が整備されている岡田、荒浜の大規模既存集落が散在している。

仙台東部道路の西方にある市街化区域は、卸町や日の出町、仙台港背後の工業専用地域以外は連担した住宅地や商業業務地を形成している。

事業計画地付近をみると、図 6.2.5-2 に示すとおり南蒲生、新浜、荒浜、井土、藤塚などの集落が存在しているが、住民の多くは現在、避難もしくは移転している。

3) 環境の保全等についての配慮が特に必要な計画など

概況調査範囲には、地下鉄東西線の整備や、地下鉄東西線の整備にあわせ、土地区画整理事業の施行（仙台市荒井東土地区画整理事業）や土地区画整理事業が計画（荒井駅北地区、荒井西地区、荒井南地区）されているが、これらはいずれも仙台東部道路を挟んだ西側に位置していることから、本事業に伴う影響は想定されず、特段の配慮は不要と考えられる。

表 6.2.5-1 配慮が特に必要な施設(1/3)

区分	番号	名称	区分	番号	名称
小学校	22	西山小学校	保育所	51	上飯田横堀保育所
	34	南小泉小学校		74	小田原保育園
	35	原町小学校		75	乳銀杏保育園
	42	六郷小学校		76	ザレ愛児園
	44	七郷小学校		77	高砂保育所
	45	荒浜小学校		78	保育所新田こぼと園
	46	高砂小学校		79	さゆり保育園
	47	中野小学校		83	宝保育園
	48	岡田小学校		91	福室希望園
	49	東仙台小学校		98	飯田保育所
	58	宮城野小学校		100	田子希望園
	59	東六郷小学校		101	卸町光の子保育園
	64	四郎丸小学校		107	扇町まるさんかくしかく保育園
	65	新田小学校		108	六丁の目ザグ-グ-ス保育園
	67	遠見塚小学校		111	若竹よいこのくに保育園
	71	福室小学校		112	東盛マイリ-園
	78	大和小学校		113	荒井青葉保育園
	85	袋原小学校		114	ろりぼっぶ保育園
	86	中野栄小学校		115	上飯田くるみ保育園
	87	沖野小学校		120	関上保育所
	93	蒲町小学校		121	名取みたぞの保育園
	94	栴江小学校		3	光ヶ丘保育園
	96	東四郎丸小学校		5	マミ-ランド 保育園
	99	鶴巻小学校		22	宮城野保育園
	100	東宮城野小学校		24	おもちゃぼこ保育園
	101	沖野東小学校		25	小野寺保育室
	104	田子小学校		28	六丁の目保育園
	129	下増田小学校		30	ハ-保育園
	130	関上小学校		44	ブル-ベ-リーズ 保育園
	中学校	5		南小泉中学校	せんだい保育室
8		六郷中学校	54	あつぶる保育園	
9		七郷中学校	58	新田らぼむ保育園	
10		高砂中学校	59	ちやいるどらんど六丁の目保育園	
22		蒲町中学校	60	中野ブ-ア保育園	
25		中野中学校	63	童和保育園	
26		袋原中学校	35	あけぼの幼稚園	
29		沖野中学校	38	上田子幼稚園	
31		西山中学校	40	清水幼稚園	
54		田子中学校	41	しらとり幼稚園	
高等学校	2	仙台工業高等学校	幼稚園	42	志波幼稚園
	4	仙台大志高等学校		44	立華幼稚園
	5	仙台函南秋陵高等学校		46	東岡幼稚園
	6	仙台第二工業高等学校		47	東盛幼稚園
	7	宮城県立農業高校		49	なかの幼稚園
適応指導センター	2	適応指導教室「杜のひろば・宮城野」	50	ザレ幼稚園	
	7	適応指導教室「杜のひろば・若林」	51	はなぶさ幼稚園	
保育所	1	木ノ下保育所	52	東仙台幼稚園	
	2	南小泉保育所	53	ふくだまち幼稚園	
	3	やまとまちあから保育園	55	ふくむる幼稚園	
	12	中野栄あしぐる保育所	57	エ-ルワ-ル幼稚園	
	18	ゆりかご保育園	58	ろりぼっぶ幼稚園	
	22	新田すいせん保育所	59	蒲町幼稚園	
	23	原町すいせん保育所	60	七郷幼稚園	
	25	あつぶる保育園	62	聖和幼稚園	
	27	鶴ヶ谷保育所	66	ドリーム幼稚園	
	36	袋原保育所	68	やまと幼稚園	
	38	沖野保育所	69	るり幼稚園	
	39	福田町保育所	70	六郷幼稚園	
	45	萩野町保育所	71	六丁目幼稚園	
	46	蒲町保育所	87	袋原幼稚園	
	48	東仙台保育所	93	ゆりかご幼稚園	
	50	鶴巻保育所	94	若竹幼稚園	
				108	わかば幼稚園

表 6.2.5-1 配慮が特に必要な施設(2/3)

区分	番号	名称	区分	番号	名称	
児童館	22	東中田児童館	福祉施設(障害者)	156	向日葵ファミリー	
	26	六郷児童館		158	わたげの樹	
	32	沖野児童館		160	わたげの家	
	33	若林児童館		福祉施設(高齢者)	16	仙台市宮城野老人憩の家
	35	沖野マイカール児童館			18	仙台市鶴巻老人憩の家
	38	東部児童館			19	仙台市東仙台老人憩の家
	40	幸町児童館			20	仙台市新田老人憩の家
	42	若林区中央児童館			22	仙台市原町老人憩の家
	44	高砂児童館			24	仙台市岡田老人憩の家
	50	遠見塚児童館			30	仙台市大和老人憩の家
	58	郡山児童館	31		仙台市荒浜老人憩の家	
	59	田子児童館	32		仙台市蒲町老人憩の家	
	61	中野児童館	33		仙台市遠見塚老人憩の家	
	64	栢江児童館	34		仙台市小鶴老人福祉センター	
	65	中野栄児童館	35		仙台市東六郷老人憩の家	
	71	大和児童館	43		仙台市袋原老人憩の家	
	72	七郷児童館	67		仙台市沖野老人福祉センター	
	73	福室児童館	69	仙台市高砂老人福祉センター		
	76	蒲町児童館	70	仙台市郡山老人福祉センター		
	78	岡田児童館	デｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	3	ｱｸﾃｲﾌﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	
	81	東四郎丸児童館		4	サｸﾞﾗｽ風家	
	88	宮城野児童館		5	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ憩いの園	
	89	袋原ｺﾐｬﾆﾃｲ児童館		6	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ美の里	
	91	鶴巻児童館		10	清水沼ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	
92	幸町南児童館	11		ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽあすく		
102	新田児童館	18		袋原ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
児童養護施設	3	児童養護施設 小百合園		22	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｰ若林	
	4	児童養護施設 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｰﾎｰﾑ		24	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰﾌﾙｰｼﾞｰ福田町	
	8	乳児院 宮城県乳児院		25	福室ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	
福祉施設(障害者)	6	仙台市宮城野障害者福祉センター		26	四郎丸ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	
	7	仙台市若林障害者福祉センター		28	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽわかなの社	
	8	宮城県障害者福祉センター		32	ﾍﾞﾝﾁｱ若林	
	13	仙台市白鳥たんぼぼホーム		33	ﾃﾞｲｲｰｸﾙｽあんしんどう中倉	
	14	ほわっと・わたげ		42	ｸﾞﾗｲﾄﾞｲﾝﾍﾞﾝﾀｰ-仙台東通所介護事業所	
	15	宮城野雲母倶楽部+らゐ		45	ﾍﾞﾝﾁｱ福田町	
	24	仙台市上飯田たんぼぼホーム		46	遠見塚ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ	
	36	ﾊｰﾄﾗｲﾌｾﾝﾀﾞｲ創働舎	49	社会福祉法人宮城厚生福祉会福田町ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	42	みどり工房若林	52	仙台市高砂ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	49	だんでらいおん	53	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰにｺﾋﾞｱ萩野町		
	51	縁むすび	54	沖野ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	65	わ・は・わ遠見塚	57	ｱﾝｽﾄ中倉ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ		
	66	ｱｸﾃｲﾌﾞ・ﾃﾞｲ	58	仙台市郡山ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	70	仙台ｸﾞﾗﾝﾄﾞｰﾎｰﾑ	59	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽおいちゃん家		
	72	わはわ	65	さくらﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ精華		
	73	わ・は・わ沖野	69	認知症対応型通所介護いこいの園		
	85	喫茶ﾙｰﾑばれった	87	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽみやぎの社		
	87	ばれった・けやき木ノ下	88	しあわせの郷遠見塚3丁目ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ		
	92	わ・は・わ宮城野	105	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ向日葵		
	94	ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ ﾚｲﾄ	108	ｱﾙﾀﾞｸﾞﾘｰﾝ株式会社東仙台ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	96	ｺｯﾊﾟ	111	福田町ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	99	びぁ	123	萩野町ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰふれあい		
	100	ふるたいむ	125	仙台中倉ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽ		
	102	第二啓生園	131	夢のふれあい村		
	107	啓生園	136	ほっと・居久根		
	108	啓生園(通所併設)	139	特定非営利活動法人ゆうあんどあいﾃﾞｲｲｰﾋﾞｽはらのまち		
	113	いずみ授産所	147	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ大和		
	119	ｸﾞﾗﾝﾄﾞｷﾞﾙﾄﾞ花梨	151	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰﾄﾞﾝｸﾞﾏｰ東仙台		
	126	まどか荒浜	152	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰすだちの里		
	129	きぼう園	153	ふくむる接骨院ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	145	高砂はげみホーム	157	株式会社ほの花		
	146	つどいの家・ｺﾊﾞﾙ	166	きらりﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ-宮城野		
	147	のぞみ苑	173	荒浜ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰ		
	153	仙台通勤寮	176	ﾃﾞｲｲｰﾋﾞｾﾝﾀｰなごや東仙台		

表 6.2.5-1 配慮が特に必要な施設(3/3)

区分	番号	名称	区分	番号	名称	
地域包括支援センター	8	東仙台地域包括支援センター	老人短期入所施設	2	グループ 福室短期入所生活介護	
	10	高砂地域包括支援センター		3	わかなの社	
	11	福田町地域包括支援センター		5	みはらの社	
	14	六郷地域包括支援センター		9	短期入所生活介護施設福田町	
	16	荒浜地域包括支援センター		11	六郷の社	
	17	遠見塚地域包括支援センター		18	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	
	22	郡山地域包括支援センター		19	自衛隊仙台病院	
	26	東中田地域包括支援センター		20	東北厚生年金病院	
老人ホーム	2	松涛館	病院	21	国家公務員共済組合連合会 東北公済病院 宮城野分院	
	3	萩の風		22	財団法人東北予防衛生会青葉病院	
	5	ブルーライオンデン		24	財団法人光ヶ丘スプリング病院	
	8	宮城野の里		27	中嶋病院	
	11	ケハウス大宮		30	NTT 東日本東北病院	
	13	ケハウス J&B		31	仙台整形外科病院	
	24	肺 福室		60	オルグ リン開上クリニック	
	26	ベストライフ仙台東		61	森内科クリニック	
	27	あけの星荘		62	東北国際クリニック	
	28	シルバーホスト ンクサ-東仙台		63	普我内科こどもクリニック	
	29	なでしこの館		診療所	3	東部休日診療所
	30	六郷の社			1	六郷市民センター
	35	ベストライフ仙台南			2	沖野市民センター
	44	暁星園	3		七郷市民センター	
	58	潮音荘	4		高砂市民センター	
	63	白東苑	5		福室市民センター	
	65	アール遠見塚	6		田子市民センター	
	68	杜の里	7		東部市民センター	
	76	J&B	8		幸町市民センター	
	80	ザ・サツメイ仙台	9		中央市民センター	
	82	ニ子のきらめき仙台若林	10		若林市民センター	
	83	シルバーホームのどか苑	11		東中田市民センター	
	85	アイワサヒス仙台株式会社そらの苑	12		岡田コミュニティ・センター	
	86	有料老人ホームやすらぎ苑仙台	13		幸町南コミュニティ・センター	
	88	住宅型有料老人ホーム憩いの園	14		新田コミュニティ・センター	
	92	ハートフル仙台	15		鶴巻コミュニティ・センター	
	94	りらく苑木ノ下	16		中野コミュニティ・センター	
	96	グループ リビング フォー ュ福田町	17		中野栄コミュニティ・センター	
	97	グループ リビング 美の里苑	18		東仙台コミュニティ・センター	
	98	かっちゃん家荒井	19	柊江コミュニティ・センター		
	102	老人ホームうらやす	20	宮城野コミュニティ・センター		
	103	ケハウスうらやす	21	荒浜コミュニティ・センター		
	小規模多機能型 居宅介護施設	2	結いの館	22	沖野コミュニティ・センター	
		4	セントアール仙台田子	23	蒲町コミュニティ・センター	
	グループホーム	4	ふれあいの家白鳥	24	七郷六丁目コミュニティ・センター	
5		グループホームやわらぎ	25	東六郷コミュニティ・センター		
10		くつろぎ保養館仙台東	26	遠見塚コミュニティ・センター		
12		グループホームなんてん伊在荘	27	大和コミュニティ・センター		
13		グループホームすだちの里	28	東四郎丸コミュニティ・センター		
14		しあわせの郷遠見塚3丁目グループホーム	29	開上公民館		
16		四郎丸高齢者グループホーム「おちあい」	30	下増田公民館		
17		袋原グループホームふれあいの家				
38		ニ子のほほえみ仙台福室				
39		ニ子のほほえみ仙台やまとまち				
46		グループホームにこびア萩野町				
51		グループホームなつぎ埜				
老人保健施設		2	リビ'リアル-ク仙台東			
		6	けやき			
		10	リビ'リアル-ク高砂			
		15	春風のころ			
		21	老人保健施設はぐれい			

資料：平成 21 年度自然環境基礎調査報告書（平成 22 年、仙台市）
仙台市 HP、インターネット検索結果

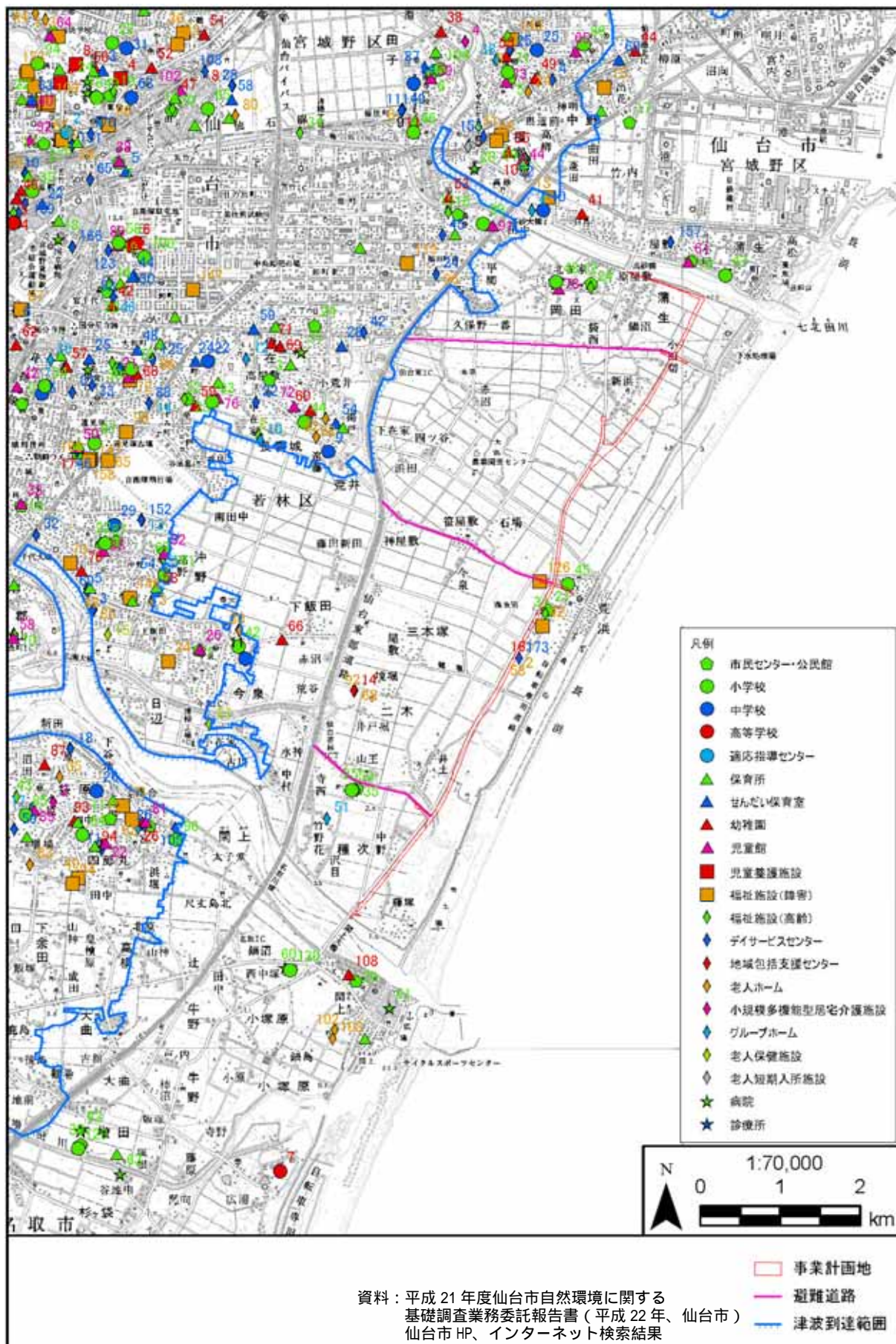
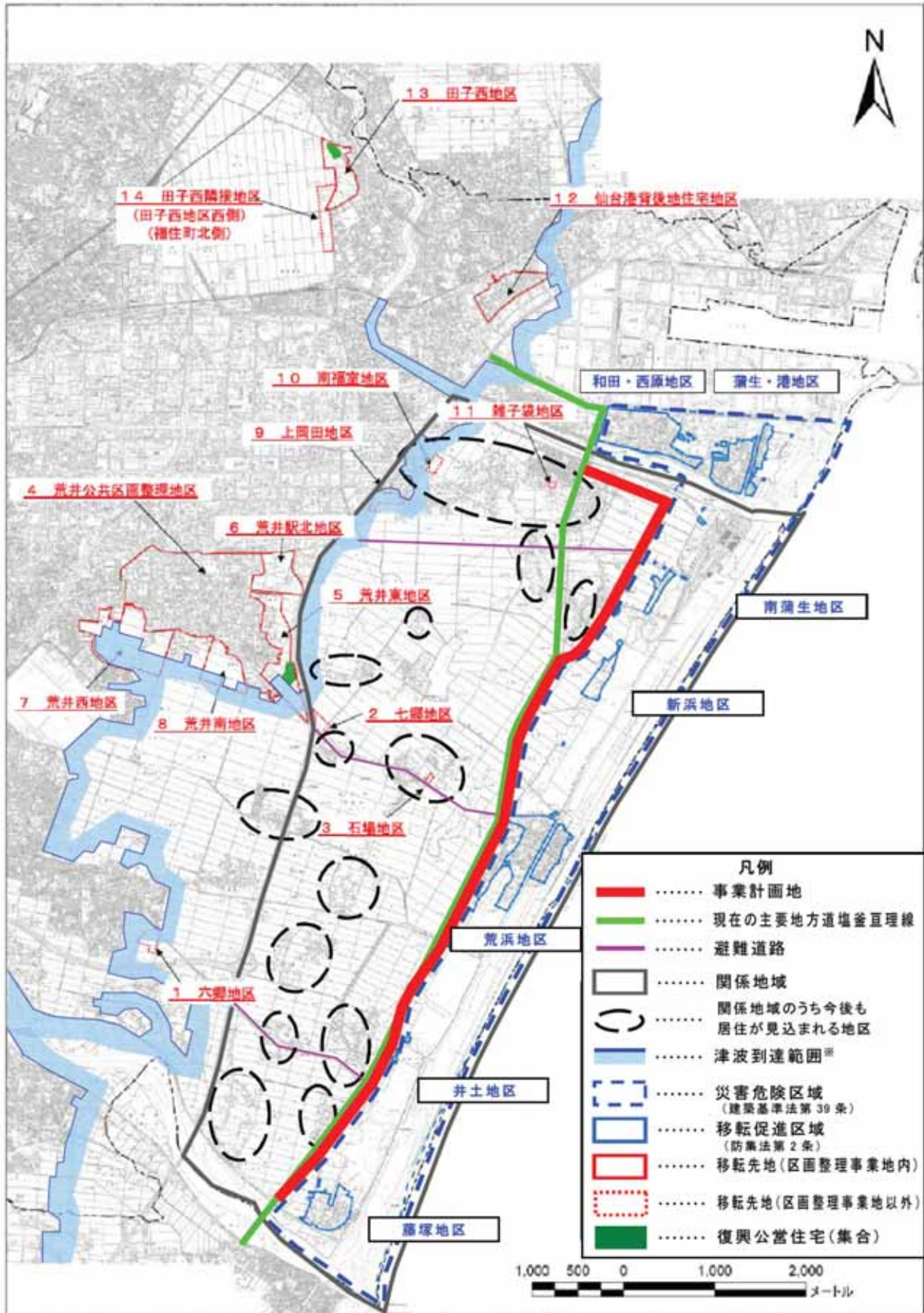


図 6.2.5-1 配慮が特に必要な施設



※出典) 平成23年(2011年)東日本大震災2.5万1浸水範囲概況図(宮城県版)(国土交通省国土地理院、平成23年5月)

図6.2.5-2 沿道の居住状況と移転先地位位置図

6.2.6. 環境の保全等を目的とする法令等

1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況は表 6.2.6-1、表 6.2.6-2、表 6.2.6-3 および図 6.2.6-1、図 6.2.6-2、図 6.2.6-3 に示すとおりである。

表 6.2.6-1 環境保全の状況として対象とする主な法指定等及び計画

自然環境保全に係る主な法指定等	概況調査地域	事業計画地
ア．自然公園（国定公園、県立自然公園） 【自然公園法】	存在しない	存在しない
イ．県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域 【自然環境保全条例】	仙台湾海浜県自然環境保全地域	存在しない
ウ．史跡、名勝、天然記念物等 【文化財保護法】	史跡（陸奥国分尼寺跡、遠見塚古墳）天然記念物（苦竹のイチョウ）	存在しない
エ．鳥獣保護区 【鳥獣保護法】	鳥獣保護区（仙台海浜、仙台） 特別保護地区（仙台海浜） 特定猟具使用禁止区域（銃）（仙台南、仙台東、名取、仙台） 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域（名取川、広瀬川、七北田川）	鳥獣保護区（仙台海浜） 特定猟具使用禁止区域（銃）（仙台南、仙台） 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域（名取川、七北田川） *事業計画地に隣接
オ．特別緑地保全地区 【都市計画法】	存在しない	存在しない
カ．風致地区 【都市計画法】	安養寺風致地区	存在しない
キ．保安林 【森林法】	飛砂防止保安林	存在しない
ク．保存緑地 【杜の都の環境をつくる条例】	存在しない	存在しない
ケ．環境保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	存在しない	存在しない
コ．水質保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	水質保全区域（愛宕橋～名取川合流前）	存在しない
サ．保護林、レクリエーションの森等国有林内の制限林等 【国有林野の活用に関する法律】	存在しない	存在しない

表 6.2.6-2 指定文化財一覧

区分	番号	文化財名	指定区分	所在地
史跡	1	陸奥国分寺尼寺跡	国指定	若林区
	2	遠見塚古墳	国指定	若林区
天然記念物	3	苦竹のイチョウ	国指定	宮城野区

番号は図 6.2.6-1 と対応

表 6.2.6-3 鳥獣保護区等一覧

区分	番号	名称	面積
鳥獣保護区	1	仙台海浜	7,956 ha
	2	仙台	15,019 ha
特定猟具 使用禁止区域(銃)	3	仙台南	4,000 ha
	4	仙台東	5,454 ha
	5	名取	617 ha
	6	仙台	4,300 ha
指定猟法(鉛製散弾) 禁止区域	7	名取川	816 ha
	8	広瀬川	441 ha
	9	七北田川	308 ha

番号は図 6.2.6-2 と対応

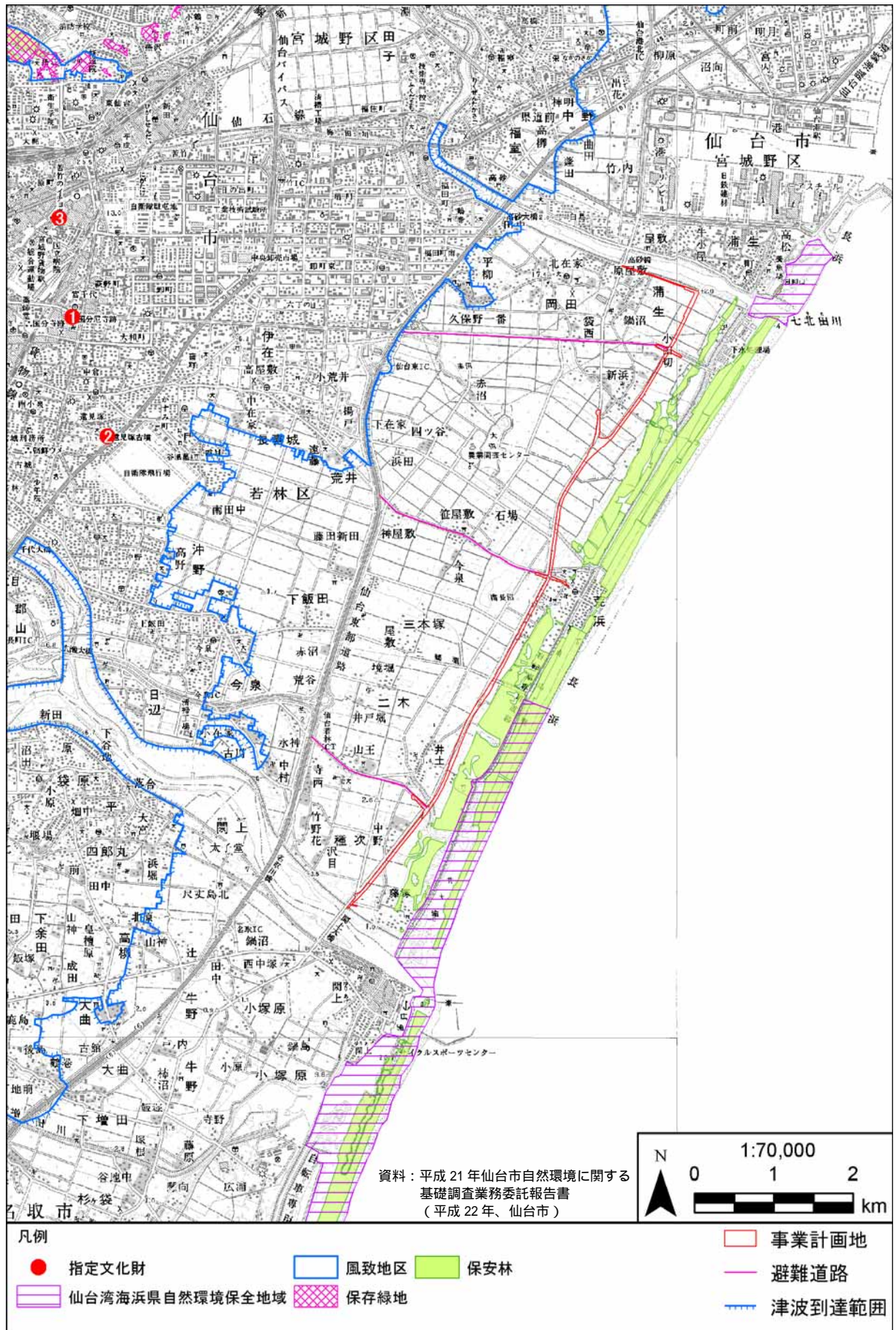


図 6.2.6-1 自然環境保全に係る主な指定等の状況図

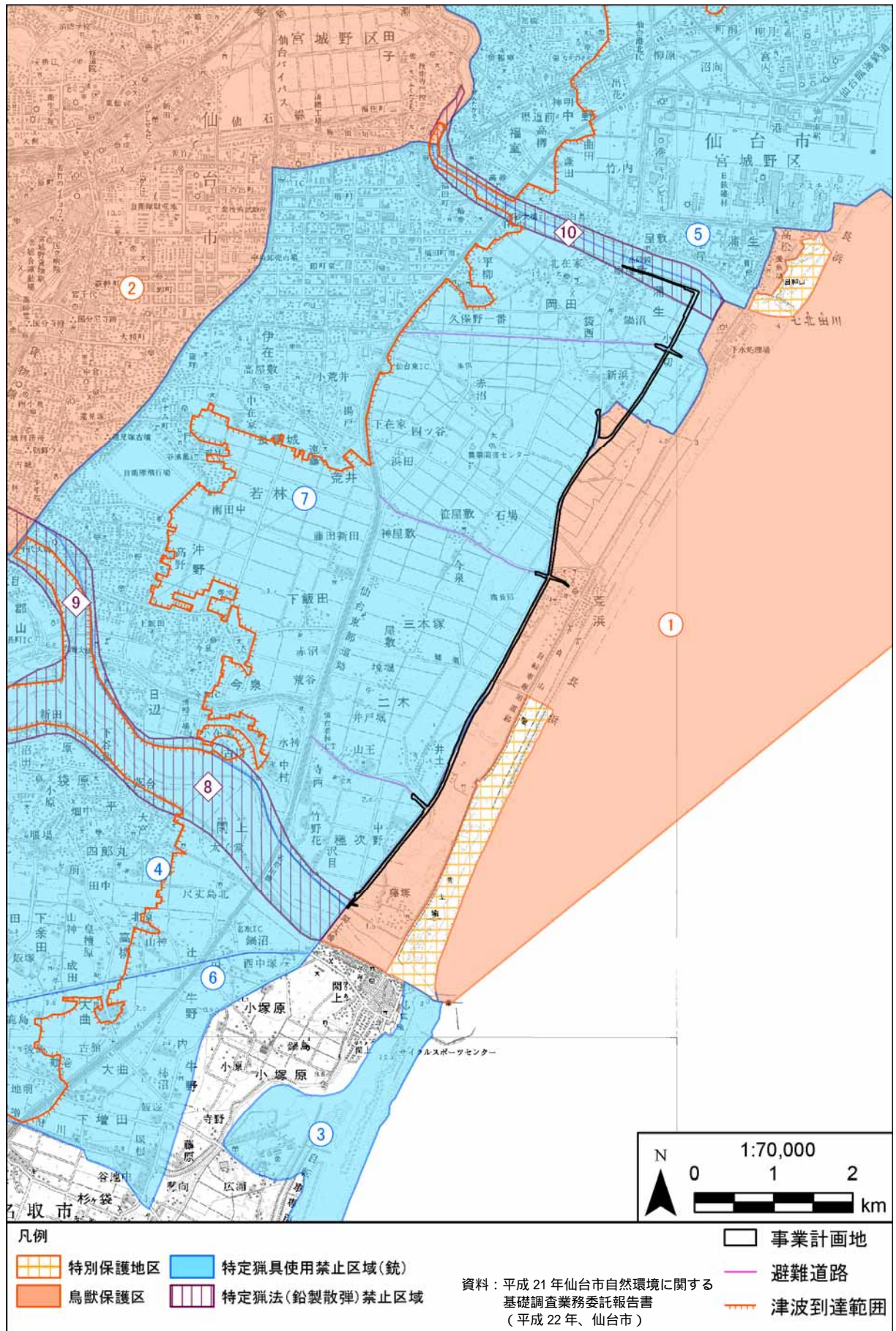


図 6.2.6-2 鳥獣保護区等位置図

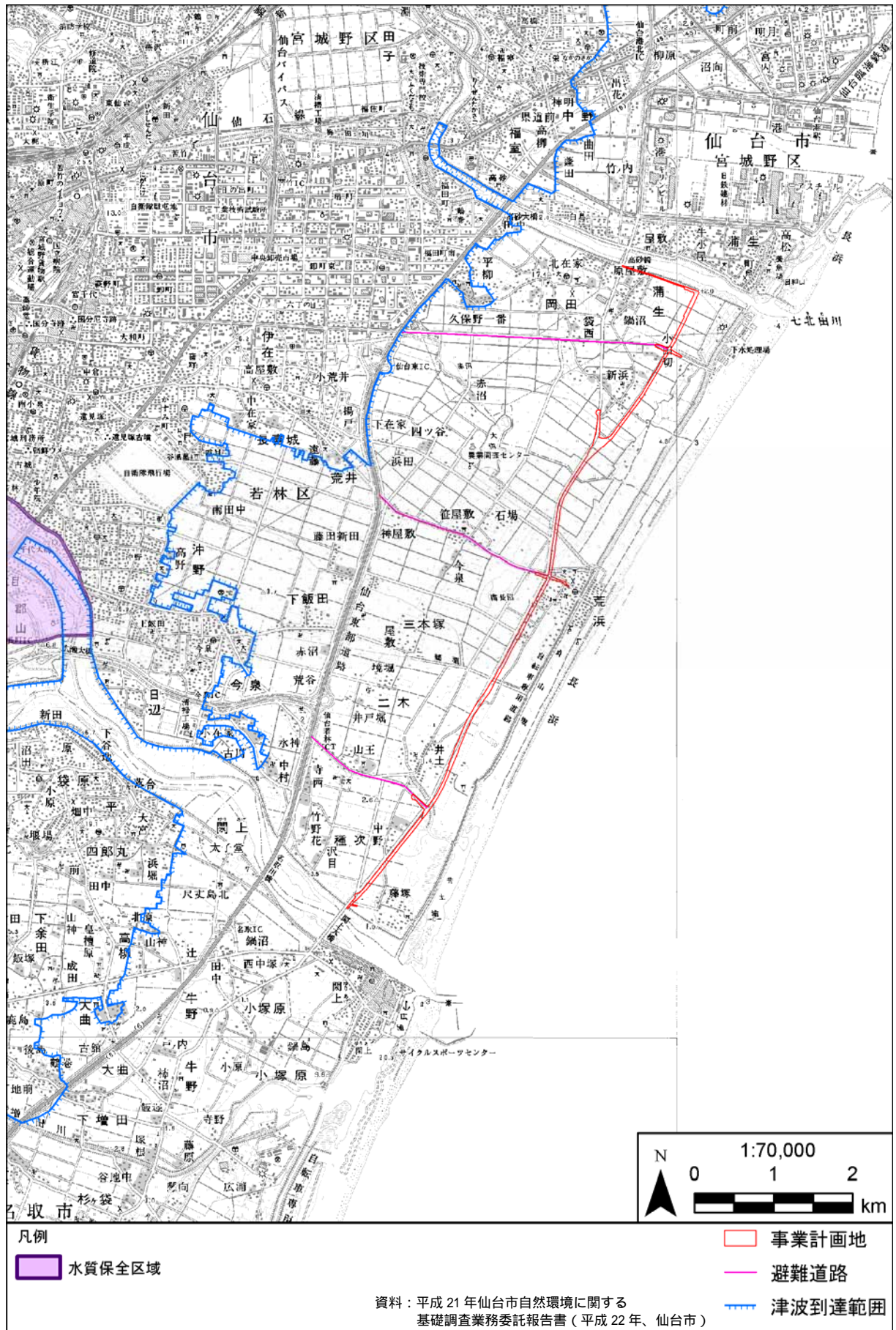


図 6.2.6-3 水質保全区域

(2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況

概況調査範囲及び事業計画地における公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況は表 6.2.6-4 のとおりである。これらに該当する環境基準や規制基準等は、表 6.2.6-6～表 6.2.6-32 に示すとおりである。

表 6.2.6-4(1/2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等

項目	概況調査範囲	事業計画地
大気 質	<p>大気汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第5条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】</p>	<p>大気汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第5条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】</p>
騒音	<p>騒音に係る環境基準の類型指定(都市計画区域)を受けている。 航空機騒音に係る環境基準の類型指定(陸上自衛隊霞目飛行場)を受けている。 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定を受けている。 騒音規制法：特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法：自動車騒音の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する騒音の規制に係る区域指定(市域全域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【環境基本法】 【騒音規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>	<p>騒音規制法：特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法：自動車騒音の要請限度に係る区域指定のうちb区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する騒音の規制に係る第2種区域(市街化調整区域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【騒音規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>
振動	<p>振動規制法：特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法：特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法：道路交通振動の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する振動の規制に係る区域指定(市域全域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【振動規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>	<p>振動規制法：特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 振動規制法：特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 宮城県公害防止条例：特定事業場から発生する振動の規制に係る第1種区域(市街化調整区域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【振動規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>

表 6.2.6-4(2/2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等

項目	概況調査範囲	事業計画地
低周波音	規制地域はない	規制地域はない
悪臭	悪臭防止法の規制地域（都市計画区域のうち市街化区域）の指定を受けている。 宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【悪臭防止法】 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】	宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】
水質	水質汚濁に係る環境基準の類型指定（名取川、広瀬川、七北田川、増田川）を受けている。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
底質	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
地下水汚染	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】
地盤沈下	工業用水法による地下水揚水規制指定地域、および宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域が定められている。 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】	工業用水法による地下水揚水規制指定地域が定められている。 【工業用水法】
土壌汚染	土壌汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	土壌汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】
日照障害	都市計画法における第1種高度地区、第2種高度地区、第3種高度地区、第4種高度地区の指定を受けている。また、最低限高度地区の指定を受けている。 【都市計画法】	指定地域はない（市街化調整区域）。

(3) 環境関連の条例

仙台市、名取市、宮城県における環境関連の条例は以下のとおりである。

表 6.2.6-5 関係法令の指定、規制等

【仙台市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編 環境	仙台市環境基本条例(平成8年3月19日)	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。
	仙台市環境影響評価条例(平成10年12月16日)	環境影響評価および事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	杜の都の環境をつくる条例(平成18年6月23日)	緑の保全、創出及び普及に関し、必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。
	広瀬川の清流を守る条例(昭和49年9月28日)	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し、必要な事項を定めるものとする。
	仙台市公害防止条例(平成8年3月19日)	仙台市環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)を保全することを目的とする。
	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年3月18日)	市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例(平成11年3月16日)	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
第9編 開発	杜の都の風土を育む景観条例(平成7年3月16日)	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。
	仙台市屋外広告物条例(平成元年3月17日)	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)並びに屋外広告業について、屋外広告物の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び、風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

資料：仙台市例規集

【名取市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編	名取市文化財保護に関する条例(昭和40年10月1日)	文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項及び第190条の規定に基づき、法及び文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち、市にとって特に重要なもの等について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。
第8編	名取市環境基本条例(平成11年3月11日)	良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

資料：名取市例規集

【宮城県の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年7月17日)	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
	ふるさと宮城の水循環保全条例(平成16年6月22日)	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	宮城県公害防止条例(地下水の採取に関する規則)(平成7年7月12日)	知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定し、地盤の沈下を防止することを目的とする。

資料：宮城県例規集

(4) 環境基準

a) 大気汚染に係る環境基準

(a) 大気汚染に係る環境基準

表 6.2.6-6 大気汚染に係る環境基準

区分	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オゾン (OX)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
長期的評価	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。			1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。	-
短期的評価	測定を行った日についての1時間値の1日平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	- *	測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(大気汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日環境庁告示第25号 改正平成8年環境庁告示第73号)
 (二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日環境庁告示第38号 改正平成8年環境庁告示第74号)

* 大気汚染に係る環境基準には二酸化窒素の短期濃度の基準値はないが、中央公害対策審議会により地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して、短期暴露(1時間暴露)の指針値として0.1~0.2ppmが提案されている。

(b) 有害汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

表 6.2.6-7 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)

(ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日環境庁告示第4号 改正平成13年4月20日環境庁告示第30号)

(c) 微小粒子状物質に係る環境基準

表 6.2.6-8 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。

(微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 平成21年9月9日環境省告示第33号)

b) 水質汚濁に係る環境基準

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

表 6.2.6-9 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

備考4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

表 6.2.6-10(1/2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100m L 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100m L 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100m L 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

備考 1：基準値は、日間平均値とする。

備考 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

備考 3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼・海域もこれに準ずる。）

備考 4：最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

表 6.2.6-10(2/2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川イ）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	基準値 ニルフェール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下

備考 1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

表 6.2.6-11(1/3) 生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100m L 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100m L 以下
B	水産 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

備考：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

表 6.2.6-11(2/3) 生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。)水産 1 種、水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	水道 3 級(特殊なもの)及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	水産 3 種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考 1：基準値は年間平均値とする。

備考 2：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

備考 3：農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

表 6.2.6-11(3/3) 生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号）